令和４年（2022 年）第３回定例会

枚方市教育委員会会議録

令和４年（2022 年）３月 28 日

枚　方　市　教　育　委　員　会

令和４年（2022年）第３回 枚方市教育委員会
定　例　会　議　案　書

日程番号	案件名	
1	報告第12号	臨時代理事項の報告について （１）職員の退職について （２）令和３年度優秀教職員表彰について
2	議案第23号	枚方版ＩＣＴ教育モデルの改訂について
3	議案第24号	令和４年度学校園の管理運営に関する指針について
4	報告第13号	臨時代理事項の報告について （１）府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について

〇開催日時　令和４年（２０２２年）３月２８日　午前１０時００分から
〇開催場所　輝きプラザきらら３階　教育委員会室

報告第12号

臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成３年枚方市教育委員会規則第２号）第３条第３項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和４年(2022年)３月28日

枚方市教育委員会
教育長　奈良　渉

１．臨時代理の理由

特に緊急を要するため

２．臨時代理事項

臨時代理第21号　　職員の退職について

臨時代理第22号　　令和３年度優秀教職員表彰について

臨時代理第21号

職員の退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成３年枚方市教育委員会規則第２号）第３条第２項の規定により臨時代理する。

令和４年(2022年)２月15日

枚方市教育委員会
教育長　奈良　渉

１．臨時代理の内容

令和４年(2022年)２月28日付け普通退職

所　　属	職　　・　　氏　名
枚方市立招提中学校　班長	再任用職員　・　稲垣　信邦

臨時代理第 22 号

令和３年度優秀教職員表彰について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成３年枚方市教育委員会規則第２号）第３条第２項の規定により臨時代理する。

令和４年（2022年）３月16日

枚方市教育委員会
教育長　奈良　渉

１．臨時代理の内容
　次ページのとおり

「令和３年度優秀教職員表彰」について

１．内容

教職員の一層の職務意欲を高め組織の活性化を図るとともに、元気で独創的な学校と教育を創造するため、枚方市内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員・チームのうち、特に顕著な業績をあげたもの（様々な教育課題に対する効果的な実践活動及び優れた提言、提案であり、かつ、枚方市内の公立学校の模範となるような業績をあげた教職員・チーム）を表彰する。

２．対象

枚方市立小中学校の教職員（校長、教頭、教諭（首席及び指導教諭含む）、養護教諭（指導養護教諭含む）、栄養教諭（指導栄養教諭含む）、事務職員）及びチーム

３．選考について

□　選考基準

次のいずれかに該当し、枚方市内の公立学校において模範となる顕著な業績をあげていること。

⑴　児童・生徒の教科指導や生徒指導等（生徒指導、進路指導、栄養指導など）において、指導方法の工夫や意欲的な取組みにより優れた成果をあげていること。

⑵　学校運営改善や地域との連携・協働、学校事務改善等において、学校の活性化に向けての創意工夫や貢献などが特に優れ、顕著な成果をあげていること。

⑶　教材開発や指導方法の工夫、学校運営改善等において、特に優れた研究・提案等を行っていること。

⑷　その他、前各号と同等の実践又は貢献をし、他の模範として推奨に価するもの。

□　功績の具体例　別添のとおり

４．その他

・表彰件数　　：　特に枠を設定しない。

・スケジュール：　令和４年２月下旬＝審査及び決定、同年３月 16 日＝表彰

令和３年度　優秀教職員表彰　候補者（個人・学校・チーム）リスト

	所属	職名	氏名・学校名・チーム名	年齢	功績	推薦者（課）
1	蹉跎小	教頭	吉川　茂樹	41	学校の教育力向上 （確かな学び・ICT教育の推進）	蹉跎小学校長
2	蹉跎小	首席	岩渕　佳宏	39	教員の力とやる気向上 （先生が幸せに働ける学校づくりの取組発信）	蹉跎小学校長
3	香里小	事務職員	竹島　由美子	60	学校の教育力向上 （連携事務室における適正な事務処理体制の構築）	香里小学校長
4	春日小	栄養教諭	山本　千晴	49	学校の教育力向上 （市全体の食に関する指導力の向上）	春日小学校長
5	山田小	首席	埜田　知里	44	学校の教育力向上 （支援教育・IT教育・業務改善の推進）	山田小学校長
6	氷室小	首席	杉本　美夏	39	学校の教育力向上 （校内研修・学力向上の推進）	氷室小学校長
7	山之上小	教頭	村上　亨	41	学校の教育力向上 （ICT教育等の推進）	山之上小学校長
8	招提小	首席	福守　大輔	46	学校の教育力向上 （学力向上・業務改善の推進）	招提小学校長
9	中宮小	教頭	秋山　哲快	42	学校の教育力向上 （業務改善の推進）	中宮小学校長
10	磯島小	教諭	大野　晴彦	38	子どもたちの豊かでたくましい人間性の育成 （人権教育の推進）	磯島小学校長
11	中宮北小	教諭	吉田　悠記	34	学校の教育力向上 （校内組織の中心的役割・ミドルリーダー）	中宮北小学校長
12	東香里小	教頭	上田　泰丈	37	教員の指導力向上（授業マイスターとして、２年目小学校教諭研修に授業提供）	教育研修担当
13	第一中	教諭	田口　毅一	43	子どもたちの豊かでたくましい人間性の育成 （人権教育の推進）	第一中学校長
14	第一中	教諭	絹川　真也	35	学校の教育力向上 （カリマネ研究推進校の学力向上担当）	第一中学校長
15	第一中	首席	京塚　浩史	41	学校の教育力向上 （首席として学校の組織的運営の補助）	第一中学校長
16	枚方中	教諭	廣瀬　翔太	28	学校の教育力向上 （大阪府スマートスクール事業担当者）	枚方中学校長
17	中宮中	指導教諭	久保　浩司	43	教員の指導力向上（授業マイスターとして、２年目中学校教諭研修・授業力向上中学校数学講座に授業提供）	教育研修担当
18	楠葉中	校長	松尾　吉浩	60	教員の力とやる気向上 （ICTワーキングチームの牽引・人材育成）	教育研修担当
19	楠葉西中	首席	島津　勝己	56	教員の力とやる気向上 （陸上競技の推進・指導者の育成）	楠葉西中学校長
20	山田中	事務職員	中路　朋子	60	学校事務の共同実施推進 （学校事務支援センター長・主幹）	教職員担当
21	桜丘中	事務職員	岩谷　和美	60	学校事務の共同実施推進 （前学校事務支援センター長・主幹）	桜丘中学校長
22	蹉跎中	教諭	田中　裕子	51	教員の力とやる気向上 （組織的なOJTの取組推進・人材育成）	蹉跎中学校長
23	招提北中	教諭	光井　義朗	36	学校の教育力向上 （校内組織の中心的役割・ミドルリーダー）	招提北中学校長

令和３年度　優秀教職員表彰　候補者（個人・学校・チーム）リスト

	所属	職名	氏名・学校名・チーム名	年齢	功績	推薦者（課）
24	長尾西中	教諭	青木　明子	46	支援教育の推進	長尾西中学校長
25	長尾西中	教諭	中井　美絵	47	学校の教育力向上 （大阪府社会参画力育成指導実践研究事業担当者）	長尾西中学校長
26	長尾西中	養護教諭	大家　京子	60	学校の教育力向上 （長年に渡る市全体の保健指導に関する指導力の向上）	長尾西中学校長
27	五常小	―	チーム６年パンサーズ	―	学校の教育力向上 （スポーツ資源の活用・地域を巻き込んだ教育活動）	五常小学校長
28	第一中	―	デジタルシティズンシップ教育 ・ルールメイキング推進チーム	―	子どもたちの豊かでたくましい人間性の育成（生徒のGIGAフェス登壇・ルールメイキング実践校として学級経営研修に協力）	教育研修担当
29	枚方中	―	ＩＣＴ委員会　担当チーム	―	学校の教育力向上 （GIGAフェスでの生徒会チームの実践発表）	教育研修担当
30	蹉跎中	―	ＯＪＴチーム	―	教員の力とやる気向上 （組織的なOJTの取組推進・人材育成）	教育研修担当
31	蹉跎小	―	枚方市立蹉跎小学校	―	学校の教育力向上（大阪府確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校・枚方市ICT教育・業務改善推進校）	蹉跎小学校長
32	津田小	―	枚方市立津田小学校	―	学校の教育力向上（ICT活用の推進）	教育委員会
33	小倉小	―	枚方市立小倉小学校	―	学校の教育力向上（ICT活用の推進）	教育委員会
34	樟葉南小	―	枚方市立樟葉南小学校	―	学校の教育力向上（ICT活用の推進）	教育委員会
35	津田南小	―	枚方市立津田南小学校	―	学校の教育力向上（ICT活用の推進）	教育委員会
36	菅原東小	―	枚方市立菅原東小学校	―	学校の教育力向上 （府の英語教育推進研究校としての実践）	教育指導担当
37	津田中	―	枚方市立津田中学校	―	学校の教育力向上（ICT活用の推進）	教育委員会

令和４(2022)年２月１日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立蹉跎小学校
職名　校長
氏名　西本　浩樹

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	よしかわ　しげき		
氏名 （チーム名）	吉川　茂樹		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立蹉跎小学校・教頭		
生年月日 （設立年月日）	昭和５５年７月１５日	年齢	４１歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	・本校は「大阪府 確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校」「枚方市 ICT教育に係る推進校」「枚方市 業務改善推進校」の３つの推進校の指定を受ける中、本教頭は校長を補佐し教職員をまとめながら先進的な取組みを企画立案し、いずれの推進校の取組みにおいても市内小中学校の模範となる優れた成果をあげた功績は多大である。 ・学校ブログの担当として、保護者への丁寧かつ迅速な情報発信や当該校の先進かつ模範となる取組みを市内小中学校に広く普及させることを目的として、児童の登校日は毎日発信し続け、１日（登校日）あたり250回を超える閲覧数となっている。 ・「大阪府 確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校」の取組では、本市が定める「枚方版 ICT教育モデル」の大きな柱の１つである「授業と家庭学習のシームレスな学び」を推進し、単元計画や指導案に「家庭学習（LTEタブレットを活用したシームレスな学び）」を位置づけることを本教頭が考案。本校で定着させるとともに、令和４年２月の公開授業を通じて市内小中学校に広く発信した。 ・コロナ禍の中にあっても、学習指導要領を踏まえ、授業時数及び感染症対策を意識したカリキュラム・マネジメントを行い、創意工夫した特色ある教育課程を編成し、子どもたちに必要な資質・能力を育成した。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４（2022）年２月４日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立蹉跎小学校
職名　校長
氏名　西本　浩樹

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	いわぶち　よしひろ		
氏名 （チーム名）	岩渕　佳宏		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立蹉跎小学校　首席		
生年月日 （設立年月日）	昭和５７年８月２３日	年齢	３９歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	・本校は「大阪府 確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校」「枚方市 ICT 教育に係る推進校」「枚方市 業務改善推進校」の３つの推進校の指定を受ける中、本首席は管理職を補佐し、教職員の意識をまとめあげた。本首席の組織の調和を保つコミュニケーションがなければ、３つの推進校の取組みを前向きに進めることはできなかった。本首席の功績は多大である。 ・本首席は、人生の中で一番長く費やしている「仕事をしている時間」＝「職場という共同体にいる時間」こそ充実したものにしなければならない、「先生が幸せに働ける学校」＝「子どもたちが輝く学校」となっていくとの思いから、『先生が幸せに働ける学校づくり研修』を年４回実施。それまでは、教職員の価値観の違いによる人間関係の摩擦が絶えない職場だったが、本首席の研修を受けて、１人１人が自身を見つめなおし、コミュニケーションの「在り方」と「スキル」を学ぶ中で、人間関係が改善。ストレスチェックでは、「職場の対人関係上のストレス」という項目において、全国平均を大きく上回る良好な結果となり、前年度よりさらに「0.７ポイント」も改善された。 ・本首席は「さだ小ホットタイム」を企画し、３回開催。若手教員の悩み相談や行事終わりの親睦、スポーツ大会を行い、皆が和気あいあいと話せる心理的安全性の高い職場づくりに貢献。同僚性の向上こそが、授業改善・生徒指導などあらゆる教育課題の解決の肝であることを教職員に実感させ、今後の学校運営の大事な方向性を示した。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月４日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立香里小学校
職名　校長
氏名　千原　正敏

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	たけしま　ゆみこ		
氏名 （チーム名）	竹島　由美子		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立香里小学校・主査		
生年月日 （設立年月日）	昭和３６年１１月５日	年齢	６０歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本職員は、卓越した事務処理能力を発揮するとともに、常に丁寧な電話対応、来客対応を行うことから、同僚教職員からの信頼が非常に厚い。日常業務においては、特に物品購入等に係る事務処理において、ミスを防ぐ処理、管理方法を実践し、定期監査時においても評価された。加えて連携事務室においても指導的な役割を果たし、中学校区の適正な事務処理体制の構築、運用に貢献した。 また、前任校において文部科学省「平成 29 年度学校現場における業務改善加速のための実践研究事業」の校内推進の中心メンバーとして３年間取組を進め、その成果を広く市内に発信した。この事業の取組は、本市における現在の「働き方改革」に関する取組の礎となるものであった。 本校においても、その経験を生かして、職場環境の整備、美化に大いに力を発揮している。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月３日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立春日小学校
職名　校長
氏名　安光　美香

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	やまもと　ちはる		
氏名 （チーム名）	山本　千晴		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立春日小学校・栄養教諭		
生年月日 （設立年月日）	昭和４７年１０月１日	年齢	４９歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本栄養教諭は、各学年の発達段階に応じ、指導や教材を工夫して、各教科や総合的な学習の時間等で横断的に食育指導をし、本校の食育について、積極的に推進している。 また、指導法や作成した教材については、自校のみならず他校の栄養教諭や学校栄養職員にも提供し、経験の浅い栄養教諭に師範授業を行ったり、日々の相談に乗るなど、枚方市学校全体の食に関する指導力の向上に大きく貢献している。枚方市にとどまらず、大学からの実習生も多数受け入れ、将来の食育を担う人材の育成に貢献している。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年１月１３日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立山田小学校
職名　校長
氏名　福井　信治

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	のだ　ちさと		
氏名 （チーム名）	埜田　知里		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立山田小学校　首席		
生年月日 （設立年月日）	昭和５２年４月２５日	年齢	４４歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本首席は、自校に赴任時、子ども支援コーディネーターとして生徒指導において、学校全体の児童及び保護者を把握し、スクリーニングシートの導入など指導方法の工夫・改善を行い、生徒指導体制の構築に大きく寄与した。特に、不登校児童への支援において、校内で中心となり組織的な不登校支援体制の構築を行った。 また、支援教育コーディネーターとしても自校での合理的配慮について、工夫された教室づくりや教具等の好事例に取り組み、その内容を本市や大阪府の支援教育研修で発信した。自校のみならず支援教育担当者間でも、指導法や教材の提供を行う等、枚方市の支援教育を牽引する人物として、他の模範となった。 さらに、首席となってからは、常に学校全体を見通し、学校の活性化に向けて尽力し学校の教育力を向上させた。研究部長として、校内研究の中心となり、校内研究主任に指導助言し、本校の校内研究体制を構築した。 また、業務改善や情報教育（タブレットなどの ICT 機器の活用とプログラミング学習）の推進にも、国・府・市の意向に従って尽力した。教務主任として行事の精選や取組みのスリム化を図り、教職員が働きやすい環境を作った。そして、情報教育では、タブレット導入時に自ら積極的に活用し、好事例を発信したり、活用研修を計画・実施することで、学校全体の ICT 推進に大きく寄与した。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４（2022）年１月１１日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立氷室小学校
職名　校長
氏名　堀　仁

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	すぎもと　みか		
氏名 （チーム名）	杉本　美夏		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立氷室小学校・首席		
生年月日 （設立年月日）	昭和５７年７月１０日	年齢	３９歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本教諭は、これまで勤務してきた学校において、校内研修を通じた教職員の授業力に尽力し、子どもたちにわかりやすい授業の研究を行うため、学校全体の教職員の能力の向上を図ってきた。今年度からは首席となり、学力向上推進リーダーや校内研究主担者を支え、次期リーダーの育成に大きく貢献している。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年１月３１日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立山之上小学校
職名　校長
氏名　北村　雄一

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	むらかみ　とおる		
氏名 （チーム名）	村上　亨		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	山之上小学校・教頭		
生年月日 （設立年月日）	昭和５５年８月５日	年齢	４１歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本教頭は、新任教頭として本校に着任して４年目となる。特に一昨年度からの一人一台タブレット端末の導入にあたり、本校の情報教育推進に向けた中心的な役割とリーダーシップを発揮し、ICT 端末の授業での活用も含め、校内での ICT 推進に顕著な功績がみられた。 同時に「枚方市情報教育推進ワーキングチーム」コアメンバーとも情報共有を図りながら、本市教頭会役員の重責を担いつつ、教頭どうしのつながりを深めるなど活躍してきた。 各校の ICT の環境整備に向けた教頭間の連携がスムーズにいくことで、枚方市全体の情報教育の環境整備が進み、子どもたちの資質・能力の向上に向けて意欲的に取り組むことができた。 生徒指導上の課題に対しても、困難を抱えた保護者への対応を的確に行い、校長や担任とも密に連携しながら、当該保護者とその児童へのきめ細かな支援や対応をはかってきた。 とりわけ、コロナ禍における感染予防へのさまざまな不測の事態に対しても、臨機応変に対応し、保護者の意見や考えを傾聴しつつ学校組織としての最善の対応を行ってきた。そして、教員への適切な指導助言とともに、学校教育全体が円滑に進むようチームやまのうえとして、組織的な連絡調整等を行うなど学校経営への参画に多大な貢献を果たすことができた。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月２日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立招提小学校
職名　校長
氏名　弘岡　保史

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ふくもり　だいすけ		
氏名 （チーム名）	福守　大輔		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立招提小学校・首席		
生年月日 （設立年月日）	昭和５０年１０月１４日	年齢	４６歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本教員は、本校においては首席ならびに理科専科教員として、学力向上や授業改善の取り組みをリードし、児童や保護者に関するさまざまな対応および職場環境改善や業務の効率化など、あらゆる業務に対して、積極的かつ適切な取組を進めることで、学校運営の適正化に対して大きな役割を果たすとともに、校内教職員への情報発信や意見の集約、取組の実施等においても中心的な役割を担い、教職員からの信頼も厚く、いきいきと主体的に安心して働くことができる職場環境づくりに貢献した。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年１月２７日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立中宮小学校
職名　校長
氏名　池原　義人

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="3">あきやま　たかよし</td></tr>
<tr><td>氏名
（チーム名）</td><td colspan="3">秋山　哲快</td></tr>
<tr><td>所属校・職名
※チームの場合は不要</td><td colspan="3">枚方市立中宮小学校・教頭</td></tr>
<tr><td>生年月日
（設立年月日）</td><td>昭和５４年９月２４日</td><td>年齢</td><td>４２歳</td></tr>
<tr><td>代表者氏名・所属校
（チームの場合）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>主な功績
及び
推薦理由</td><td colspan="3">極めて高い業務推進能力を有している。本年度実施したオンライン懇談、オンライン参観、オンライン登校日(夏季休業中)、Googleフォームによる健康観察などは、全てにおいて当該教員の発案と指示により、実施に至った。また、学級担任・支援担任・担任外教師を一つのグループとして、業務を分担しながら当たらせる「チーム中宮」をシステム化し、業務改善を画期的に進めた。健康観察については、それに関わる情報を収集するため、関係部署や推進校に迅速に連絡をとり、自ら健康観察フォームを作成した。その後、ICT担当教員に適切な指示を与え、計画から短期間で全学年運用を実現した。これらは、前年度学校自己診断アンケートの分析から発案したものであり、常に保護者からのニーズを念頭におきながら、円滑な学校運営に尽力している。
学校を改革していこうとする意欲、よりよい教育を実現しようという意欲が、非常に高い。社会の動向や国・府の進めようとしている教育方針について、常に情報収集を行い、その実現に向けての研究に取り組んでいる。これからの枚方教育を牽引していくに相応しい人材であり、市内教職員の模範として推奨すべき人材であると自信をもって推薦する。</td></tr>
</table>

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和３(2021)年１２月２４日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立磯島小学校
職名　校長
氏名　新保　喜和

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	おおの　はるひこ		
氏名 （チーム名）	大野　晴彦		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立磯島小学校・教諭		
生年月日 （設立年月日）	昭和５８年７月２０日	年齢	３８歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本校教諭は、本校の特徴である支援学級や通常の学級に特別支援を必要とする児童が多数在籍すること、また、関係機関と連携を図り見守っている児童もいることから、人権・生徒指導部で本市事業の「支援教育学校園支援事業」の活用を提案し、管理職や首席に働きかけ、事業認定後、実施の中心的な役割を担った。具体的には、毎回、専門家とともに全クラスの授業参観を行い、その後、担任や学年教師とカウンセリングを行う機会を持つよう企画した。また、専門家による講演会も実施した。教職員（特に、経験の浅い教職員）は、専門家から具体的なアドバイスをいただいたり、カウンセリングを受けた。彼らは、回を重ねるごとに適切な支援ができ、また、支援が必要な児童や保護者に対して、個に応じた適切な支援・指導ができるようになり、自信を持つことに繋がり、この事業を存分に有効活用でき、支援教育の推進を図れた。 また、枚人権事務局長を務め、例年の取り組みに加え今年度は７年に１度の第 51 回北河内大会と第 50 回きたかわち冬季大会があり、その事務責任者として役割を果たし、大会を成功させた。さらに、本市教育委員会研修担当主催の市費講師対象の人権研修の講師を務めた。本市だけでなく、北河内地区全体の人権教育の推進を図った。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和３(2021)年１２月２７日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立中宮北小学校
職名　校長
氏名　中田　祐之

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	よしだ　　ゆうき		
氏名 （チーム名）	吉田　悠記		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立中宮北小学校		
生年月日 （設立年月日）	昭和６２年１２月１６日	年齢	３４歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	HIRAKATA スタンダードに基づいた授業づくりを行い、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組に努める。ｉＰａｄを授業において有効活用し、児童の興味関心意欲を高める授業の進め方を確立する。また、授業内で学びが終わらないように、日々の学習に対する児童の様子の見取りや、校内研修で学んだ内容を生かし、PDCA サイクルを日々行い、授業改善に努める。学校目標である、「主体的に考え、判断し行動する子どもの育成」「心豊かで、あたたかい子どもの育成」「心身ともに健康でたくましい子どもの育成」の達成のため、校内組織において校内研究部の主担当者として中心的な役割を担い、経験年数の少ない教員に対し、授業観察や教材研究に関する助言を行い、自分が実践してきたことを伝えている。また、iPad を活用した担任と児童との交流、毎日行う児童によるスピーチ、いいとこ探し、そして一人一役の仕事を通じて、全員がクラスへの愛着を持てるように指導している。児童の主体性を重視し、規律ある学級経営に継続して取り組んでいる。児童の自己実現のため、児童に寄り添い、児童が成長するための指導助言を実施している。 本年度、枚方市において社会科副読本作成委員として副読本の作成に取り組んでいる。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月３日

教　　育　　長　様

所属　学校教育室教育研修担当
職名　課長
氏名　鈴木　秀和

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	うえだ　やすとも		
氏名 （チーム名）	上田　泰丈		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立東香里小学校・教頭		
生年月日 （設立年月日）	昭和５９年１２月１０日	年齢	３７歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	平成30・31年度　授業マイスター認定者 長年、算数科を中心に授業研究に取り組む。「平成30・31年授業の達人養成講座」を受講し、授業マイスターに認定された。 今年度、子どもたちの思考をアクティブにする質の高い課題のモデルとして平成31年度に撮影した授業動画を提供してもらった。 「 図形に関わる内容の授業実践で、半具体物の操作を取り入れて子どもたちが学び合うことで学びが深まり、子どもたちもつながっていくと思いました。」など受講者からの感想もあり、研修効果も非常に高かった。 （理解度100%/有意義度100%） 授業公開を受けた研修は以下のとおり ○　令和３年度　２年目小学校教諭研修 自身の自己研鑽だけでなく、本市教職員のために授業動画を公開するなど、本市の授業改善への功績は大きく表彰に値する。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月１日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立第一中学校
職名　校長
氏名　若田　透

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	たぐち　としかず		
氏名 （チーム名）	田口　毅一		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立第一中学校・教諭		
生年月日 （設立年月日）	昭和５２年１１月６日	年齢	４４歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本教諭は、本校において、赴任以来３年間、学年主任として勤務し、大阪北部地震をはじめとする様々な自然災害が続く中において、生徒の安全・安心の確保に努めるべく所属教員を牽引してまいりました。 今年度からは、生徒指導主事として、新型コロナウィルス感染拡大により、様々な教育活動が制限される中、様々な取組を提案するとともに、先進的にハイブリッド授業に取り組むことで、生徒の心のケアに努めてきました。 また、人権教育に造詣が深く、常に子どもの集団づくりを意識した授業づくりは、北河内地区内の小中学校から講師として招聘されるなど、枚方市における人権教育の推進に寄与するとともに、生徒自らが校則やルールを見つめていく取組みなど、人権を根底においた生徒指導の推進に大きく資することができました。 よって、本教諭の本校教育の推進ならびに枚方市の人権教育の充実にかかる功績は大きく、令和３年度優秀教職員表彰の被表彰者として推薦するものです。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月１日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立第一中学校
職名　校長
氏名　若田　透

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	きぬがわ　しんや		
氏名 （チーム名）	絹川　真也		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立第一中学校・教諭		
生年月日 （設立年月日）	昭和６０年６月２０日	年齢	３６歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本教諭は、学力向上担当主任として、これまで、カリキュラム・マネジメントについて研究を進める中核として、新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、グランドデザインの策定により全教職員のベクトルを揃え、教育活動を教科横断的に取り組む機運を醸成、生徒自らが学べる授業の探求などにおいて本校の授業改善を牽引し、大阪府の中学校の取組として文科省においても、全国に共有されました。　また、情報教育主担も兼務し、今年度は、枚方市の情報教育推進ワーキングチームメンバーとして、教育活動においてのタブレット活用について、単に「活用する」のではなく、広い視野で先を見据え、組織的なＩＣＴを活用した授業改善や生徒会を巻き込んだ活用倫理の確立に大きく寄与し、枚方市にも発信しました。 よって、本教諭の本校における学力向上の推進、枚方市におけるＩＣＴ教育の充実等にかかる功績は大きく、令和３年度優秀教職員表彰の被表彰者として推薦するものです。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月１日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立第一中学校
職名　校長
氏名　若田　透

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	きょうづか　ひろし		
氏名 （チーム名）	京塚　浩史		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立第一中学校・首席		
生年月日 （設立年月日）	昭和５４年９月１２日	年齢	４２歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本教諭は、本校において、３年間、首席として教務を担当し、組織的な学校運営や教育課程の編成ならびに進行管理、本校教育改革の推進等に努めるとともに、特に昨年度からは、新型コロナウィルス感染拡大により、年間教育計画等が大きく変更せざるを得ない状況下にありながら、本校における授業改善や生徒の学びを止めることなく、組織的運営のための補助や教育課程の再編成及び進行管理に尽力しました。 よって、本教諭の本校における教育の充実にかかる功績は大きく、令和３年度優秀教職員表彰の被表彰者として推薦するものです。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年１２月２３日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立枚方中学校
職名　校長
氏名　山嵜　剛史

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひろせ　しょうた		
氏　名	廣瀬　翔太		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立枚方中学校・教諭		
生年月日 （設立年月日）	平成５年９月１日		２８歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	廣瀬教諭は、枚方市立枚方中学校において、大阪府スマートスクール事業担当者として、情報教育推進・ICT の環境整備・タブレットを活用した授業力向上・校内研修・生徒の ICT 委員会の運営に尽力し、子どもたちの資質・能力の向上を図るとともに、管理職・学力向上担当者と連携して本校大阪府スマートスクール事業の推進を図ってきた。主な取組としては、毎週木曜日の 4 限に学力向上委員会、6 限に校内 ICT 教育推進のための打ち合わせを行っている他、令和３年 4 月「校内 ICT 推進・大阪府スマートスクール事業に関する研修」、令和３年 4 月以降生徒の ICT 委員会発足並びに運営、令和３年 7 月「大阪府教育庁並びに枚方市教育委員会視察」、令和３年 11 月「大阪府スマートスクール事業大阪府下学校公開」、令和３年 11 月「枚方市教育委員会教育長・教育委員視察」開催において中心的役割を果たしたのみならず、令和３年 5 月「大阪府タブレットを活用した授業研修会」で講師を務めた。令和３年７月茨木市教育委員会研修会でも講師を務めた。令和３年 10 月に実施された枚方市・枚方市教育委員会共催「2021 枚方市 GIGA フェス」において本校生徒の ICT 委員が出演した際、本校の取り組みが紹介され、枚方市全体のみならず、広く全国に本校の ICT 教育の取組を発信することになる基盤を築き上げた。これ以降、他府県を含む多数の教育委員会・中学校が本校を視察していただいている。廣瀬教諭は以上の取り組みの推進主体となっており、その功績は大きいと考える。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月３日

教　　育　　長　様

所属　学校教育室教育研修担当
職名　課長
氏名　鈴木　秀和

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	くぼ　こうじ		
氏名 （チーム名）	久保　浩司		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立中宮中学校・指導教諭		
生年月日 （設立年月日）	昭和５５年４月１８日	年齢	４１歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	・令和２・３年度　授業の達人養成講座　受講者 長年、中宮中学校の校内研究を牽引し、教科を超えての授業改善を組織的に進めている。 非常に研究熱心で、自身の授業研究への自己研鑽に余念がなく、校内での発信でも重要な役割を担っている。今年度は、「令和２・３年度　授業の達人養成講座」　受講者として、本市主催教職員研修に授業動画を公開してもらった。生徒主体の授業スタイル、子どもたちの思考をアクティブにする課題の設定に、指導助言いただいた国立教育政策研究所　水谷　尚人　教育課程調査官からも高い評価を受けた。 授業公開を受けた研修は以下のとおり ○　令和３年度　２年目中学校教諭研修 ○　令和３年度　授業力向上研修〔中学校数学講座〕（２） 自身の自己研鑽だけでなく、本市の中で授業改善が進んでいる中学校である中宮中学校を数年にわたり牽引してきた久保指導教諭の功績は大きく表彰に値する。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月３日

教　　育　　長　様

所属　学校教育室教育研修担当
職名　課長
氏名　鈴木　秀和

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	まつお　よしひろ		
氏名 （チーム名）	松尾　吉浩		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立楠葉中学校・校長		
生年月日 （設立年月日）	昭和３６年９月１５日	年齢	６０歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	・令和２年度　情報教育推進ワーキングチーム　部長 ・令和３年度　情報教育推進ワーキングチーム　部長 ・情報技術を活用した業務改善の推進 ・自身が教頭を務めていた際、「有休休暇計算表」や「長期休暇中の動静表」等、教頭が担う様々な実務に対応するデジタルファイルを作成し、全教頭へ配付。市内教頭の業務改善を大いに推進。これらの取組から、令和２年度　情報教育推進ワーキングチームの初代部長として抜擢。 ・ICT機器やクラウドストレージ等を効果的に活用した指導法及び課題設定の研究を主目的とした本チームに、初代部長として２年間在籍。 ・全小中学校の教職員が１つのチームに所属するという、これまでに類を見ない組織運営に対し、部長として円滑なマネジメントに尽力した。本市の情報教育推進における本チームが果たした役割は大きく、２年間、チームを牽引した当該校長の功績は大きい。 ・令和２年度からの本チームの活躍が認められ、令和３年11月９日には、「たかしとお話（伏見市長との懇談会）」への招待を受け、本チーム部長として、市長と取組の交流を行った。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年１月３１日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立楠葉西中学校
職名　校長
氏名　大西　勝徳

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	しまづ　かつみ		
氏名 （チーム名）	島津　勝己		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立楠葉西中学校・首席		
生年月日 （設立年月日）	昭和４０年４月３日	年齢	５６歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本教諭は、これまで勤務してきた学校において、陸上部顧問として陸上競技の推進に努め、全国で活躍する多くの選手を育成してきた。また、本市のみならず全国の陸上競技指導者の育成を図り現在においても全国で指導者養成講師を務めている。 　また、ワールドアスレチック U16 のコーチ、日本スポーツ協会公認コーチ、日本陸上連盟コーチをはじめ、今年度は東京オリンピック女子陸上競技のコーチとしても招聘されており、我が国の陸上連盟や陸上協会組織の中心的な役割も担っている。 　そのような多忙な中においても、本校における職務に関して申し分なく、首席として高い知識と技能を活かし、校長や教頭を助け、学校運営と経験の浅い教員への人材育成にも大きく貢献している。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月３日

教　　育　　長　様

所属　学校教育室教職員担当
職名　課長
氏名　鴨田　慎司

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	なかじ　ともこ		
氏名 （チーム名）	中路　朋子		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立山田中学校・主幹		
生年月日 （設立年月日）	昭和３７年１月２１日	年齢	６０歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本事務職員は、平成 29 年度からの５年間、主幹として専門的立場にある事務職員の職務である総務財務等の事務全般の総括を行い、本市立小中学校の事務職員に対して指導助言を行ってきた。学校間連携の推進による事務職員の人材育成や、市教委や関係諸機関との連携調整等が、市立小中学校全体に果たした貢献度は極めて高い。また、大阪府公立小中学校主幹会で研究報告などを行い、大阪府全体の事務職員の資質向上に向けても尽力した。 令和２年度からの２年間は学校事務支援センターの所長を務め、連携事務室の業務の総括や、学校事務の効率化及び適正化、事務職員の研修及び人材育成等に尽力した。市立学校すべての事務が円滑に機能するよう、学校事務支援センターが連携事務室を主導し、各校を支援してきた功績は大きい。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年１月４日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立桜丘中学校
職名　校長
氏名　谷川　久夫

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	いわたに　かずみ		
氏名 （チーム名）	岩谷　和美		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立桜丘中学校・主幹		
生年月日 （設立年月日）	昭和３６年７月２２日	年齢	６０歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本主幹は、事務職員の立場から、本校の財務や公簿書類、教育環境の整備など円滑な学校運営に大きく寄与した。また、枚方市内の事務職員の中心的な役割を担い、若手職員を育成するとともに各学校の円滑な学校運営に向けて、各校の事務職員へ指導・助言を行った。 さらに、教頭など管理職や事務職員対象の研修会の講師も多数務めるなど、枚方市全体の事務執行の適正化に寄与した。加えて、大阪府公立小中学校主幹会で研究報告なども行い、大阪府全体の事務職員の資質向上に向けて尽力していることから、本職員を推進する。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月２日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立蹉跎中学校
職名　校長
氏名　若田　淳子

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	たなか　ゆうこ		
氏名 （チーム名）	田中　裕子		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立蹉跎中学校・教諭		
生年月日 （設立年月日）	昭和４６年２月２４日	年齢	５１歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	「教職員の力とやる気の向上」 初任者指導教員配置校の本校は、現在、教諭、講師を合わせて経験の浅い教職員が多い。(1～5 年：36%、1～10 年未満：58%)また、年齢も若手の教員が多く(平均 36 歳)活気に満ちやすい反面、経験の浅さから判断することに不安が大きかったり、授業力の未熟さがある教員が多い。経験の浅い教職員を導く立場である経験年数が 20 年を超える教職員が管理職を入れても 11%と少なくそのアンバランスさが本校の課題の一つである。 田中教諭においては、この課題に着目し、昨年度に「ＯＪＴ」による初任者等の経験の浅い教員の育成を提案し、今年度は公式に学年、教科、分掌等を超えた『ＯＪＴチーム』の立ち上げに尽力し、メンターをまとめてチームをコーディネートする為、自身での「教職員の育成」についての研究も怠らず、チームの運営に研究の内容を日々、活かしている。ＯＪＴチームの活躍により、メンティの成長だけでなくメンター自身の成長にもつながり教職員のやる気の向上にも寄与している。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年１月１２日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立招提北中学校
職名　校長
氏名　墨川　恵子

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	みつい　よしろう		
氏名 （チーム名）	光井　義朗		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立招提北中学校・教諭		
生年月日 （設立年月日）	昭和６０年４月１７日	年齢	３６歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	本教諭は、従前より学校運営と学校の教育力向上に多大な貢献をしている。今年度は、まず、教務主任として教育計画の作成、時間割の調整、表簿記入の指導、企画運営委員会の司会等リーダーとして連絡調整に尽力した。更に学習進路部の部長並びに学力向上主担当者として、全国学力学習状況調査の校内採点から分析に至るまで教職員に情報を伝えながら丁寧にまとめたり、校内研究授業の段取りを取り仕切ったりした。加えて情報教育推進や ICT の環境整備に尽力し、子どもたちの資質・能力の向上を図った。令和３年度に「枚方市情報教育推進ワーキングチーム」コアメンバーとなり、枚方市の動向を校内に伝え、消極的な教職員にもわかりやすく解説するなど、校内における中心的役割を果たした。業務改善の視点でもペーパレス会議を行うというゴールに向けて計画的に取り組み、早期に達成させた。吹奏楽部の顧問として枚方市の取りまとめ役も続けている。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月１日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立長尾西中学校
職名　校長
氏名　石川　裕子

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	あおき　あきこ		
氏名 （チーム名）	青木　明子		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立長尾西中学校・教諭		
生年月日 （設立年月日）	昭和５０年１０月１８日	年齢	４６歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	支援教育において、研究熱心で、様々な提案を行い、校内における支援教育を発展させた。その功績は大きい。 １．校内支援会議の充実 管理職、学級担任と通常学級担任、SC、SSW で行う会議を効率よく運営し、配慮が必要な生徒の個別のケース会議が充実した。 ２．生徒支援の視点を校内に導入 支援教育コーディネーターとして、すべての生徒を支援教育の視点で見立てる方針を生徒指導に取り入れる提案を行った。この流れを受けて、本年度から本校は生徒指導部ではなく、生徒支援部となった。 ３．オンラインピアーズの実施 教育文化センターの臨床心理士と連携し、支援学級の生徒を対象として、オンラインピアーズを実践している。また、その研修にも積極的に参加している。 ４．その他 生徒のソーシャルスキルトレーニングのプログラムの提案を行い実践している。 以上、校内の支援教育の充実に大きく寄与した。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月１日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立長尾西中学校
職名　校長
氏名　石川　裕子

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	なかい　みえ		
氏名 （チーム名）	中井　美絵		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立長尾西中学校・教諭		
生年月日 （設立年月日）	昭和４９年１１月２４日	年齢	４７歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	総合・人権教育において、本年度、顕著な活躍をした。 大阪府教育庁が主催する「令和３年度 社会参画力育成指導実践研究事業」の校内における主担当者として、「長尾西中ジュニアEXPO」の取組の指導計画を立案し、第２学年教員全体をリードし実践した。この事業の取組は、本校では、第２学年全生徒を対象として行った。当該教諭が立てた年間の指導計画は、１学期には SDGｓの事前学習を行い、校外学習と関連させながら新聞づくりやプレゼン発表など SDGｓについて基本的な学習とプレゼン力の育成を行い、その学習をもとに、２学期に、「長尾西中ジュニア EXPO」の取組を実践し、３学期にカードゲームや修学旅行に向けてのＳＤＧｓ学習等のまとめを行うものである。特に中心となる「長尾西中ジュニア EXPO」では、オンラインにより企業や団体の方とのアイデアミーティングや、学年発表会「長尾西中ジュニアＥＸＰＯ」を企画、運営した。この取組は第２学年の生徒にとっては大きな行事であり、達成感のあるものになった。２月中旬には代表生徒が大阪府のフォーラムに参加をする。その生徒たちの指導も丁寧に行っている。 以上の通り、当該教諭は第２学年における「SDGｓに関する学習」について、すぐれた提案をし、主担等としてとして学年全体をリードし、校内における「SDGｓに関する学習」の道筋を立てた。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月１日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立長尾西中学校
職名　校長
氏名　石川　裕子

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	おおや　きょうこ		
氏名 （チーム名）	大家　京子		
所属校・職名 ※チームの場合は不要	枚方市立長尾西中学校・養護教諭		
生年月日 （設立年月日）	昭和３６年７月３０日	年齢	６０歳
代表者氏名・所属校 （チームの場合）			
主な功績 及び 推薦理由	養護教諭として、校内における新型コロナウィルス感染防止対策を積極的に提案し、実践した。また、コロナ禍であっても、工夫をしながら、性教育、喫煙防止教育、アルコールの害に関する教育、薬物乱用防止教室等の指導案を作成し学校全体で取り組む保健指導の中心として実践した。昨年度末にはその取組を枚方市で展示による形で発表した。本年度も同じく、感染症対策について校内だけでなく、枚方市内の養護教育部会を通して積極的に提案している。 本校の新型コロナウィルス感染防止対策として、学校全体の生徒の検温状況の把握、出席停止措置の把握と精査、消毒等感染防止に関する備品の設置と点検、教職員の感染防止対策の提案等を行い、また、校内の美化活動についても学校全体のリーダーとして提案を行っている。そして、生徒の委員会活動（保健委員会、美化委員会）の指導と運営も行い、非常に有能である。大阪府に採用されて40年間養護教諭として勤務し、その功績は高く評価できる。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年１月１２日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立五常小学校
職名　校長
氏名　榊　正文

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="3">ちーむ　６ねん　ぱんさーず</td></tr>
<tr><td>氏名
（チーム名）</td><td colspan="3">チーム　６年　パンサーズ</td></tr>
<tr><td>所属校・職名
※チームの場合は不要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日
（設立年月日）</td><td>令和３年４月１日</td><td>年齢</td><td></td></tr>
<tr><td>代表者氏名・所属校
（チームの場合）</td><td>枚方市立五常小学校</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>主な功績
及び
推薦理由</td><td colspan="3">1、当チームが手掛ける「総合の学習」のねらい
6 年生が校区の V リーグ Panasonic パンサーズの現実の課題※に挑戦する。児童が仲間とともに考え、相手方に提案し、それを行動に移していくことにより将来社会で使える力を養う。試行錯誤しながら自分たちの納得解に近づくことや、修正しながらより良い案にたどり着くことを学ぶ。また自分達が考えた案が優れていれば実行され、大人たちが動くことを経験することにより、努力すれば周囲を巻き込みものごとを成し遂げられると実感させ、自己肯定感を高めていく。　※J リーグのように強固な地元ファンが支える「地域のチーム」になる長期戦略。
2、当チームの功績　以下及び別紙の企画は全て児童の主体的な発案によるものであり児童内コンペ等で決定した。当チームは児童らによる主体的な立案、案の選考、及び実現を支援することに徹した。児童らがあげた成果の例を次に記す。
①児童らの独創的な発案と取り組みが注目され、地上波 TV 番組で放映。保護者・地域の認知度や児童を応援する機運が高まった。　②本校児童及び保護者のファンを確実に増やしている。1 月初旬のホーム戦では本校児童の家庭約 600 名からなる大応援団でパンサーズを応援。　③3 月のシーズン最終戦では、枚方市応援 day を企画して市民全体を巻き込み、伏見市長とともにアリーナを青く染め上げ、日本一獲得の後押しをする予定である。（市長提案及び内諾済み）
3、児童の案を実現まで支援し成果を出させ、児童の主体的に学ぶ意欲につなげる授業展開を行ったことは、十分表彰に値すると考える。</td></tr>
</table>

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月９日

教　　育　　長　様

所属　学校教育室教育研修担当
職名　課長
氏名　鈴木　秀和

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	でじたる　しているずんしっぷきょういく　るーるめいきんぐ　すいしん　ちーむ		
氏名 （チーム名）	デジタルシティズンシップ教育・ルールメイキング推進チーム		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 （設立年月日）		年齢	
代表者氏名・所属校 （チームの場合）	枚方市立第一中学校		
主な功績 及び 推薦理由	・第一中学校では、デジタル・シティズンシップ教育の考えを取り入れ、生徒会を中心に、生徒自らがiPadの利活用について考え、主体的に活用できるように取組を進めてきた。 【iPadの利活用についての主な取組】 〇iPad使用の約束事について、生徒会を中心に作成 〇iPad利活用のための冊子の作成 ・10月30日に行われた「GIGAフェス2021～ミライのマナビ～」のパネルディスカッションには、生徒会から２名の生徒が登壇し、これらの先進的な取組について発表した。また、伏見市長をはじめ、各分野の有識者と対等に意見を交わす姿に、多くの称賛の声が上がった。 ・今年度、生活委員会を中心に、生徒自身が校則を考える「ルールメイキング」に取り組んだ。本実践は、主権者教育の一環として実施し、市教委を通じて大阪国際大学短期大学部　古田　雄一　准教授にも支援いただいた。 ・「ルールメイキング」の実践は、本市教職員研修「人権教育研修（２）」、「学級経営研修（３）」を通じて、市内全域に発信していただいた。 ・これらの実績を残した生徒の支援に継続的に関わり、生徒の社会性を涵養してきた担当教職員の功績は大きい。 ・ICT利活用の更なる推進や生徒の主体性を引き出すモデルとしてこれらの取組は卓越している。本表彰を受賞することで、本実践を更に市内全小中学校へ浸透させたい。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月９日

教　　育　　長　様

所属　学校教育室教育研修担当
職名　課長
氏名　鈴木　秀和

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

<table>
<tr><td>ふりがな</td><td colspan="3">あいしぃてぃいいんかい　たんとう　ちーむ</td></tr>
<tr><td>氏名
（チーム名）</td><td colspan="3">ＩＣＴ委員会　担当チーム</td></tr>
<tr><td>所属校・職名
※チームの場合は不要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生年月日
（設立年月日）</td><td></td><td>年齢</td><td></td></tr>
<tr><td>代表者氏名・所属校
（チームの場合）</td><td>枚方市立枚方中学校</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>主な功績
及び
推薦理由</td><td colspan="3">・枚方中学校では、デジタル・シティズンシップ教育の考えを取り入れ、今年度発足した子どもたちのICT委員会を中心に、生徒自らがiPadの利活用について考え、主体的に活用できるように取組を進めてきた。
【iPadの利活用についての主な取組】
〇iPad使用の約束事について、ICT委員会を中心に作成
〇iPad利活用のためのリーフレットの作成
・10月30日に行われた「GIGAフェス2021～ミライのマナビ～」のパネルディスカッションには、ICT委員会から２名の生徒が登壇し、これらの先進的な取組について発表した。また、伏見市長をはじめ、各分野の有識者と対等に意見を交わす姿に、多くの称賛の声が上がった。
・これらの実績を残したICT委員会に継続的に関わり、生徒の社会性を涵養してきた担当教職員の功績は大きい。
・ICT利活用の更なる推進をめざす本市のモデルとしてこれらの取組は卓越している。本表彰を受賞することで、本実践を更に市内全小中学校へ浸透させたい。</td></tr>
</table>

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月３日

教　　育　　長　様

所属　学校教育室教育指導担当
職名　課長
氏名　鈴木　秀和

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	おーじぇいてぃ　ちーむ		
氏名 （チーム名）	ＯＪＴチーム		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 （設立年月日）	令和３年４月１日	年齢	
代表者氏名・所属校 （チームの場合）	校長　若田　淳子 枚方市立蹉跎中学校		
主な功績 及び 推薦理由	・校内で課題となっている経験の少ない教職員の育成に向け、「0JTチーム」という具体的な組織を校内体制に位置付け、組織で人材育成を行っている。経験の少ない教職員の育成は、市内全小中学校においても課題であり、蹉跎中学校における本実践は、令和４年度から実施する「初任期指導コーディネーター」を活用した人材育成のモデルとなり得るものである。 ・教育研修担当主催　臨時研修「みんなが育つ、校内0JT！」において、蹉跎中学校　田中　裕子　教諭に本実践を全小中学校に動画で紹介いただいた。本実践に対する各校からの反響も大きく、次年度以降の各校の組織体制の参考になると考えられる。 ・今年度実施した初任者研究授業における教育推進プランナー等からの評価も全体的に高い。特に、「【４．授業を評価する力】②『他の教員等の助言を取り入れて、積極的に授業改善をしようとする姿勢が見られる』」の評価は、３名の初任者とも４段階評価の「４」を受けている。 ・経験の少ない教職員の育成という昨今の課題を打破するモデルとして卓越している。本表彰を受賞することで、本実践を更に市内全小中学校へ浸透させたい。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年２月４日

教　　育　　長　様

所属　枚方市立蹉跎小学校
職名　校長
氏名　西本　浩樹

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりつさだしょうがっこう		
氏名 （チーム名）	枚方市立蹉跎小学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 （設立年月日）		年齢	
代表者氏名・所属校 （チームの場合）	校長　西本　浩樹 枚方市立蹉跎小学校		
主な功績 及び 推薦理由	・本校は「大阪府 確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校」「枚方市 ICT 教育に係る推進校」「枚方市 業務改善推進校」の３つの推進校の指定を受ける中、本校教職員はいずれの推進校の取組においても前向きに取組み、市内小中学校の模範となる優れた成果をあげた。 ・「大阪府 確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校」の取組では、本市が定める「枚方版 ICT 教育モデル」の大きな柱の１つである「授業と家庭学習のシームレスな学び」を推進し、単元計画や指導案に「家庭学習（LTE タブレットを活用したシームレスな学び）」を位置づけ、令和４年２月２日の【全１５学級】の公開授業（動画配信）を通じて、市内小中学校に広く発信した。 ・コロナ禍にあっても、本校教職員は自身の教育力・授業力を高めるために、長期休業期間含め校内研修を積極的に実施。多くの校内研修を実施し、どの校内研修においても前向きに参加している教職員の姿勢は目覚ましいものがある。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月３日

教　　育　　長　様

所属　枚方市教育委員会
職名　次長兼学校教育室長
氏名　桟敷　勝

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりつつだしょうがっこう		
氏名 （チーム名）	枚方市立津田小学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 （設立年月日）		年齢	
代表者氏名・所属校 （チームの場合）	枚方市立津田小学校		
主な功績 及び 推薦理由	市民・保護者へタイムリーな情報の発信に努めており、特に、ブログ型ホームページを活用し、保護者目線の内容を掲載したり、保護者に見てもらいたい内容をトップページに掲載する等、読み手側に立った工夫を行っている。例えば、ブログ型ホームページに“家庭学習の手引き”等、見てもらいたい資料をすぐに確認できるよう対応している。また、ブログを活用したアンケートについては、中学校区で統一できるよう、小中の連携を図っている。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月３日

教　　育　　長　様

所属　枚方市教育委員会
職名　次長兼学校教育室長
氏名　桟敷　勝

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりつおぐらしょうがっこう		
氏名 （チーム名）	枚方市立小倉小学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 （設立年月日）		年齢	
代表者氏名・所属校 （チームの場合）	枚方市立小倉小学校		
主な功績 及び 推薦理由	タブレット端末を活用した授業改善について、アップル純正アプリを用いてクリエイティビティの身に付けるための授業を推進した。また、AIドリルを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進した。なお、その取組を企業の取材や報道等を通して、全国に発信した。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月３日

教　　育　　長　様

所属　枚方市教育委員会
職名　次長兼学校教育室長
氏名　桟敷　勝

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりつくずはみなみしょうがっこう		
氏名 （チーム名）	枚方市立樟葉南小学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 （設立年月日）		年齢	
代表者氏名・所属校 （チームの場合）	枚方市立樟葉南小学校		
主な功績 及び 推薦理由	新型コロナウイルス感染症により、臨時休業となった際に、つながり続ける対応として、健康観察及びオンラインによる課題配信等、試行錯誤して先行実施した。その際、職員室に各教室から配信している状況がわかるようにタブレット端末を設置し、教員からの助けの求めがあったときには、速やかに対応できる体制をつくり、学校全体で運営にあたった。 この取組における学校での工夫内容をブログ等で発信するとともに、校長会において取組の紹介を行い、各小中学校に周知した。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月３日

教　　育　　長　様

所属　枚方市教育委員会
職名　次長兼学校教育室長
氏名　桟敷　勝

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりつつだみなみしょうがっこう		
氏名 （チーム名）	枚方市立津田南小学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 （設立年月日）		年齢	
代表者氏名・所属校 （チームの場合）	枚方市立津田南小学校		
主な功績 及び 推薦理由	市民・保護者へタイムリーな情報の発信に努めており、特に、ブログ型ホームページを活用し、明快な内容やカテゴリ等、読み手側に立った工夫を行っており、閲覧数は市立小中学校の中でも１、２を争う状況である。また、津田南小学校におけるブログ型ホームページの活用をまとめ、全校に周知し、啓発を行っている。なお、ブログを活用したアンケートについては、中学校区で統一できるよう、小中の連携を図っている。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月３日

教　　育　　長　様

所属　学校教育室教育指導担当
職名　課長
氏名　嶋田　崇

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりつすがはらひがししょうがっこう		
氏名 （チーム名）	枚方市立菅原東小学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 （設立年月日）		年齢	
代表者氏名・所属校 （チームの場合）	枚方市立菅原東小学校		
主な功績 及び 推薦理由	・令和２年度枚方市教育フォーラムにおいて、枚方市内にオンラインで取り組みを発表し、令和３年度は大阪府の「令和３年度英語教育推進事業Webフォーラム 兼 令和３年度第３回小学校英語教育推進教師連絡会」において、大阪府内に校内研究の取組を発表。枚方市内だけでなく、大阪府内の模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った。 ・英語教育推進に係る調査研究校の取組として、公開授業等を広く大阪府内に発信した。 ・学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証事業において、外国語におけるデジタル教科書の有用性について、全国に発信する予定。 ・取り組みの成果として、アンケート項目で「英語の授業では、英語で自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができていた」回答では、約82％（５月）から約86％（２月）に上昇した。また、「英語の授業で、友達のことを新たに知ったり、深く知ることができた」では、88％の肯定的回答を得られ、英語をコミュニケーションの手段の一つとして、自分の考えや思いを伝え合う児童が増え、友達と関わり合い、「つながること」に結びついていることがわかった。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

令和４(2022)年３月４日

教　　育　　長　様

所属　枚方市教育委員会
職名　次長兼学校教育室長
氏名　桟敷　勝

優秀教職員表彰について

次のとおり、優秀教職員表彰を内申します。

ふりがな	ひらかたしりつつだちゅうがっこう		
氏名 （チーム名）	枚方市立津田中学校		
所属校・職名 ※チームの場合は不要			
生年月日 （設立年月日）		年齢	
代表者氏名・所属校 （チームの場合）	枚方市立津田中学校		
主な功績 及び 推薦理由	市民・保護者へタイムリーな情報の発信に努めており、特に、ブログ型ホームページを活用し、明快な内容やカテゴリ等、読み手側に立った工夫を行っている。加えて、ブログ型ホームページの機能を有効に活用し、欠席連絡・アンケート等を行っている。アンケートについては、分析資料として役立てるようグラフ化等の機能も活用しており、９年間を見据えて、中学校区で統一した対応を提案している。		

※主な功績及び推薦理由欄が不足する場合は、別紙を添付してください。

議案第23号

枚方版ＩＣＴ教育モデルの改訂について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成３年枚方市教育委員会規則第２号）第２条第１項第１号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和４年（2022年）３月28日

枚方市教育委員会
教育長　奈良　渉

１．内容

次ページのとおり

枚方版 ICT教育モデル

ICTの活用による新しい学校教育の確立

枚方市教育委員会

令和4年3月　改訂

ー 目次 ー

1. はじめに　p.1

2. 枚方版 ICT教育モデル作成の背景　p.2

(1) 20年後の未来
(2) 枚方版 ICT教育モデルの位置づけ
(3) 枚方版 ICT教育モデルの全体図

3. 子どもたちに「生きる力」を育む　p.5

(1) これからの子どもたちに必要な資質・能力
(2) LTEでつながり続ける
(3) 枚方市が大切にする5つのCの視点
(4) 授業と家庭学習のシームレスな学び
(5) 9年間で身につける力 「Growing Map」
(6) デジタル・シティズンシップ教育

4. 学校が変わる!　p.15

(1) 授業改善・家庭学習
(2) 全国学力・学習状況調査から
(3) 子ども支援・家庭連携
(4) 働き方改革・業務改善
(5) タブレット端末と健康
ICT機器を活用した 新型コロナウィルス感染症拡大への備え [令和3年度版]

5. モデルカリキュラム　p.25

(1) Can-Do リスト(児童・生徒)
(2) 年間指導計画 小学6年(例)
(3) Can-Do リスト(教職員)

6. 実践例　p.28

HI-PER

1. はじめに

枚方版 ICT教育モデル作成の目的

今の子どもたちが迎える未来は、**予測困難な時代**と言われています。社会の在り方が劇的に変わる**「Society5.0時代」が到来**する中、本市では、国の**「GIGAスクール構想」**も踏まえて、市内公立小・中学校において、

児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配備しました。

このモデルは、**未来を生きる子どもたちに必要な資質・能力**を育成するために、タブレット端末を効果的に活用した枚方市のめざす教育を示すものです。

枚方市は、LTEモデルのiPadです。

タブレット端末は、操作が簡単で、直感的に使える**iPad**を選びました。起動も速く、自分の考えを分かりやすく表現できます。

LTEモデルなので、**「いつでも」「どこでも」使うことができます。**

子どもたちが、鉛筆やノートのような文房具の1つとして使いこなしていくことをめざします。

とにかく使ってみる！

1人1台のタブレット端末がある学校は、**誰にとっても未知の経験**です。最初は見えないことが多く、心配が絶えず、失敗もあると思います。

しかし、**失敗を糧にチャレンジし続ける**ことが、**予測困難な時代を生き抜く子どもたちを育てる**ことにつながります。子どもたちが**とにかく使ってみる**機会や環境の充実に向けたサポートをお願いします。

2. 枚方版 ICT教育モデル作成の背景

（1）20年後の未来

今からおよそ20年前の2000年、この年の流行語年間大賞は「IT革命」。しかし、まだスマートフォンもタブレット端末もありませんでした。学校では、土曜日に授業が行われていました。今から20年後には、どのような未来が待っているのでしょうか。

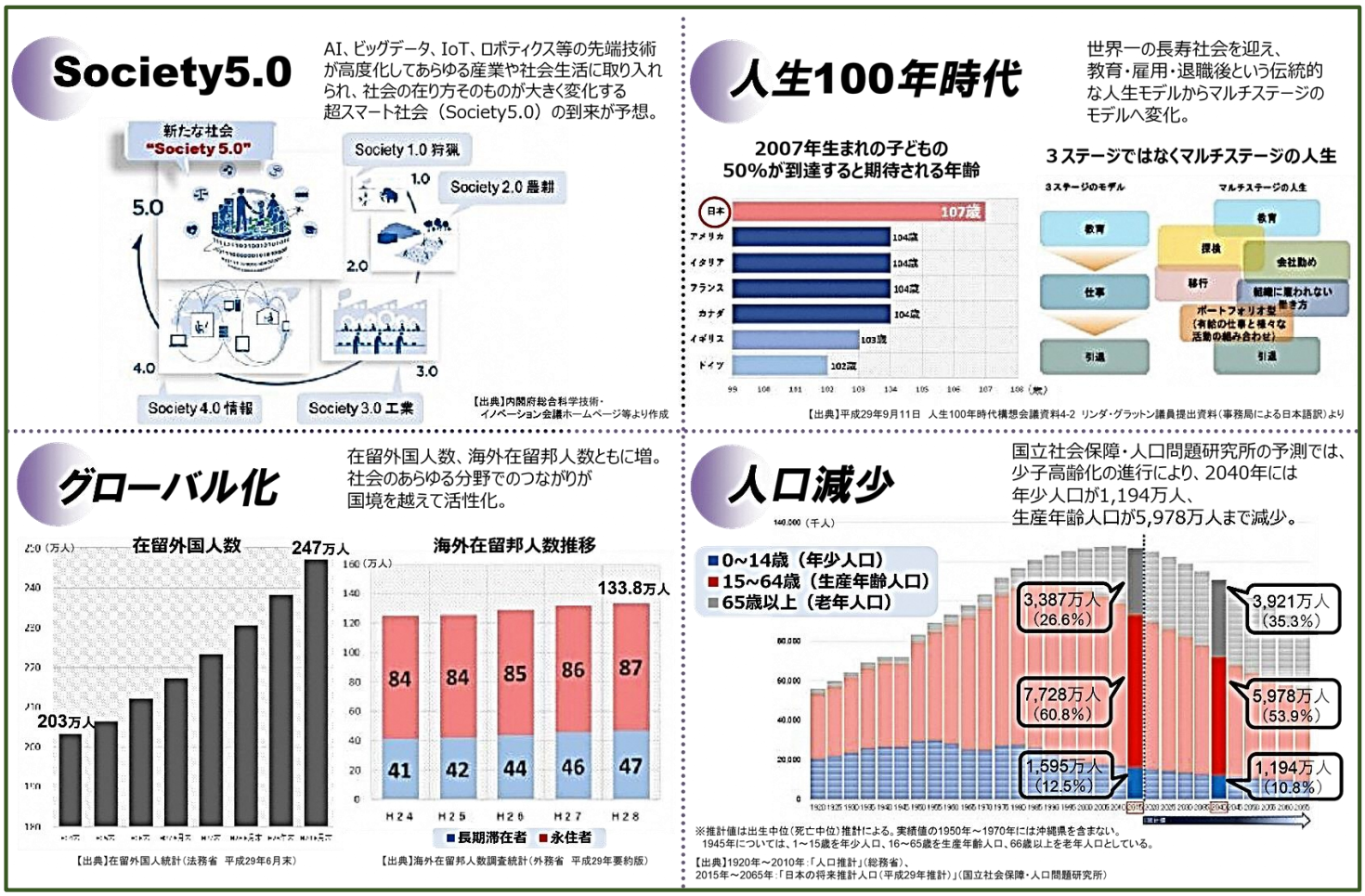

文部科学省 佐藤 有正「GIGAスクール構想（ソフト面）の今後の展開について」より

図のように、情報技術の高度化、国境を越えた交流の活性化、少子高齢化等、現状からも誰も経験をしたことがない未来が予測できます。さらに、情報技術の高度化により、新たな価値が次々に生まれ、人が生み出した技術でさえも、人の想像を超えるものとなっています。
そうなると、20年後の未来は全く予測も想像もできない出来事が起こっているかもしれません。
20年後には、小学1年生が26歳、中学3年生が35歳になります。
子どもたちが自らの可能性を最大限に発揮し、主体的によりよい社会の創り手となり、幸せに生活するためには、学校教育の中でどのような力を身につけていく必要があるでしょうか。

あなたは、子どもたちにどのような力が必要だと思いますか。

（2）枚方版 ICT教育モデルの位置づけ

予測困難な時代を生きる子どもたちが、必要な資質・能力を身につけるために、枚方市では、以下のように「枚方市教育大綱」、「枚方市教育振興基本計画」、「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」を策定してきました。そして、今回、より具体的な教育の在り方を示すため、「枚方版 ICT教育モデル」を作成しました。

枚方市教育大綱（抜粋）

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する”枚方のこども”の育成』
～ 子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

＜重点方針Ⅰ　確かな学力の育成＞

子どもたちにとって、わかる授業や「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業をめざして
「授業改善」「家庭学習の充実」に取り組みます。

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

教育目標　学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく
～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策Ⅰ　確かな学力と自立を育む教育の充実

超スマート社会（Society 5.0）に対応するため、プログラミング教育の推進や情報活用能力の育成の視点も踏まえながら、令和2年6月に策定した「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」や、国のGIGAスクール構想に基づき、一人一台のタブレット端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びを推進します。

5つの重点的に進める取組

（2）タブレット端末等ICTを活用した学習活動の充実と学力の育成

- 新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や情報活用能力の育成等に向けたICT活用による授業の展開
- 自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用
- 教員のICTの活用力及び指導力の向上

枚方市学校教育におけるICT活用の方針（抜粋）

基本目標

ICTの活用による新しい学校教育の確立
～ 子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現～

枚方版　ICT教育モデル

（3）枚方版 ICT教育モデルの全体図

全体のイメージ図です。LTEタブレット端末の特長を生かし、学校と家庭がシームレスにつながることで、国が示す資質・能力の育成をめざします。また、枚方市が大切にしていく「5つのC」の視点も意識しながら、教育目標の達成に向けて様々な取り組みを推進していきます。

3. 子どもたちに「生きる力」を育む

(1) これからの子どもたちに必要な資質・能力

学習指導要領では「生きる力」を育むために、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」と「カリキュラム・マネジメント」により、各教科等において、以下の3つの資質・能力を育成することが示されています。

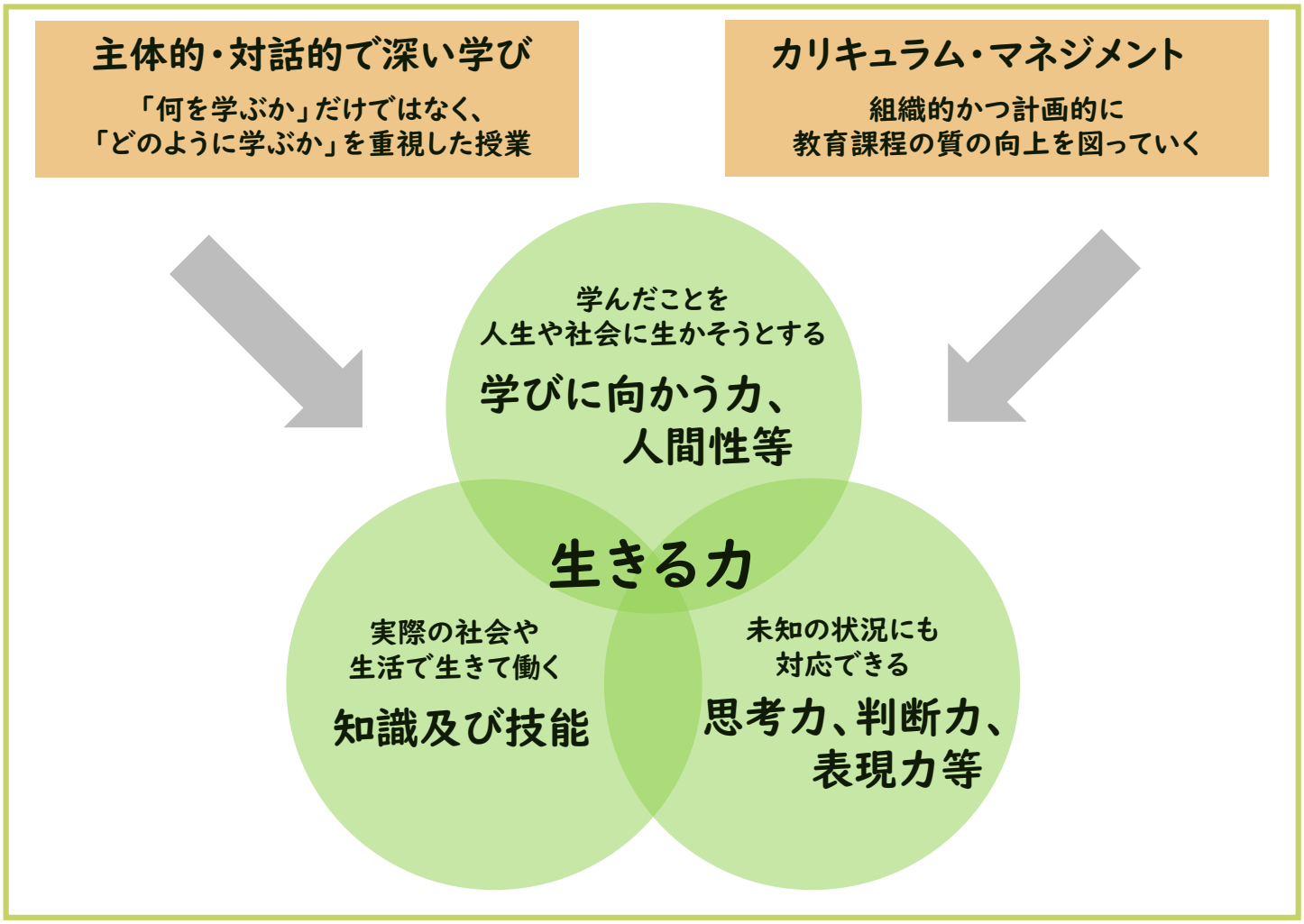

あわせて、学習の基盤として、3つの資質・能力の育成が掲げられています。

言語能力

自分の思いを伝えたり、他者の思いを受け止めたりしながら、コミュニケーションをとるための重要な能力です。

情報活用能力

今回の学習指導要領で新しく加えられた資質・能力です。

- ●コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得る力
- ●情報を整理・比較する力
- ●得た情報をわかりやすく発信・伝達する力
- ●情報手段の基本的な操作の習得
- ●情報モラル、情報セキュリティ

問題発見・解決能力

物事の中から問題を見いだし、PDCAサイクルを働かせながら、問題の発見・解決のための道筋をたてる能力です。

(2) LTEでつながり続ける

タブレット端末を活用した子どもたちの学びが、通信環境の影響によって途切れることがないように、枚方市ではLTEモデルを選びました。このことによって、1人1台のタブレット端末と1人1アカウントを合わせることで、「いつでも」「どこでも」つながり続ける環境が整いました。

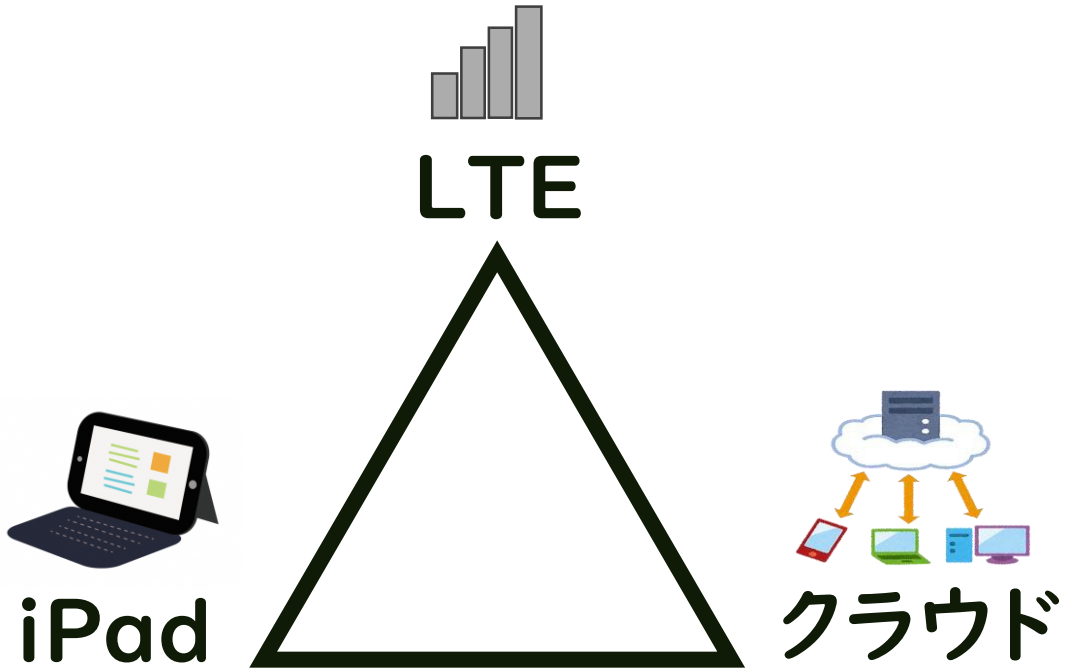

「いつでも」「どこでも」
つながり続けることが可能に！

家庭学習や校外学習でいつでもどこでもiPadが使えて、学校の授業とつながる！

交流学習でいつでもどこでもiPadが使えて、学校外の場所とつながる！

Google Classroomでいつでもどこでも先生や友だちとつながる！

学校の情報発信がいつでもどこでもできて、保護者や地域とつながる！

様々な環境にある児童・生徒といつでもどこでもつながる！

あなたなら、どのような「つながり」をイメージしますか。

(3) 枚方市が大切にする5つのCの視点

枚方市では、学習指導要領が示す、これからの子どもたちに必要な資質・能力を育成するために、Cから始まる5つの視点を大切にします。1人1台のタブレット端末を活用し、5つのCの視点を意識し、「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」を身につけていきます。

Challenge チャレンジ 挑戦

学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

Communication コミュニケーション 意思伝達

相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

Collaboration コラボレーション 協働

課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考え方を持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

Creativity クリエイティビティ 創造

課題や目的を解決するための柔軟なアイディアを表現します。また、アイディアを相手と共有することで、より深まりのあるアイディアを創り出します。

Critical thinking クリティカルシンキング 思考・判断

物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実に矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。

Challenge チャレンジ 挑戦

学校生活の中で、課題を解決したり、目的を達成したりするために、困難な問題や未経験のこと等に積極的に取り組みます。また、自分自身で新たな課題を発見します。

例えば

社会の授業の後、みんな同じ課題を解いたり、宿題をするだけではなく、インターネット等を使って、授業中に疑問に思ったこと、もっと知りたいと思ったことについて深く調べることにチャレンジすることができます。

総合的な学習の時間では、海外のNPOとオンラインでつないでインタビューや学校の取組を紹介する等前例のない新しい学びにチャレンジすることができます。

家庭科の授業では、食生活の題材で自分の生活の中にある課題を発見する場面で、iPadを使い撮影し、記録に残すことができます。また、課題解決のために実践をした後、写真を撮り比較することで、課題解決の道筋を振り返ることができます。

Communication コミュニケーション 意思伝達

相手の立場を意識しながら、自分の考えを相手にわかりやすく、効果的に伝えます。また、相手の意見や考えを正しく理解するために聴きます。

例えば

英語の時間では、海外に住んでいるNETの友人や外国の中学校とZOOM等でつなぐことにより、目的や場面、状況に応じた会話を行うことができます。1つの課題に離れた場所から対話しながら一緒に取り組むこともできます。

体育・保健体育の時間では、自分の技を撮影して、ペアで動作を確認することにより、自分の動きを客観的に把握することができます。また、お互いの技の動画を見せ合い、話し合うことにより、お互いの動きを比較し、できていることや修正点の確認ができます。

国語の授業では、感想や意見の交流を行うときに、デジタルホワイトボードのJamboard等を使うことで、お互いの考えをiPadを見ながら交流することができます。また、交流した意見は、モニターやスクリーンに映したり、自分のiPadで見ることができ、他人の考えと比べることで自分の考えを深めることができます。

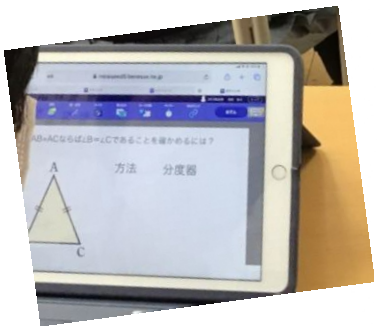

Collaboration コラボレーション 協働

課題を解決したり目的を達成したりするために、自分と異なる考え方を持つ人を尊重し、認め合いながら協力して取り組みます。

例えば

社会の歴史の時間では、班でもっと深く学習したいことを設定し、自分たちで調べ、調べた内容を共同編集機能を使って、全員で1つのスライドを作ることができます。

総合的な学習の時間では、企業の方の話を聞きたいときに、Google Meet等を用いることで、今まで行けなかった場所で働いている人たちから話を聞くことができるようになります。

体育・保健体育の時間では、ボール運動系のゲームや表現運動系の発表を撮影すると、個の動きや仲間との連携等を動画で振り返ることができます。それにより、新しい動き方の相談やお互いの動きをアドバイスする等して、活動の質を高めることができます。

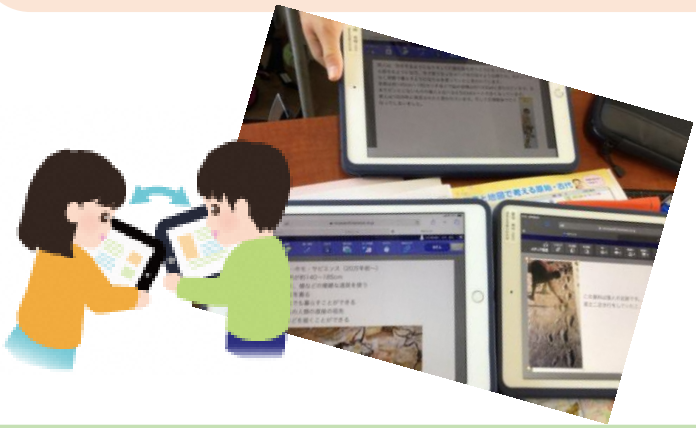

Creativity クリエイティビティ 創造

課題や目的を解決するための柔軟なアイディアを表現します。また、アイディアを相手と共有することで、より深まりのあるアイディアを創り出します。

例えば

音楽の時間では、旋律作りをする時に、何度も繰り返し演奏して旋律を作ることが、楽器の演奏によっては難しい時もありましたが、iPad上で旋律作りをすることで、様々な楽器の旋律作りが簡単になります。また作った旋律の保存も簡単です。

総合的な学習の時間では、自分たちが学びたいSDGsのテーマを設定し、ZOOM等を使い、離れた場所にいる人や会社等の話を聞くことができます。そして、生み出したアイディアをプレゼンテーションソフトや動画編集ソフトでわかりやすくまとめ、世界中の人に広く発信することができます。

国語の時間に読んだ物語の情景を、図工の時間に絵を描き、それをiPadに取り込みます。取り込んだ絵を背景に、音読の声を録音することで、子どもたちは物語の世界に入りきって豊かな表現ができます。

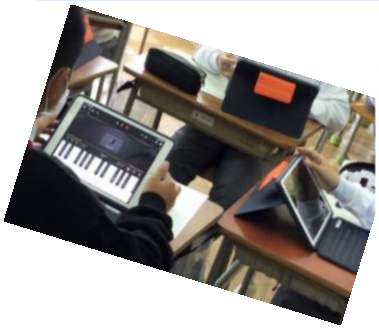

Critical thinking

クリティカルシンキング
思考・判断

物事を多面的な視点でとらえながら、調べた内容や相手の意見等の情報を正しく判断するために、その理由や事実に矛盾がないかどうかについて、自ら考え、分析し、判断します。

例えば

理科の時間では、実験の様子を動画に撮影し何度も見返すことで、自分の考えを深めることができます。また、他の班の実験映像を見て考察することで、自分の考えを検証し、新たな気づきにつなげることもできます。

図画工作・美術の時間では、学んだことの振り返りをクラウドの中に保存しておくことで、単元や学年、小学校と中学校とのつながりを実感しながら学ぶことができます。また、自らの問題解決の課程を振り返ることもできます。

道徳の時間に、ロイロノートやミライシードを活用し、他者の考えを知り、議論することで、多面的・多角的に物事を捉え、自分の考えを整理し、考えることができるようになります。

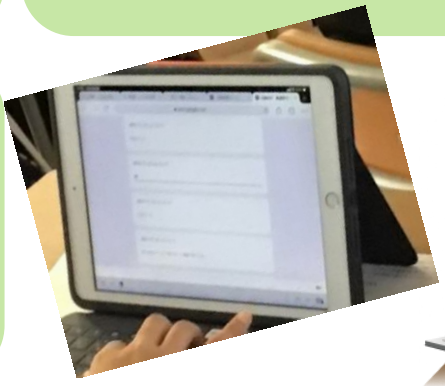

参考資料

教育の情報化に関する手引（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

StuDX Style（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/studxstyle/

大阪の児童生徒が1人1台タブレットPC端末等を活用した実践事例(大阪府教育センター)

https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/jyouhou/

動画で見る　おおさかのＩＣＴ活用事例(大阪府教育センター)

http://wwwc.osaka-c.ed.jp/osakaict/

HI-PER（枚方市教育委員会）

https://sites.google.com/hirakata.osakamanabi.jp/hiper/hi-per

HI-PER　the Movie（枚方市教育委員会）

https://sites.google.com/hirakata.osakamanabi.jp/jugyoujissen/%E6%8E%88%E6%A5%AD%E5%AE%9F%E8%B7%B5%E5%8B%95%E7%94%BB

(4) 授業と家庭学習のシームレスな学び

シームレスとは、「途切れない」「なめらかな」という意味です。枚方市のLTEタブレット端末の特長である、「いつでも」「どこでも」オンラインにアクセスできる環境を活用し、授業が家庭学習へ、家庭学習が授業へとつながるシームレスな学びをめざします。

シームレスな学び（例①）

知識・技能の定着

学習履歴で教員が状況を把握できるので、授業の最初に、間違いが多かったポイントを押さえることから始められます。

今日の授業を復習するために、タブレットドリルの〇〇をやっておいてください。

問題を解いたら、
すぐに自動採点してくれる！
間違った問題をもう一度やろう！

皆さんの結果を見ていると、△△を間違っている人が多かったです。
そこをもう一度押さえてから、次の授業に入りましょう。

シームレスな学び（例②）

協働学習

グループで協働して、プレゼンテーション資料や作品づくりをする時に、タブレット端末を使うことで家庭でも友だちと共同作業ができます。

外国の人に大阪のいいところを、英語でアピールするプレゼンを班で作ります。発表は〇月×日です。

iPadを使って、大阪の良いところを探してみよう。

みんないろいろ調べてきたね。それぞれの意見をプレゼンに取り入れよう。

続きは家でやろう。
追加で良い案があれば、共有ファイルに書き込んでいこう！

あっ、〇〇さんが追加している！
思ったことをコメントしておこう。

今まで授業でしかできなかった
調べ学習や協働学習が家庭でもできるから、
プレゼンの質が今までよりあがりました。

△△さんのコメント、なるほどなぁ。
少し考え方を変えてみよう！

シームレスな学び（例③）

思考力・判断力・表現力の充実

家庭で時間をかけて考え、提出しておくことで、次の授業で余裕をもって授業を組み立てることができます。

短歌の空欄になっている部分、あなたならどんな言葉を入れますか。そう考えたわけも書いて、先生に提出しておいてください。

余裕をもってじっくり考えられる！
先生に提出OK！

今日は皆さんが事前に提出してくれた言葉とわけをもとに、授業を始めます。

（5）9年間で身につける力「Growing Map」

学校や家庭でタブレット端末を効果的に活用することで、小学校入学から中学校卒業までの間に、以下のような情報活用能力の育成をめざします。

（6）デジタル・シティズンシップ教育

家庭では、スマートフォンやパソコン等の広がりにより、デジタルは日常的な環境になってきました。しかし、今までの学校では、デジタル環境はパソコン室等限られた環境で使う非日常的なものでした。1人1台のiPadが貸与されることで、デジタルは鉛筆や筆箱のような文具と同じ日常的なものとなります。家庭でも学校でもデジタル機器が不可欠になった現在、子どもたちには、デジタル機器の良いところ、危険なところを理解し、主体的に活用することができるようになることが求められます。

ICT機器活用には3つの過程があると言われています

①導入期（わくわく期）
新しい機器が入って期待効果が高まる時期です。いずれは消失しますが、この時期を上手に行うことでスタートダッシュが簡単になります。

②挑戦期（やらかし期）
想定外の使い方をし、予期せぬ問題が発生する場合があります。一人ひとりの違いを理解し、寄り添った支援をすることでより活用が進みます。

③安定期（ぐんぐん期）
ICT機器を使うことが日常のものとなっていきます。普段の生活の中で工夫して使い方を広げていきます。活用の停滞等に注意が必要です。

一人一台の端末になることで

- 子どもの可能性・できることが広がります。
- 情報社会という公共のマナーを学ぶ機会ができます。
- ネットトラブルは機器のせいにせず、背景の要因をとらえます。
- ICT機器も刃物と同じでよい使い方を学ぶことが大切です。

大事になることが

デジタル・シティズンシップ教育

です

「オンライン及びICTの利活用を前提」とし、その環境で安全かつ責任を持って「行動するための理由と方法」を主体的に学び、仕組みを理解するだけでなく「情報技術に関連する人的、文化的社会的諸問題を理解し、法的・倫理的にふるまう」ための「能力とスキル」を育成する教育。

具体的な学びの進め方

ICT機器の正しい使い方については・・・

- 児童・生徒の試行錯誤、議論に任せる。
- 教員は一人ひとりの進捗状況を巡回し把握する。
- 児童・生徒の気づきを大切にする
- 学習者が意見表明、説明することを呼びかける。
- 児童・生徒の本音を引き出す、本音に共感する。
- 個別・多様な捉え方があることを理解する。

「GIGAスクールに向けた情報モラル教育からの転換2021」より
今度　珠美（鳥取県情報モラルエデュケーター　国際大学グローバル・コミュニケーション・センター客員研究員）

【実践事例】

枚方中学校　デジタル・シティズンシップ教育の取組

令和2年度：校内体制整備

・情報担当者が中心となり活動。
・8月に有志で校内ワーキングチームを発足。
・時間割内で週に1回ICT会議を開催。

令和2年：使用上のルール策定

・教育委員会からのルールをそのまま活用。
・ルールの解釈が分かれるときには、細かな部分は各学年で相談し、都度生徒に説明。
例）壁紙の設定・休み時間の利用・板書を写真で撮ること等

活用2年目の混乱

・生徒からは学年間でルールが違うことに戸惑いの声が。
・教職員からも学年によって指導内容を変えなくてはいけないことに戸惑いの声が。

校長の思い

・生徒が中心になって活動してほしい。
・タブレット端末の使い方について、指導をする場合でも、取り上げ等して活用の機会を奪うことはしない。
・個別最適な学習をめざす中で考え方を転換していく。

令和3年度：生徒による「ICT委員会」の発足

生徒たちに利用上の約束事を検討させる

① 教員発信のルールで押し付けず、自分たちが守るべき約束事にしたい。
② 様々な項目で利用をしばったところで、生徒たちのほうが利用に慣れていて、「抜け道」ができていく。
③ 一方的に危険性を教えるだけでなく、生徒に考えさせること自体がデジタル・シティズンシップ教育になる。

「ICT委員会」の活動

・全校生徒にiPadを使ったアンケートを実施。
（Google FormsやMentimeterを使って、生徒自身がアンケートを作成。）
・アンケートの結果を外部の専門家と共有し、意見を求める。
・ICT委員会で約束事を策定。
・職員会議で教職員に作った約束事をプレゼンし、学校のルールとして承認を受ける。

4. 学校が変わる！

（1）授業改善・家庭学習

Hirakata授業スタンダードを深化させる！

「Hirakata授業スタンダード」に基づき、授業改善と家庭学習の定着に向けた取組を進めています。これまで同様、授業の中で力をつけることが大切で、ICTを活用することで、学びをさらに深化させることが可能です。また、家庭学習を充実させることで、授業の内容が今以上に深めることができます。

Hirakata 授業スタンダード
～みんなが「わかる・できる」を実感する授業にするために～

つかむ・つなげる	☆めあて（学習課題）を知り、これまでに学んだことをもとに「どうすれば解決できるか」自分なりの見通しをもちます。	深化	ICTを活用することで、より短時間でめあてをつかみ、見通しをもちやすくなります。 家庭学習で考えたり・解いたりしてきたことをもとに、自身の考えを深めることもできます。
じっくり考える	☆課題に向き合い、解決する方法をひとりでじっくり考えます。 ☆自分なりに考えたことをノート等に書き出し、「なぜそう考えたのか」を整理します。	深化	課題に向き合い解決する方法を、各自タブレット端末に書きます。 クラス全員の考えを、タブレット端末を使って共有し、自分と似ているもの、違うものを比べながら、再度調べたり、考えたりします。
学び合う	☆仲間とおたがいに考えを発表したり、話し合ったり(ペア・グループ・全員)して、自分の考えを確かめたり、新しい考え方を見つけたりします。	深化	もっと良い考え方や最適な答えがないか友だちと共同編集機能を使って、一緒に考えたり、タブレット端末を使って調べたりします。 必要に応じて役割分担をし、協働して課題解決を図ります。
ふり返る	☆学んだことを使って、確認問題や練習問題に取り組みます。 ☆学んだことをふり返り、「わかった」「できた」「ふしぎ」等を自分の言葉でまとめます。	深化	授業で分かったことや友だちとの学び等について学習を振り返り、タブレット端末を使って提出します。 次時で中心となる学習課題を示し、それにつながる家庭学習を提示します。
家庭学習の充実	教科書やノート、学習コンテンツ等を参考に、学校で学んだことを、家でもう一度復習します	深化	次時につながる基礎的な知識・技能の定着をタブレットドリル等で行います。 次時で中心となる学習課題について、タブレット端末を使って調べたり、じっくり考えたりします。

タブレット端末を効果的に活用することで、じっくり考える時間や友だちと交流する時間、協働する時間等を増やすことができ、「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学び」「協働的な学び」をより効果的に実現できるようになります。

（1）授業改善・家庭学習

様々な場面で、授業や家庭学習が変わります。

タブレット端末を活用することで、今までにはできなかったような学習が可能となり、新しい学習を通して、子どもたちの様々な資質・能力の育成が期待できます。

授業編

いつでも調べ学習が可能！

分からないことや気になることがあっても、いつでもインターネット検索することができます。

自分の音声や動きを撮って、自己評価！

自分の発音や朗読、演奏や運動の様子を動画で記録・再生し、自己評価をしながらスキルの向上ができます。

だれとでも共有や比較が簡単に！

学級内で複数の意見や考え等を共有したり、比較・整理することができます。

みんなでつくりあげる！

それぞれのタブレット端末を使いながらグループで分担したり、協働で作業したりして、作品を制作することができます。

オンラインによる交流学習の充実！

遠隔地の学校等との交流により、学校の壁を越えた学習が充実します。

さらに！

LTEだから、校外学習等に持っていき、「いつでも」「どこでも」タブレット端末が使えます。

家庭学習編

デジタルドリル学習で知識・技能の定着！

自分の課題や興味に合わせて問題を選ぶことができ、自分のペースで知識・技能の定着を図ることができます。

次の授業に向けて家庭でじっくり考える！

次回の授業の中心となる課題について、家庭でじっくり考え、オンライン上で事前に提出することができます。

子どもの学びを絶やさない！

学校が臨時休業となった場合でも、双方向のオンライン授業や、オンライン家庭学習が可能となり、子どもたちが学び続けることができます。

友だちとの協働による学習も可能！

オンラインによる共同編集機能を活用することで、それぞれの家にいながらでも、一緒に学習することができます。

ポイント こう変えることによって

「授業の時間の使い方が大きく変わります」「個別最適な学びが充実します」

- じっくり考える時間や、協働する時間等を増やすことができ、「主体的・対話的で深い学び」につなげていくことができます。
- 授業と家庭学習がシームレスにつながり、授業を「教室だからこそできること」に焦点化することで、「主体的・対話的で深い学び」につなげていくことができます。
- 学習支援ソフトやインターネット等を効果的に活用することで、教員が個に応じた課題を与えたり、子ども自身が自らの興味・関心に応じた学習を進めることで「個別最適な学び」につなげていくことができます。

ポイント これだけは気をつけよう！

タブレット端末を
「使う」こと自体が
「目的」にならないように。

- タブレット端末を単に「使うだけ」では、授業は深まりません。「なぜ？」「本当にそう？」「不思議！」「友だちの意見を聞いてみたい！」「もっと上手くなりたい！」…こういった子どもたちの「？」や「！」を大切にした、質の高い学習課題の提示が効果的な活用の鍵となります。
- 特に小学校低学年では、実際に見たり、触れたりすることで感性が育まれたり、具体的な操作活動によって学習の理解が深まります。 発達段階に応じて、実体験でこそ学べること、タブレット端末で学べることを上手く使い分けることが大切です。
- タブレット端末を効果的に活用しながら、子どもたち自ら計画的に家庭学習に取り組めるように、校内で共通理解を図ることが大切です。
- 上記の内容を踏まえ、単元や内容のまとまり、１単位時間の中でICTを「いつ」「何のために」活用するのかをデザインすることが大切です。

文部科学省の資料も参考に！

「教育の情報化に関する手引 ―追補版―」（令和2年6月）の中で、授業形態に合わせたICT活用の事例が紹介されています。あわせてご参照ください。

あなたなら、どのように授業や家庭学習を変えますか？

(2) 全国学力・学習状況調査から

毎年4月に、小学校第6学年、中学校第3学年を対象とした全国学力・学習状況調査が実施されています。この調査で問われている力は、OECD（経済協力開発機構）が15歳を対象に3年ごとに実施している学習到達調査、PISA（読解力）で問われている力と共通していることが多く、以下のような傾向が見られます。これらの力は、子どもたちがこれからの予測困難な時代の中でも、自らの可能性を最大限に発揮し、主体的によりよい社会の創り手となり、幸せに生活するために必要な力と考えることができ、世界的に求められている力と言えます。

PISAと全国学力・学習状況調査で共通して問われている力

- 自分の考えを根拠を示して説明する力
- あらゆる種類の文章や図表等の中から必要な情報を探し出す力
- テキストの質と信ぴょう性を評価しながら読む力
- 目的に応じた書き方・聞き方・話し方の意図や効果を考え、表現する力

文部科学省HP「読解力向上プログラム（たたき台）」等参考

これらの力を育むためには、日々の授業の中でタブレット端末を効果的に活用した「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善が必要です。

それでは、授業の中でタブレット端末をどのように活用したらよいのでしょう。

令和3年度に実施された全国学力・学習状況調査の本市の結果分析から
「ICT機器を、他の友だちと意見を交換したり、調べたりするためにどの程度使用していますか。」という質問に、「ほぼ毎日」「週に1回以上」と回答した子どもたち程、いずれの調査においても正答率が高い傾向にあることが分かりました。

質問：『ICT機器を、他の友だちと意見を交換したり、調べたりするために、どの程度使用していますか。』

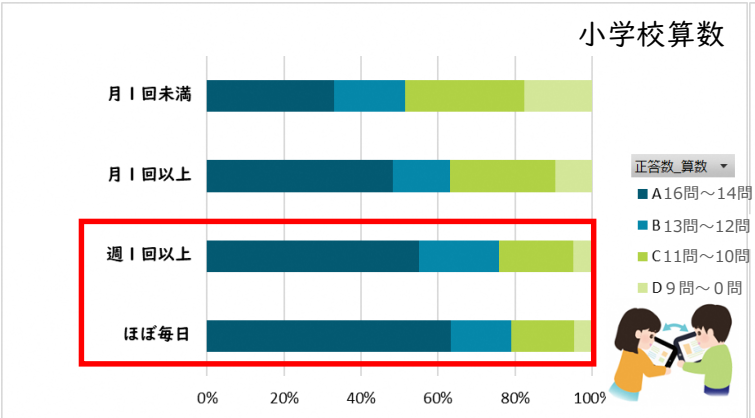

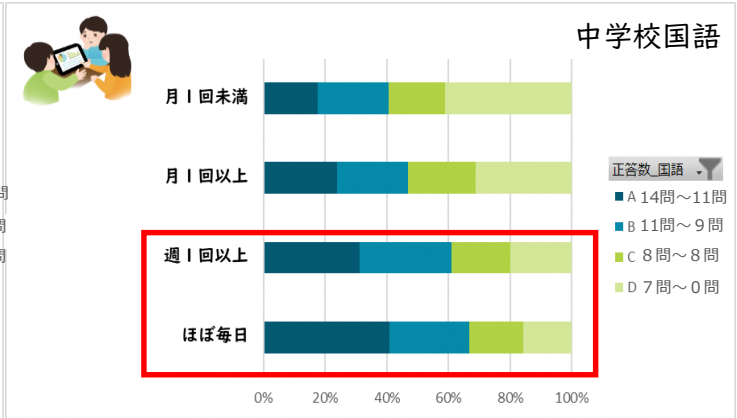

A～Dの区分は、本調査での四分位を基にしています。

タブレット端末を活用して、他者と協働で問題解決に取り組んだり、コミュニケーションを取りながら新たな価値を生み出すような授業展開が求められています。これらの授業展開で最も必要なのは、「Hirakata授業スタンダード」で示しているように、一人ひとりが夢中になる**「課題の質の向上」**と言えます。

ポイント
学習支援ソフトやインターネット等を効果的に活用して、教員が個に応じた課題を与えたり、子ども自身が自らの興味・関心に応じた学習を進めることで、「個別最適な学び」につなげていくことができます。

(3) 子ども支援・家庭連携

ICTを効果的に活用することで、配慮を要するさまざまな児童・生徒にも、一人ひとりに個別最適な支援の実現が可能となります。また、学校から保護者や地域への情報発信も、よりスムーズに行うことができます。

気持ちの見える化！

心の変化に
気づきにくい。

心の変化に気づき
声をかけられる。

オンライン相談の充実！

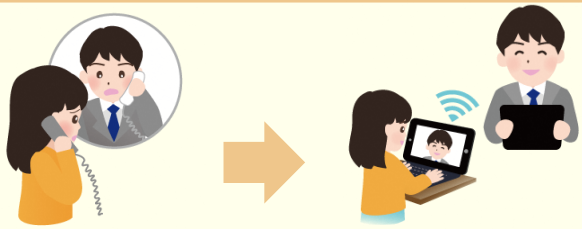

電話での
相談は苦手…。

互いに顔を見ながら、
安心して相談！

視線入力装置で文字入力が簡単に！

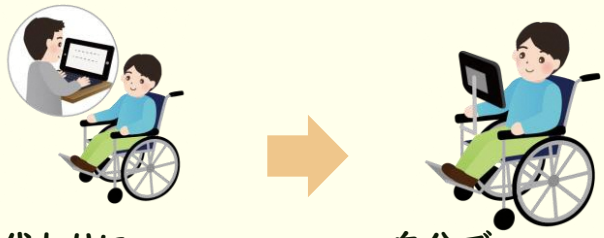

代わりに、
入力してもらう。

自分で
入力が可能に！

ブログによる情報発信！

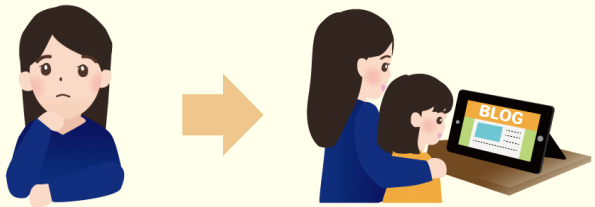

学校の様子が
伝わりにくい。

学校の「今」を
迅速に発信！

ポイント こう変えることによって

「子ども一人ひとりに応じた支援・指導の充実」「学校の情報発信力の向上」

- 「オンラインによる面談」「長期欠席、不登校児童・生徒へのさらなる対応」ができます。
- コミュニケーション支援・活動支援・時間支援等で活用できます。
- 「オンラインによる相談」「ブログによる情報発信の充実」「学校だより・学級通信等の配信」ができます。

ポイント ここだけは気をつけよう！

- 子ども一人ひとりに応じた支援・指導を。
- 支援・指導のユニバーサルデザイン（UD）化を。

これまでと変わらない
大切な考え方、取組ですね！

すべての子どもたちが、安全・安心に、そして、自己肯定感・自己有用感を高めるための支援・指導を考えてみましょう！

iPadのアクセシビリティ

障害の有無に関わらず、全ての児童・生徒の教育を充実させるためにICT機器の活用は非常に大切になります。また、発達障害等によって学習に困難を抱える子どもたちの可能性を高める手段として、ICT機器を効果的に活用した実践に期待が寄せられています。
iPadは多くのアクセシビリティ機能が備えられており、視覚、身体の動き、及び学習上のニーズに配慮がされています。

Voice Over（読み上げ機能）

視覚支援

字を読むことが苦手な子どもには、Voice Overを設定することで、タップした部分をiPadが読み上げてくれます。文字だけでなく写真もどんな写真か、iPadが言葉で説明してくれます。

「設定」➡「アクセシビリティ」➡「Voice Over」で設定するか、Siriに「Voice Over オン!」と言うことで設定ができます。

Safariのリーダー機能

発達障害支援

Safariを使って調べ学習等をしたときに、たくさん出る広告や写真等のせいで集中できない子どもたちはいませんか。そういった子どもたちにはリーダー機能を設定し、読みたいところだけに集中させてあげてください。

検索バー左の「ぁあ」をタップ

Safariの辞書機能

発達障害支援

Webページを閲覧中に出てきたわからない言葉を選択して、「調べる」や「辞書」を選ぶと、言葉の意味をすぐに調べることができます。漢字が苦手な子どもでも、すぐに自分で調べることができます。

選択項目の読み上げ

視覚支援

Voice Overを設定しなくても、テキストの中で選択した部分をiPadが読み上げてくれます。

単語を選択すると「調べる」「読み上げ」機能が出てきます

Assistive Touch

身体障害支援

Assistive Touch機能により、画面をタッチすることやボタンを押すことが困難な場合もiPadを活用することができます。この機能を設定することで簡単なタップで様々なアクション を行うことができます。

「設定」➡「アクセシビリティ」➡「AssistiveTouch」で設定

文部科学省の資料も参考に　【発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック】

特別支援学級編

通級指導教室編

通常の学級編

(4) 働き方改革・業務改善

教職員の事務作業を、ICTを活用して効率化することで、先生が児童・生徒一人ひとりとかかわる時間や教材研究・授業準備の時間を生み出すことができます。

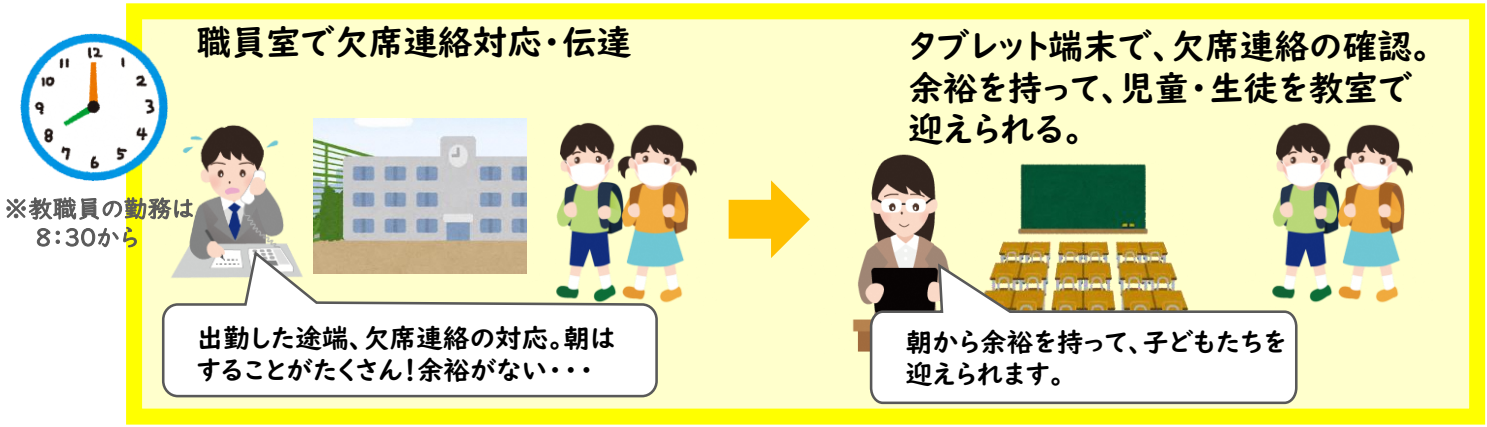

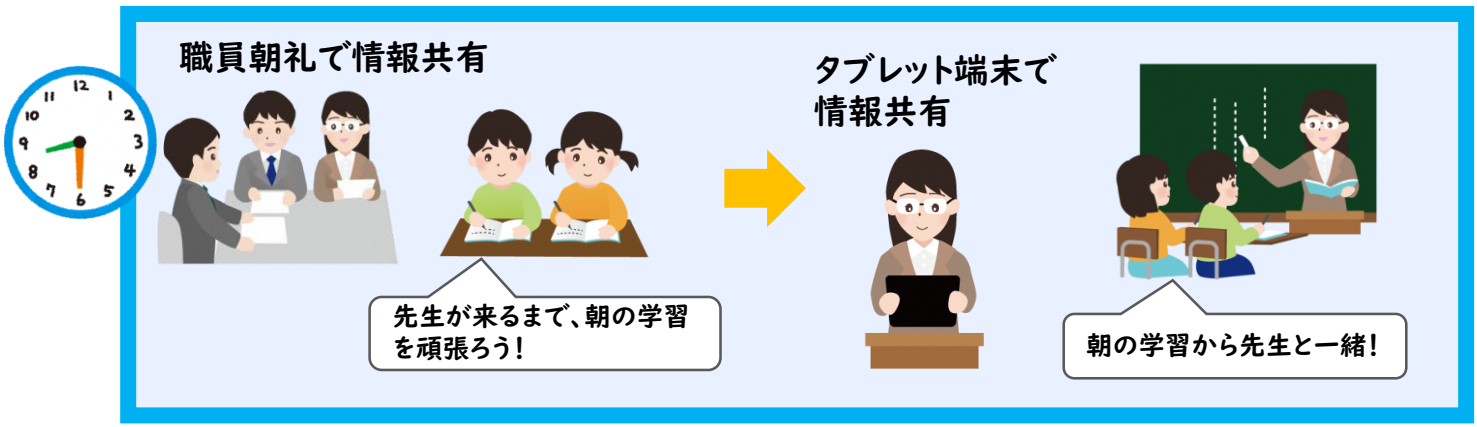

ポイント こう変えることによって

「子どもと向き合う時間の創出につながります」「保護者の負担が減ります」

- 朝、欠席連絡等（電話対応）や健康管理シートの確認（コロナ対応）をしていた時間を子どもたちとの時間や授業準備の時間にあてることができるようになります。
- 連絡帳を近所の友だちに預けたり、朝から学校に電話したりすることなく、スマートフォン等で連絡可能（欠席や健康管理について）になります。

ポイント ここだけは気をつけよう！

これまでと変わらない
大切なことですね！

- 子どもたちの育ちにとって大切なことについては、会議等でしっかりと話し合う必要があります。

どのような業務改善をすれば、今以上に子どもたちとの時間を創出できるか、考えてみましょう！

業務改善×ICT　活用事例

タブレットドリル

問題演習にタブレットドリル等のデジタルドリルを活用することで採点の時間を短縮。成績や履歴も収集できるので、子どもごとの理解度の確認にも利用可能。

教材や宿題作成の時間短縮

東書Webライブラリの「映像データベース」

教科ごとに数百本の動画を収録。
特に実技教科の動画が充実。

教材や宿題作成の時間短縮

教科書のコンテンツサイト（QRコード）

それぞれの教科書会社が授業や自宅等での個別学習で使用するための教材を収録。
ショートカットをタブレット端末のホーム画面に追加したり、ロイロノートの資料箱に入れておくと便利。

Google Classroom①

●連絡帳を投稿
●学級通信を配信
●手紙の配付

事前に予約投稿
印刷不要
配付時間の短縮
学年で共有
カラーで投稿

Google Classroom②

●朝礼をGoogle Classroomで
・ストリームに連絡事項を投稿
・「予定を設定」で配信日時を設定
・回答を求めるものについては「課題」や「テスト」「質問」を活用

GiGAスク！ひらかた

●ICT活用のヒント
●ICT活用実践事例集(HI-PER)
●iPad・アプリケーション活用研修動画
●プログラミング教育動画
★働き方改革関連資料

NHK for School

●番組　70以上の番組2000話以上を配信
●動画クリップ　7000本
●ものすごい図鑑　360度方向から昆虫を観察できるデジタル図鑑
●お家で学ぼうNHK for School
　お家で学ぼうワークシート
[どう使う?]
⇒授業のはじめ・中・おわりで
　・実験や観察の方法、歴史の社会背景等を確認
　・他事例をクリップで確認、学びの深化に
⇒家庭学習で
　・予習、復習に
⇒自学自習で
　・興味・関心のある探究活動に

教材や宿題作成の時間短縮

ロイロノート（ミライシードでも同様の活用が可能）

●ワークシートの作成
　⇒　シンキングツールの活用
●提出箱の活用
　⇒　宿題の提出（例：鍵盤ハーモニカ）
●作品（図工の作品の写真等）の提出
　⇒　学習評価の材料として
●カメラ機能
　⇒　黒板の写真（授業の記録として）
　⇒　連絡帳

ワークシート作成や印刷の時間短縮

Google Formsやスプレッドシート

●保護者アンケート（Google Forms）
●土曜授業、オープンスクールの感想（Google Forms）
●個人懇談、家庭訪問日程調整（Google Forms）
●教職員の調整事項（Google Forms・スプレッドシート）

配付時間短縮
自動集約
共同編集（同時に見られる）
どこからでも確認編集可能

まなViVA！ひらかた

●過去の教職員研修動画
●研修予定・シラバス

（5）タブレット端末と健康

タブレット端末等ICT機器を活用するときは、児童・生徒の健康面に配慮することも大切です。以下のことに注意して、家庭とも連携し、上手にタブレットを活用しましょう。

教室での配慮事項

「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」
（平成26年 文部科学省）参照→

目の疲労の軽減のために

・照明の明るさの調整
・画面の反射や映り込みの防止
・教材文字の見やすさへの配慮
・30分に1回は画面から目をはなして、20秒以上、目を休めるような指導

よい姿勢を保つために

・タブレット画面を目から30cm以上離すように指導
・授業の中で、発表等、体を動かす機会を設けるような工夫
・机上の整理整頓を指導

児童・生徒とのタブレットを使うときの5つの約束

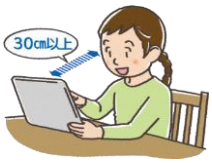

①タブレットを使うときは姿勢をよくしよう

・タブレットを見るときは、目から30cm以上はなして見よう。

②30分に1回はタブレットから目をはなそう

・30分に1回はタブレットの画面から目をはなして、20秒以上、遠くを見よう。

③ねる前はタブレットを使わないようにしよう

・ぐっすりねるために、ねる1時間前からはデジタル機器を使わないようにしよう。

④自分の目を大切にしよう

・時間を決めて遠くを見たり、目がかわかないようにまばたきをしたりして、自分の目を大切にしよう。

⑤ルールを守って使おう

・30分使ったら1回休む、学校のタブレットは勉強に関係のないことに使わない等、学校やおうちのルールを守って使おう。

【その他参考サイト】「子どもの目・啓発コンテンツ」（日本眼科医会ホームページ）→

※保護者の方へも、学校とともに、端末の使用時の健康面への指導や、児童・生徒がインターネット上の犯罪等の被害者や加害者にならないように指導にする等、協力していただくことが大切です。
【参考サイト】「端末の利用時間等のルール及び安全な利用について」
（保護者向けリーフレット）→

ICT機器を活用した　新型コロナウィルス感染症拡大への備え

［令和3年度版］

ICTを効果的に活用することで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、非常変災時等にも学校とのつながりを切らないことと学習保障を行うことができます。

つながり続ける

保護者・児童生徒との「情報共有」

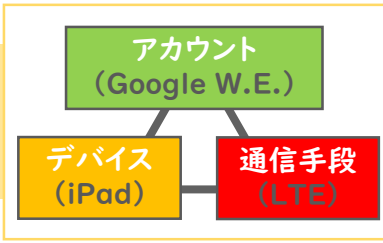

学び続ける

「ゴール」を明確にした
「学習課題の設定」と「フィードバック」

長期の臨時休業の場合（4日以上）

タブレット端末を活用した双方向性のある学習を提供します

iPadの画面越しに説明を
聞いたり質問ができます。

自分の意見や考えを先生
に送ることができます。

iPadの画面から友だちの意見
や考えを見ることができます

短期の臨時休業の場合（3日以内）

タブレット端末を活用し、あいさつや健康観察、課題の提示（配付）及び回収等の取組を行います。

オンラインで体調確認や
1日の予定を提示します。

iPadを通じて課題を配信・
提出します。

紙による課題を配付しオフライン
で学習をする場合もあります。

新型コロナウイルス感染症不安で登校できない場合

オンラインで授業を
配信します

学習プリントの配付・添削、
授業動画の配付

Zoom等を利用し、子どもとの
やり取りやプリント学習を行います

感染症拡大の緊急事態には！

登校している児童・生徒も、密集を避けるため家庭での学習を希望する児童・生徒も、両者の「児童・生徒の安全を守ること」と、「子どもたちの学びを止めないこと」をめざし**ハイブリッド型授業**を実施します。

例えば
自分の意見を書く場面では・・

教室では

ノートに意見を書き、先生が
確認します。

オンライン
では

ノートに書いた自分の意見を
写真に撮りiPadで送信します。

5. モデルカリキュラム

（1）Can-Do リスト（児童・生徒）

各教科等の学習の中で児童・生徒の発達段階を考慮しながら、情報活用能力を系統的に育成していきます 。

項目	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校
基礎的知識・技能Ⅰ（活動スキル）	（I-1）写真や本等から情報を集めることができる。 （I-2）目的を考えて、発表したりすることができる。	（I-1）図書資料・インターネット等から情報を集めることができる。 （I-2）相手や目的に応じて発信することができる。 （I-3）キーボード文字入力（1分間40文字程度）	（I-1）情報を複数集めて適しているものを吟味することができる。 （I-2）相手や目的に応じて効果的に発信することができる。 （I-3）キーボード文字入力（1分間60文字程度）	（I-1）情報を複数集めて適しているものを吟味することができる。 （I-2）相手や目的に応じて、グラフや図表を用いて効果的に発信することができる。 （I-3）キーボード文字入力（1分間80文字程度）
思考力・判断力・表現力Ⅱ（探究スキル）	（Ⅱ-1）情報を仲間で分けたり、整理したりすることができる。 （Ⅱ-2）分かりやすく表現することができる。 （Ⅱ-3）できるようになったことに気づくことができる。	（Ⅱ-1）情報同士のつながりを見つけたり、表やグラフで整理することができる （Ⅱ-2）相手や目的に合わせて、適切に表現することができる。 （Ⅱ-3）改善点を考えることができる。	（Ⅱ-1）問題を発見し、その解決のために調査や資料等から情報を収集することができる。 （Ⅱ-2）問題の解決策を明らかにして表現・発信・創造することができる。 （Ⅱ-3）改善点を分析し考えることができる。	（Ⅱ-1）問題を発見し、その解決のために 、目的に応じた情報メディアを選択し、調査や実験等を組合せながら情報を収集することができる。 （Ⅱ-2）統計的に整理したり、情報の傾向や変化を捉えることができる。 （Ⅱ-3）問題の解決策を明らかにして表現・発信・創造することができる。 （Ⅱ-4）改善点を分析し考えることができる。
プログラミング（スキル）Ⅲ プログラミング的思考	（Ⅲ-1）分解して考えたり、問題の解決方法を考えたりすることができる。 （Ⅲ-2）問題の解決や表現するために、順次（順番ごとにする）や反復（繰り返し）を使って考えることができる。	（Ⅲ-1）物事を分解して考えたり、問題の解決方法を考えたりすることができる。 （Ⅲ-2）コンピュータとプログラムの関係を体験的に理解し、順次、反復を含んだプログラムを考えることができる。	（Ⅲ-1）順次、分岐、反復を含んだプログラムを考えることができ、評価・改善ができる。 （Ⅲ-2）情報技術の価値を自分の身の回り生活と関連付けて考えることができる。	（Ⅲ-1）論理的な手続きやデータを様々に工夫できることを体験的に理解する。 （Ⅲ-2）情報技術の価値を社会や将来に関連付けて考えることができる。
情報モラルⅣ	（Ⅳ-1）自分や他の人たちの情報を大切にし、ルールを守って安全にコンピュータ等をつかうことができる。 （Ⅳ-2）コンピュータやインターネットの基本的なルールやマナーがわかる。	（Ⅳ-1）情報手段の利便性と危険性を理解し、自分や他の人への影響を考えて適切に使用することができる。 （Ⅳ-2）生活の中での必要となる情報セキュリティを理解することができる。	（Ⅳ-3）情報社会での情報技術の働きや産業や国民生活の関わりを理解することができる。	（Ⅳ-3）情報や情報技術を多様な観点から考えることによって、よりよい生活や持続可能な社会の構築に生かそうとする。

（2）年間指導計画 小学6年（例）

前述の情報活用能力を該当学年で確実に育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から、各校の実態に応じたカリキュラムの編成を行います。

○ 基礎的知識・技能	（Ⅰ-1）情報を複数集めて吟味する。 （Ⅰ-2）相手や目的に応じて効果的に発信する。 （Ⅰ-3）キーボード文字入力（1分間60文字程度）
○ 思考・判断・表現力	（Ⅱ-1）問題を発見し、その解決のために 調査や資料等から情報を収集する。 （Ⅱ-2）情報同士のつながりを見つけたり、表やグラフを用いて整理する。 （Ⅱ-3）問題の解決策を明らかにして表現・発信・創造する。 （Ⅱ-4）改善点を分析し考える。
○ プログラミング的思考	（Ⅲ-1）順次、分岐、反復を含んだプログラムの作成を行い、評価・改善ができる。 （Ⅲ-2）情報技術の価値を自分の身の回りの生活と関連付けて考えることができる。
○ 情報モラル	（Ⅳ-1）情報手段の利便性と危険性を理解し、自分や他の人への影響を考えて適切に使用する。 （Ⅳ-2）生活の中で必要となる情報セキュリティを理解する。

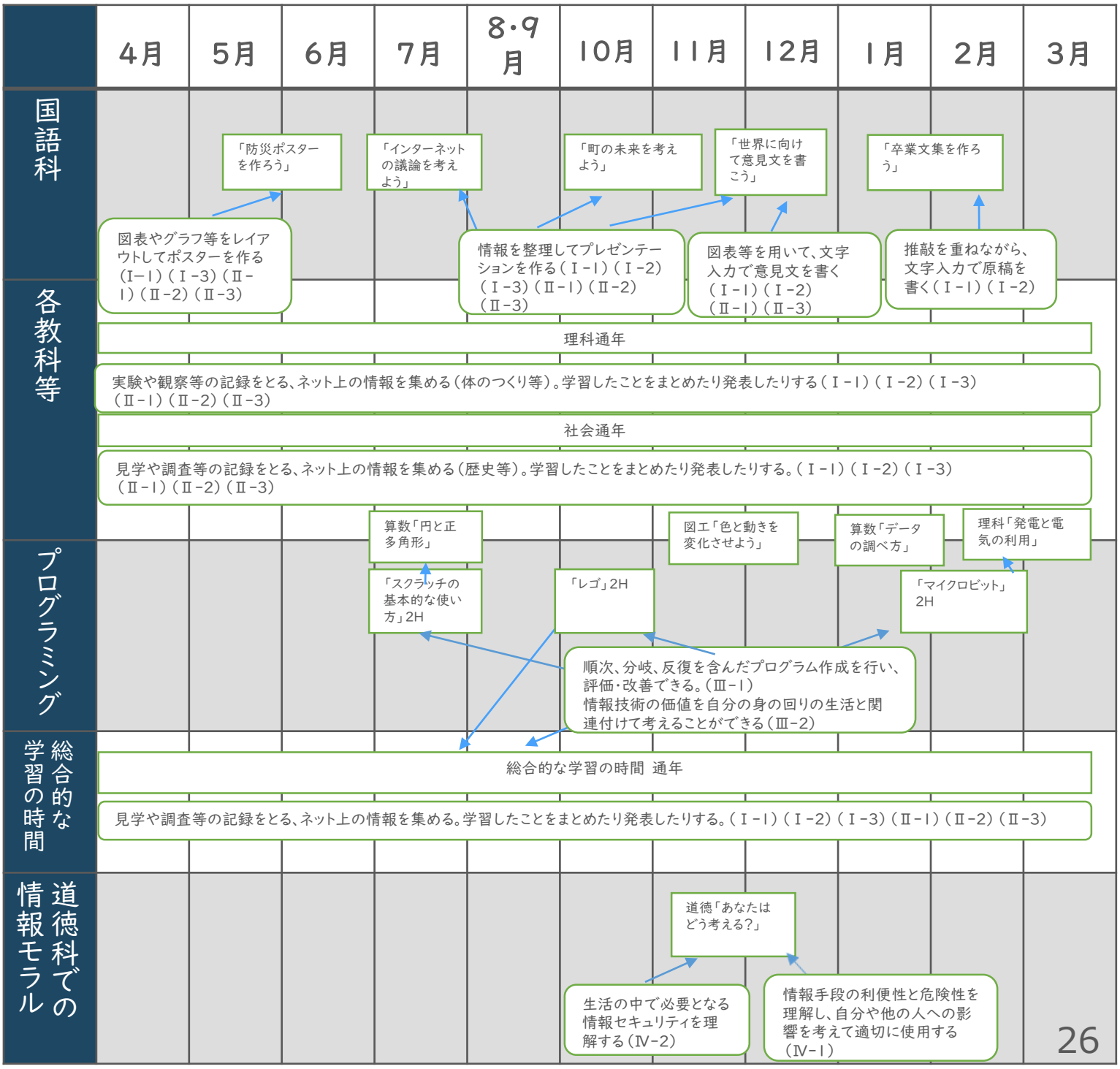

(3) Can-Do リスト(教職員)

枚方市がめざす「5つのC」を育成する教育を実現するため、教職員も教職員研修・校内研修を通して、情報活用能力を高めていきます。

NO	項目	先生ができるようになること
1	iPad、Google W.E.の概要	iPad、Google W.E.の様々な機能を授業の中でどう活用するかイメージできる。
2	情報モラル	iPadの正しい活用方法を子どもに伝えることができる。
3	パスコード・AirDrop(iPad)	写真やファイルを他の人と共有できる。
4	オンラインクラス	オンライン上でクラスを作成し、子どもたちを招待することができる。
5	オンラインクラス	オンライン上のクラスに連絡事項の書き込みや資料添付をすることができる。
6	ビデオ会議システム	授業に参加できない子どもたちに、授業の様子を映し、質問のやりとりができる。遠隔での会議やオンラインで外部講師とつながることができる。
7	カレンダー機能	授業や会議の予定を記入し、スケージュールを一括で管理することができる。
8	ファイルの保存と共有	作成したファイルを保存したり、他の人と共有したりすることができる。
9	連絡先の管理	教職員同士や子どもたちのアカウントを連絡先に登録し、グループ分けで整理することができる。
10	プレゼンテーションソフト	授業や校務の内容を他の人と共同編集し、見やすくまとめることができる。プレゼンテーションソフトを授業の中でどう活用するかイメージできる。
11	文書作成ソフト	授業や校務の内容を他の人と共同編集し、資料を作成することができる。文章作成ソフトを授業の中でどう活用するかイメージできる。
12	表計算ソフト	授業や校務の内容を他の人と共同編集し、グラフや表を作成することができる。表計算ソフトを授業の中でどう活用するかイメージできる。
13	項目作成	オンライン上のクラスにおいて、各教科や各単元等目的に応じて、整理することができる。
14	課題配付・回収	授業での課題を作成し、配付・回収・自動採点・返却することができ、個別に必要な学びを提供することができる。
15	アンケート作成機能	アンケートを作成し、配付・回収・自動集計・返却することができ、個別に必要な学びを提供することができる。
16	テスト作成機能	アンケートやテストを作成し、課題を組み合わせて、配付・回収・自動集計(採点)・返却し、個別に必要な学びを提供することができる。
17	質問機能	簡単な質問を児童・生徒に投げかけ、自動集計された質問結果をフィードバックすることができる。
18	資料送付機能	子どもたちの学びを深めるための参考資料や動画を添付し、子どもたちに提供することができる。
19	カメラ・動画撮影	授業の中で効果的なカメラ機能の活用について考えることができる。
20	写真・動画編集(iPad)	撮影した写真や動画に文字を書き込んだり、色を変えたり等の加工修正ができる。加工・修正した写真や動画をAirDropで共有できる。

6. 実践例　Hirakata ICT Practical Example Record

枚方市立全小中学校教員で進めている「ICT機器を効果的に活用した授業改善・家庭学習改善」の実践を、市内全教職員で共有できるシステムを構築しています。「学年」「教科等」「学習形態」「対象」で事例の検索をすることがます。また、「HI-PER the Movie」には授業づくりに精通した教員「枚方市授業マイスター」によるICTを活用した授業の動画を掲載しており、授業改善の参考にすることができます。

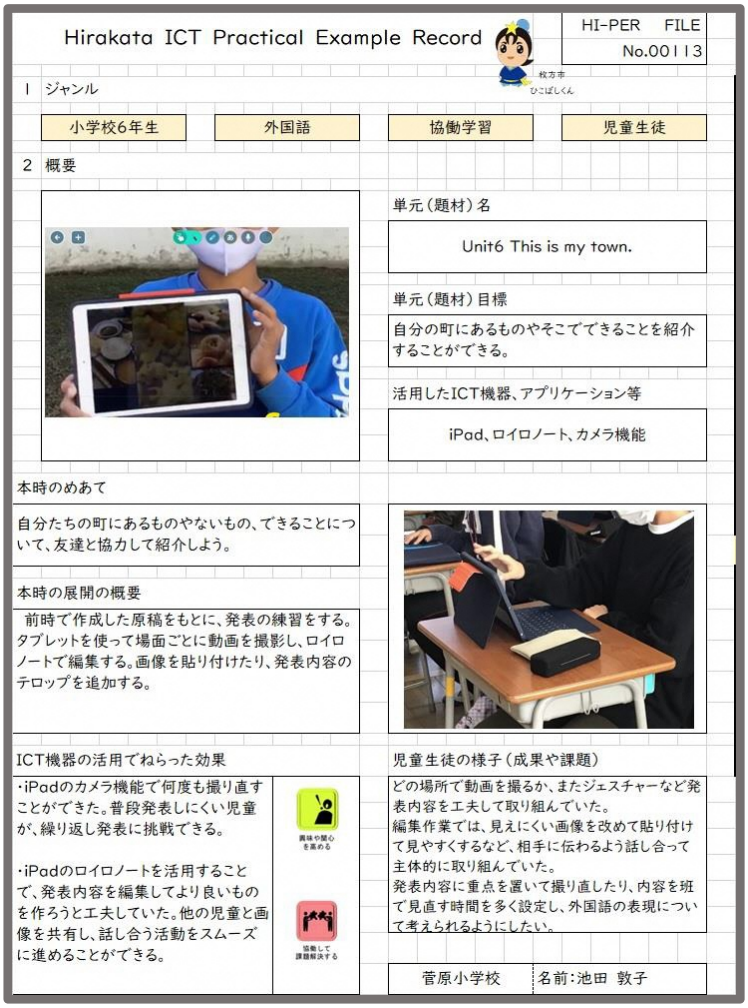

Hirakata ICT Practical Example Record

HI-PER FILE No.00113

1 ジャンル

小学校6年生 | 外国語 | 協働学習 | 児童生徒

2 概要

単元(題材)名

Unit6 This is my town.

単元(題材)目標

自分の町にあるものやそこでできることを紹介することができる。

活用したICT機器、アプリケーション等

iPad、ロイロノート、カメラ機能

本時のめあて

自分たちの町にあるものやないもの、できることについて、友達と協力して紹介しよう。

本時の展開の概要

前時で作成した原稿をもとに、発表の練習をする。タブレットを使って場面ごとに動画を撮影し、ロイロノートで編集する。画像を貼り付けたり、発表内容のテロップを追加する。

ICT機器の活用でねらった効果

・iPadのカメラ機能で何度も撮り直すことができた。普段発表しにくい児童が、繰り返し発表に挑戦できる。

・iPadのロイロノートを活用することで、発表内容を編集してより良いものを作ろうと工夫していた。他の児童と画像を共有し、話し合う活動をスムーズに進めることができる。

児童生徒の様子(成果や課題)

どの場所で動画を撮るか、またジェスチャーなど発表内容を工夫して取り組んでいた。
編集作業では、見えにくい画像を改めて貼り付けて見やすくするなど、相手に伝わるよう話し合って主体的に取り組んでいた。
発表内容に重点を置いて撮り直したり、内容を班で見直す時間を多く設定し、外国語の表現について考えられるようにしたい。

菅原小学校　名前:池田 敦子

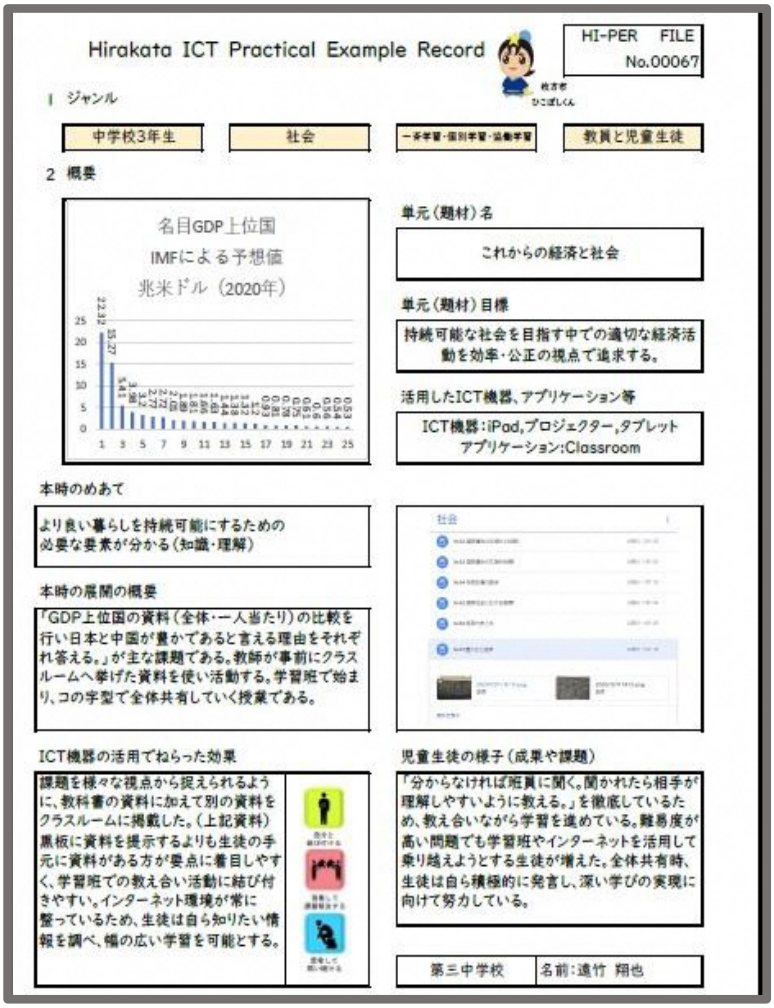

Hirakata ICT Practical Example Record

HI-PER FILE No.00067

1 ジャンル

中学校3年生 | 社会 | 一斉学習・個別学習・協働学習 | 教員と児童生徒

2 概要

名目GDP上位国
IMFによる予想値
兆米ドル (2020年)

単元(題材)名

これからの経済と社会

単元(題材)目標

持続可能な社会を目指す中での適切な経済活動を効率・公正の視点で追求する。

活用したICT機器、アプリケーション等

ICT機器:iPad,プロジェクター,タブレット
アプリケーション:Classroom

本時のめあて

より良い暮らしを持続可能にするための必要な要素が分かる(知識・理解)

本時の展開の概要

「GDP上位国の資料(全体・一人当たり)の比較を行い日本と中国が豊かであると言える理由をそれぞれ答える。」が主な課題である。教師が事前にクラスルームへ挙げた資料を使い活動する。学習班で始まり、コの字型で全体共有していく授業である。

ICT機器の活用でねらった効果

課題を様々な視点から捉えられるように、教科書の資料に加えて別の資料をクラスルームに掲載した。(上記資料)
黒板に資料を提示するよりも生徒の手元に資料がある方が要点に着目しやすく、学習班での教え合い活動に結び付きやすい。インターネット環境が常に整っているため、生徒は自ら知りたい情報を調べ、幅の広い学習を可能とする。

児童生徒の様子(成果や課題)

「分からなければ班員に聞く。聞かれたら相手が理解しやすいように教える。」を徹底しているため、教え合いながら学習を進めている。難易度が高い問題でも学習班やインターネットを活用して乗り越えようとする生徒が増えた。全体共有時、生徒は自ら積極的に発言し、深い学びの実現に向けて努力している。

第三中学校　名前:遠竹 翔也

HI-PER

HI-PER
the MOVIE

この教育モデルを作成するにあたり、

本市枚方市におけるICTを活用した学校教育の推進に係るアドバイザー
　園田学園女子大学 堀田 博史 教授
　岐阜聖徳学園大学 玉置 崇　 教授
　関西外国語大学　 新坊 昌弘 教授
　株式会社わけわけ　野中 健次 氏

にご協力をいただいています。

ありがとうございました。

議案第24号

令和４年度学校園の管理運営に関する指針について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成３年枚方市教育委員会規則第２号）第２条第１項第１号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和４年（2022年）３月28日

枚方市教育委員会
教育長　奈良　渉

１．内容

次ページのとおり

令和４年度

学校園の管理運営に関する指針（案）

枚方市教育委員会

目 次

〇はじめに ……1
〇教育大綱 ……4
〇枚方市教育振興基本計画（抜粋） ……6
〇5つの重点的に進める取組 ……8
〇具体事項
基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実
1.学校園運営体制について ……9
2.学習指導について ……12
3.進路指導について ……23
基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
4.道徳教育について ……26
5.人権教育について ……28
6.健康教育について ……34
7.特別活動・その他の教育活動について ……40
基本方策3 教職員の資質と指導力の向上
8.教職員の服務について ……42
9.学校の業務改善について ……45
10.教職員研修について ……47
基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
11.支援教育について ……52
基本方策5 幼児教育の充実
12.幼稚園教育について ……57
基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進
13.学校園・家庭・地域の連携について ……59
基本方策7 学びのセーフティネットの構築
14.安全について ……61
15.生徒指導について ……65
基本方策8 学びを支える教育環境の充実
16.教育環境の活用について ……72
基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実
17.学校図書館機能の充実について ……74
基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実
18.社会教育と学校教育の連携について ……76
19.児童の放課後対策について ……77
参考資料
・キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力
・キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力
・Hirakata 授業スタンダード<教員用>
・Hirakata 授業スタンダード<児童・生徒用>

は　じ　め　に

令和3年度より小学校に続き、中学校においても学習指導要領が全面実施となった。おさまることのない新型コロナウイルス感染症により一層先行き不透明となる中、私たち一人一人、そして社会全体が、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われている。

我が国の学校教育では、一人一人の幼児や児童生徒が、自分のよさや可能性を認め、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら試行錯誤する中で、新たな価値を生み出していくために必要な力を身につけることが重要である。また、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう資質・能力を育成することが求められている。受け身ではなく、解決すべき課題を見い出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出す力、これこそが学習指導要領において育成をめざすものである。

学習指導要領においては、これからの時代に求められる教育を実現していくために、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていくこととされている。そのために、「コミュニティ・スクール」による取組の充実を図り、より一層「地域とともにある学校づくり」を推進する。また、教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の取組が、授業改善を含めた学校の教育活動の質の向上につながるものとして組織的、計画的に展開されるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立を求めている。その上で、ICTを最大限活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を充実させていく必要がある。幼稚園においては、幼稚園教育要領を踏まえ、遊びを通しての総合的、一体的な指導で育み、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう求められている。

大阪府においては、「大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり」を基本的な目標に掲げ取り組んできた大阪府教育振興基本計画が、令和4年度、最終年度を迎える。幼児・児童・生徒が自ら学び、論理的に考え、主体的に判断し、行動する態度や自立して力強く生きる態度を育めるよう、市町村教育委員会とさらに連携を深め、取り組んでいく必要性について提言している。

本市においては、国・府の動向を踏まえ、「枚方市教育振興基本計画」に基づき、様々な取組を進めている。本指針では、国、府の教育理念や方針及び「第5次枚方市総合計画」「枚方市教育大綱」「枚方市教育振興基本計画」を踏まえ、教育委員会と学校園が一体となって、本市の教育を推進していくために、基本的な方向性や取組の重点について定める。その上で、学校園では、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、学びをとめない教育活動により、子どもたちの未来の可能性を最大限に伸ばす取組を推進する。令和4年度は、学習指導要領の「理念」や「内容」等について、十分理解を深め、これまでの取組の上に、「学校教育の質の向上」や「子どもの育ちの支援」といった取組を各学校園においてさらに進めることを最優先の課題とする。そして、引き続き、各学校園の校内研修・学年会（小学校）・教科会（中学校）・園内研修（幼稚園）の内容のより一層の充実及び連携を図り、これまでの実践と ICT との最適な組み合わせを実現し、教職員の指導力を向上させることで、幼児・児童・生徒の確かな学力と自立の力、生きる力の基礎を育む。また、豊かな心と健やかな体を育むための教育環境の充実を図る。なお、取組の中心を担う教職員が幼児・児童・生徒と向き合う時間を確保し、果たすべき役割をしっかり果たしていけるよう、「学校園における働き方改革」について、組織的、計画的に進めていく。一方で、すべての教職員にとって働きやすい職場環境づくりを進めるためにもハラスメントに対する感覚を養うことが求められる。教職員は、その職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律の徹底を図り、不祥事の防止、根絶に取り組む必要があることを認識しておく必要がある。

すべての幼児・児童・生徒にとって、学校園が安心して過ごせる居場所となるよう、保育・授業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる取組を推進する。また一人一人の個性や価値観、多様な文化を認め合い、多様化する人権課題を身近に感じ考える機会として、人権教育・啓発に取り組む。特に、貧困や虐待、ヤングケアラー、新型コロナウイルス感染症に係る影響など、様々な課題を抱える子どもへの支援体制を充実させることが重要である。いじめについては、本市の「人権教育基本方針」及び「いじめ防止基本方針」のもと、引き続き、未然防止、早期発見・早期解決に向けた取組を継続して行うとともに、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校長が、教育者としての識見に基づいた強いリーダーシップを発揮し、組織的にいじめのない環境づくりに努める。体罰の根絶については、引き続き、「体罰はいかなる場合においても絶対に許されない」ということを、教職員一人一人に改めて周知徹底する。教職員自らの倫理観や規範意識を高め、幼児・児童・生徒を守り抜く覚悟をもって取り組み、保護者・地域から信頼される秩序ある学校園を築く。

以上を踏まえ、各学校園は、校園長のマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、常に「子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」ということを念頭におき、本指針に基づく、積極的かつ特色ある取組を展開するものとする。

枚方市教育大綱

枚方市の教育理念

『夢と志を持ち、可能性に挑戦する“枚方のこども”の育成』
～子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす枚方の教育～

教 育 方 針

<重点方針1 確かな学力の育成>

1－1 確かな学力の育成

子どもたちにとって、わかる授業や「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業をめざして「授業改善」「家庭学習の充実」に取り組みます。

1－2 教員の育成

多分野にわたる研修を実践し、幅広い知識・視野を持ち、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の育成に取り組みます。

<重点方針2 いじめ、不登校の解決>

2－1 いじめの防止、早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、加害者への教育的配慮とともに、被害者の精神的苦痛や不安を克服できるよう、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。

2－2 不登校の防止、早期解決

不登校を未然に防ぐことに力を尽くすとともに、不登校となった際には、市立学校園への復帰以外の選択肢を認めることも含め、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。

＜重点方針3 豊かな学びを支える学校園づくり＞

3－1 学校園ガバナンスの確立

教育内容や子どもに関わる課題が多様化・複雑化する中、学校園を組織として機能させるため学校園のガバナンスの確立に取り組みます。

3－2 開かれた学校園運営

学校園への信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力調査の結果だけでなく、いじめや不登校など、子どもの状況を含めた学校情報を積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。

3－3 学校園の教育環境整備

次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、ICＴの活用を推進するとともに、学校園施設の長寿命化改修や保全的改修に取り組みます。

＜重点方針4 生涯学習との連携＞

4－1 3間の提供

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。小学校の放課後を、禁止事項をできる限りなくし、子どもたちの自由な空間として開放します。

4－2 社会との関わりの場の提供

職業体験や社会見学、社会人による特別授業とともに、休日における地域防災活動の一翼を担うなど、社会と関わる機会を多く作ります。

4－3 生涯学習の推進

学びの機会の提供や、知の源泉となる図書館の活用、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを豊かにする生涯学習を推進し、学びの習慣を育んでいくため、生涯学習と学校教育との連携を強化します。

枚方市教育振興基本計画（抜粋）

1. 計画の位置づけ

本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。また、教育基本法第 17 条第2項に基づく、教育振興基本計画※（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

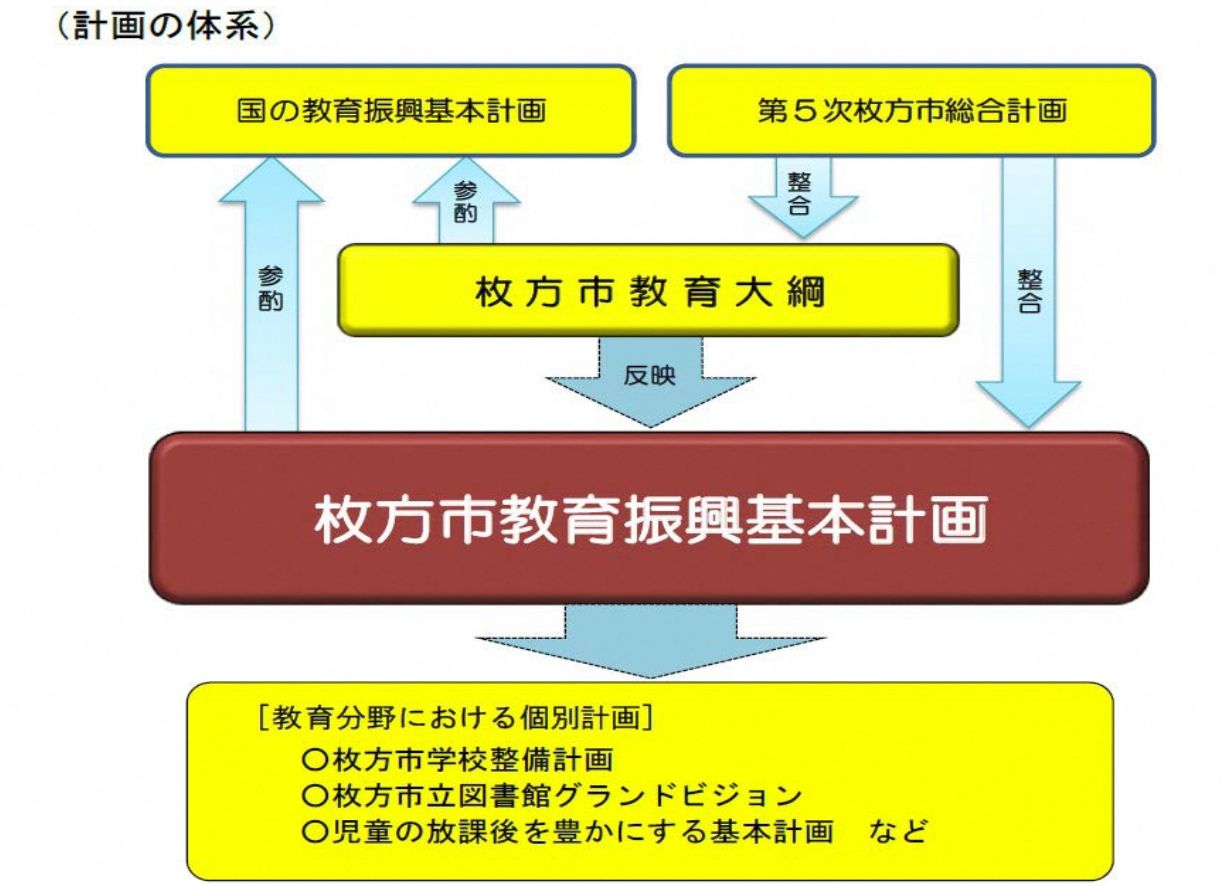

2. 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とします。

また、平成28年度からおおむね4年を目途に取り組みの検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更など、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

※1 枚方市教育大綱（令和2年3月末改訂）を受け、令和2年9月計画見直し

3. 教育方針

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる 10 の基本方策を設定します。

枚方市のめざすべき教育

①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。

②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。

③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

教育目標

学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

基本方策

基本方策1	確かな学力と自立を育む教育の充実
基本方策2	豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
基本方策3	教職員の資質と指導力の向上
基本方策4	「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
基本方策5	幼児教育の充実
基本方策6	社会に開かれた学校づくりの推進
基本方策7	学びのセーフティネットの構築
基本方策8	学びを支える教育環境の充実
基本方策9	生涯学習の推進と図書館の充実
基本方策10	文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

5つの重点的に進める取組

（1）新型コロナウイルス感染症等への対応－安全安心な学習保障－

・学校の臨時休業にも対応できるよう、オンライン授業の実施などICTを活用した学習保障

・感染症への対応として必要な学校への消耗品等の配備や消毒作業などの安全対策の実施

・手洗い、マスク着用など子どもたちが自分や周囲の人を守るための安全教育の実施

（2）タブレット端末などICTを活用した学習活動の充実と学力の育成

・新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や情報活用能力の育成等に向けたICT活用による授業の展開

・自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用

・教員のICTの活用力及び指導力の向上

（3）誰一人取り残さない個に応じた学びの最適化

・いじめの防止、早期解決に向けたSSWや新たなスクールロイヤー等の専門家の活用

・不登校の児童生徒に対する登校しやすい学校づくりや、学校復帰以外の選択肢を含めた支援、ICT等を活用した学習活動など個に応じた取組の推進

・障害のある児童生徒や配慮を要する児童生徒に対するタブレット端末などの効果的な活用による支援

・一人ひとりの学力の進度に合わせた家庭学習や自学自習などICTの活用による個別最適化された学びの実現

・不登校や児童虐待、子どもの貧困等の様々な課題に対し、子どもの情報の適切な共有化などを通じた未然防止や早期対応の強化

（4）学校園のガバナンスの確立と開かれた学校運営

・学校の組織としてのあり方や業務の改善を進めることで、各学校園において特色ある運営を展開する学校園ガバナンスの確立

・様々な教育課題や緊急的な事案に対し、教育委員会と学校が一体となって、迅速かつ適切に対応できる仕組みの構築

・地域住民や保護者の協力によるコミュニティ・スクールの推進や社会に開かれた教育課程の実現

・ミルメールの改善、双方向の連絡手段の構築など、学校と保護者との連絡体制の充実

（5）未来への可能性を最大限に伸ばす環境づくり

・市立図書館における電子媒体を活用した非接触型サービスの提供に向けた検討や学校図書館への支援の強化

・学校教育と生涯学習との連携による社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動の充実

・児童の総合的な放課後対策による「時間」「空間」「仲間」の3間の提供及び留守家庭児童会室の

・土曜日開室や三季休業期のみの利用受付の検討

具体事項

基本方策1　確かな学力と自立を育む教育の充実

1．学校園運営体制について

<基本的な方向性>

学校園においては、それぞれの教育の目的・目標に即して各学校園の基本的な教育方針を明確に定め、その具現化を図る。

そのためには、校園長自らが法令等に則り、教育者としての識見に基づき、リーダーシップを発揮して教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。その際、教職員一人一人の学校園経営への参画意識を高め、それぞれがその役割を十分に果たすことができる機能的な組織体制となるように、学校園運営体制の確立を図る。

<最重要課題>

○校園長・教頭は、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、学校園経営方針等を教職員に周知し共有化するとともに、責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図ること。

○教職員が児童・生徒と向き合う時間をより確保する観点から、学校事務の共同実施及び校務の精査や校務支援システムの活用による教職員の事務負担軽減等の取組を推進するなど、機能的で調和の取れた学校運営に努めること。

○小・中学校の円滑な接続、幼保こ小*等の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取組を学校経営の重点課題に位置づけること。

＊幼保こ小…幼：幼稚園、保：保育所（園）、こ：認定こども園、小：小学校

<取組事項>

学校園運営組織の確立

（1）園長は主任教諭を、校長・教頭は首席、指導教諭及び各主任を効果的に機能させるとともに、人材育成を図ること。また、企画運営委員会等を中心とした学校園運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組むこと。

（2）関係諸法令等の趣旨を踏まえ、適正に職員会議を運営すること。

（3）校園長は、「教職員の評価・育成システム」を実施することにより、教職員の意欲・資質能力の向上と学校園の活性化を図ること。

（4）学校事務の共同実施により、事務職員の人材育成を図り、学校経営への参画意識を高め

るとともに学校事務の効率化を進めること。

（5）小学校においては、校長の学校運営に対して必要な支援を行うことを目的とした保護者及び地域住民等からなる学校運営協議会を活用し、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりを進めていくこと。

（6）学校園運営体制の構築や管理職の資質向上に向け、必要な支援を行うことを目的とした学校支援ディレクターの効果的な活用を図ること。

（7）学校園が家庭、地域と連携しながら適切な教育課程を編成し、創意工夫をすることで、特色ある学校園運営を展開する学校園ガバナンスの確立に努めること。

学校評価

（8）学校評価については、「学校教育自己診断」の結果等を活用した自己評価を実施するとともに、学校関係者評価として、自己評価について、協議会形式で学校評議員及び保護者、小学校においては、学校運営協議会から提言や評価を受けること。

（9）学校評価結果を公表し、「地域とともにある学校園づくり」の視点からも、家庭や地域との相互理解を深めること。併せて、この学校評価を活かし、教育活動等の自律的・継続的に改善を行うPDCAサイクルに基づいた学校園経営を推進すること。また、実施に当たっては、評価項目を見直したり、ICTを活用し効率化を図るなど、その実効性を高めること。

校種間連携の推進

（10）幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等、異なる校種間において、指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図るよう努めること。

小中一貫教育

（11）校区の現状や課題に応じながら、小中一貫・学力向上推進コーディネーター、小中一貫・学力向上推進リーダーが中心となり、校区小中学校が連携した指導体制の確立に努めること。

（12）きめ細かな指導の充実と小中学校を義務教育というまとまりとして捉え、「9年間の教育に責任を持つ」ということを教職員が意識した取組を推進すること。

情報管理

（13）情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立すること。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて管理を行うこと。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「幼稚園における学校評価ガイドライン」	平成 23 年 11 月文部科学省
「学校評価ガイドライン」（平成 28 年改訂）	平成 28 年3月文部科学省
「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」	平成 31 年3月文部科学省
「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」	令和元年6月文部科学省

基本方策1 **確かな学力と自立を育む教育の充実**

2. 学習指導について

<基本的な方向性>

学習指導は、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が急速に変化し、予測困難な時代を迎える中において、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成をめざして行う。そのため、9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続等を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図る。

学習指導要領では、「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏ることなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことが重要視され、特に、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら学習の充実を図ることとされている。学習指導の充実に当たっては、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る。その上で学校全体として、教科等横断的な視点での教育内容等の組立、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが重要である。その際、研究指定校の研究・実践及びその成果を積極的に取り入れ、自校の授業改善に活かす。

また、超スマート社会（Society5.0）に対応するため、国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台のタブレット端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びを推進することで、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成を図る。

新型コロナウィルス感染症の影響がある中において、一定の期間児童・生徒がやむを得ず学校に登校できない場合にも、指導計画などを踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握をオンラインを活用するなどして行い、すべての子ども達の学びを保障することができるよう指導する。

<最重要課題>

〇学力向上委員会や小学校の教科会、中学校の教科会を校内組織体制に位置づけ、各校の年間指導計画に則った学習の進捗状況の管理を行うこと。また、「Hirakata授業スタンダード」（第2ステージ）に基づいた授業づくりや教材研究、1人1台タブレット端末などICT

機器や学習者用デジタル教科書などの効果的な活用等、授業改善に向けた取組を推進すること。学習指導の充実に当たっては、学校全体での指導形態や指導体制の工夫、学力向上推進担当者及び中学校 教科別情報教育推進ワーキングチームメンバー、小学校 情報教育推進ワーキングチームメンバー、教科代表・学年主任を中心とした組織的・計画的な取組の推進により、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ること。

〇学習指導要領に則り、児童・生徒の資質・能力の育成を教科等横断的な視点で行うことができるよう、カリキュラム・マネジメントを確立し、教育活動の質の向上を推進すること。また、全教職員の参画意識を高め、組織として取組を推進することができるよう、市教育委員会等主催の研修に積極的に参加するとともに校内研修や授業研究を充実させ、研究の成果を発表する場として、公開授業・研究協議を実施すること。

〇英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、互いの考えや気持ちなどを英語で伝え合うなどの言語活動を行うなど、学習指導要領の趣旨や内容を十分に理解し、実施すること。

〇情報活用能力の育成に当たっては、「枚方版ICT教育モデル」（第2版）を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、1人1台端末等のICTを計画的に活用すること。また、児童・生徒がタブレット端末を安全に、かつ、安心して使用できるようデジタル・シティズンシップ教育*の取組を進めること。

＊「デジタル・シティズンシップ教育」・・・ICT 機器を用いて責任ある市民として社会に参加するための知識や能力を学ぶための教育

<取組事項>

教育課程

（1）学習指導要領に則し、適正な教育課程を編成すること。その際、学校の特色を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に必要な教育内容を教科等横断的な視点で組み立てること。

（2）編成した教育課程に基づき、学習指導要領に示された内容を適切に指導すること。

（3）教育課程の実施においては、年間標準授業時数を確保すること。その際、児童・生徒や各学校の実態に基づき、年間を見通した上で、行事の精選等をはじめ、今までの教育課程の改善を意識し、効果的な教育活動を行うこと。ただし、指導内容の確実な定着を図る必要がある場合には、標準を上回る適切な指導時間を確保するよう配慮すること。

学力向上の取組の充実

（4）学力や学習状況に関する調査結果を活用し、「学力向上プラン」を軸としたPDCAサイクルに基づく取組を充実させ、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進めることで、子ども一人一人の「確かな学力」の育成を図ること。

（5）「全国学力・学習状況調査」について、自校採点の目的と意義について教職員間で共通理解を図った上で、調査実施後速やかに、組織的に自校採点を行い、課題を整理するとともに、全教員で問題分析を行い、児童・生徒の実態を把握し、授業改善や個に応じた指導等に活かすこと。

（6）「チャレンジテスト」「すくすくウォッチ」等の結果から、学校ごとの児童・生徒の学力や学習状況等を把握・分析し、学力向上に向けた成果や課題を検証し、その改善を図ること。また、すくすくウォッチで育成をめざす思考力・判断力・表現力や非認知能力（未来に向かう力・好奇心）も参考にし、子どもたちに必要な資質・能力の着実な育成を図ること。

（7）言語能力・情報活用能力の育成に当たっては、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章を読解し、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を充実させること。その際、「すくすくウォッチ」の教科横断型問題（わくわく問題）や指導資料を参考にすること。

校園内研究・研究指定校園・研究協力校（園）の取組

（8）校園内研究において、外部の有識者を活用し、授業力・保育力向上、授業改善を図ること。また、「Hirakata授業スタンダード」（第2ステージ）に基づいた授業改善及び家庭学習の定着に向けた研究指定校園の公開授業・公開保育研究協議会に積極的に参加し、その取組の成果を各学校園において取り入れること。

授業づくり

（9）単元や題材など内容や時間のまとまりを見通し、つけたい力を明確にした授業を行うため、単元計画の作成等を行いながら授業づくりを図ること。

（10）「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成のため、「Hirakata授業スタンダード」（第2ステージ）を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、各学校で研究・実践すること。その際、教員が1人1台タブレット端末などICT機器や学習者用デジタル教科書などを効果的に活用するとともに、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ること。

(11)「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるために共通の観点を取り入れた授業参観シートを活用した相互授業参観やビデオ等を活用した授業研究を行うこと。

(12)言語能力は、すべての教科等における学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、その育成にあたっては、国語科を中心としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うとともに、学校図書館を有効に活用すること。また、府教育委員会が提供している学習教材（ことばのちから等）も積極的に活用すること。

(13)児童・生徒がSDGsをはじめとした国際社会のめざすべき方向性や本市の社会課題に向き合い、その解決に向けて具体的な取組を行うことができるよう、教科等横断的に問題発見・解決能力を育成すること。

(14)指導による成果と課題や課題解決のための各学校の取組について、保護者等に積極的に公表するよう努めること。また、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して、多様な観点から授業の評価・検証を行うこと。

(15)授業評価を通した授業改善のシステムづくりに努めるとともに、授業公開等による授業研究を積極的に行うこと。

学習評価

（16）学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実するよう指導すること。学習指導の在り方を不断に見直すとともに、学校における教育活動の組織的な改善につなげること。

（17）学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組を確実に進めること。

（18）小学校において、学力の定着状況を把握するとともに、指導方法の改善・評価活動の充実に活用するため、学期末テスト等を実施すること。また、これらのテスト結果を中学校における学習指導等にも積極的に活用すること。

（19）指導要録の評価・記入等については、明確な評価規準に基づき、公正かつ適切に行うこと。

（20）通知表は、指導要録との整合性を図りながら、児童・生徒の学習意欲を向上させるものにすること。その際、保護者の理解を得るよう努めること。

学習規律

（21）各学校・各中学校区の実情を踏まえ、「枚方スタンダード」の徹底及び掲示物や机、棚等の

整理整頓といった学習環境の充実を図り、児童・生徒の発達段階に応じた学習規律を確立すること。

自学自習力の育成

（22）家庭学習の定着に向け、タブレット端末を有効活用することで、授業と家庭学習のシームレスな学びの実現に向けた取組を充実させるとともに、「家庭学習のてびき」の作成・実践等、義務教育9年間の系統的な自学自習力向上の取組を推進すること。

（23）学習コンテンツを活用し、授業や放課後学習、家庭学習等、1日の学びの連続性に重きを置いた取組を進めること。また、児童・生徒の自学自習力の育成に努めるとともに、「力だめしプリント」「単元確認プリント」「学習指導ツール」等の有効活用を図ること。

情報活用能力の育成

（24）国の「GIGAスクール構想の実現」に向けて整備した「1人1台端末」等、ICT環境が教育現場に不可欠になることを強く意識し、全ての教員が端末等を効果的に活用した授業等に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上に努めること。また、各教科の特性を生かしつつ、教科横断的な視点を持って取り組むこと。その際、「情報教育推進に向けた校内研修支援　みんなで高めよう！ ICT20steps」や「一人一台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブHI-PER（Hirakata ICT Practical Example Record）」の効果的な活用を進めること。各校における実践を基に「情報教育の年間指導計画」を随時更新すること。

（25）目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解するとともに自らの情報活用について振り返りながら理解を深める授業を展開すること。

（26）プログラミング教育を含めた情報教育について、校内研修等を実施することで、情報教育の理解を深めるとともに、推進に努めること。

（27）学習指導要領や「小学校プログラミング教育の手引き（第三版）」、「中学校技術・家庭科（技術分野）におけるプログラミング教育実践事例集」、「枚方版ICT教育モデル」等に基づき、発達段階に応じながら、体験を通した「プログラミング的思考」を育むことや、コンピュータやプログラミング教育教材等を必要に応じて活用した問題を解決しようとする態度を育むよう指導すること。

（28）自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の利用による健康との関わりを理解することなど、児童・生徒の情報モラルの育成に

努めること。

（29）小学校においては、情報教育推進ワーキングチームメンバーを、中学校においては、教科別情報教育推進ワーキングチームメンバーを選出し、メンバーを含めた推進チーム等を設置することで、ICT機器活用に向けた組織体制を構築し、教科会や学年会、学力向上委員会とも連携させながら、校内における組織的な情報教育の推進・普及に努めること。

外国語（英語）教育

（30）小学校では、学級担任が主体的に実施する授業や、学級担任とJTE（日本人英語教育指導助手）の効果的なティーム・ティーチングによる実践、英語専科教員による授業をすすめること。その際、決められた表現を使った単なる反復練習のようなやり取りではなく、「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」を設定するよう指導すること。小学校中学年では、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導すること。また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導すること。また、適切な評価を実施すること。

（31）中学校では、授業は英語で行うことを基本とするとともに、授業中の生徒の言語活動の時間を確保し、充実させること。また、各学校が作成した「CAN-DOリスト」を生徒に示した上で活用し、4技能（5領域）をバランスよく指導するとともに、評価の充実を図ること。タブレット端末の学習アプリ等を使用し、授業改善や個に応じた指導等に活かすこと。

（32）NET（外国人英語教育指導助手）については、中学校英語科教員とのティーム・ティーチングによる授業を適正に実施するとともに、中学校における授業外での活用や、中学校区の小学校における外国語（英語）教育での活用回数を増やすなど、積極的に活用すること。小学校に配置するNETについては、学級担任等とのティーム・ティーチングによる実践をすすめること。

（33）小学校から中学校への円滑な接続に留意するよう指導するとともに、関西外国語大学と連携した留学生等との交流、府・地区主催の暗唱大会等への参加、市内高等学校との連携に努めること。

教科・領域等の指導

（34）総合的な学習の時間については、探究的な見方・考え方を働かせ、自ら課題を見つけ、より

よく解決していく中で、自分の生き方を考えていくための資質・能力が育成できるよう横断的・総合的な学習を行うこと。また、目標及び内容を他教科等の目標および内容との違いに留意しながら定めるとともに、学校の教育目標と関連づけた全体計画及び年間指導計画を作成し、ねらいを十分に踏まえ、地域の教育資源を活用したり、身近な地域・社会の課題を取り扱ったりするなど、児童・生徒や地域の実態等に応じた特色ある教育活動を展開すること。その際には、1人1台のタブレット端末を活用するなど情報活用能力も育成し、目標を達成する手段とすること。

（35）我が国や郷土に継承されている伝統・民俗芸能、文化財等に親しむ機会の充実を図ること。小学校においては、「わたしたちのまち枚方」を活用して理解を深めさせること。また、学校園において、枚方市歌に愛着を感じるよう、様々な場面で親しむ機会を設けること。

（36）諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進するとともに、公共の精神を培い、平和で民主的な国家・社会の形成者としての資質を養うこと。

（37）政治的教養を育む教育については、公職選挙法等の一部改正に伴い、政治や選挙に関心を持ち、主体的に判断し、行動できる力の基盤が身に付けられるよう市の実施する出前授業等も活用しながら指導すること。

（38）中学校の社会においては、適切な資料も活用しながら、国際的な視野を持つとともに、基本的な事実に基づいて指導し、生徒が、多面的・多角的な考察、公正な判断、適切な表現等ができるよう指導するなど、研究と修養に努めること。

（39）小学校の体育及び中学校の保健体育については、児童・生徒の体力・運動能力を向上させるため、積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、学校教育全体で創意工夫を凝らした体力づくりに取り組むこと。

（40）水泳の授業を実施するにあたっては、児童・生徒の安全に最優先とし、学習指導要領の内容に沿って、段階的な指導及び評価を実施すること。また、民間活力の活用による水泳授業の実施については、評価は学校が行うことから、授業の実施にあたっては民間施設と協力体制を構築すること。

（41）「武道」の指導に当たっては、施設・用具等の点検や生徒の技能の段階に応じた指導等、安全面に十分配慮すること。

スタートカリキュラム

（42）小学校におけるスタートカリキュラムの編成・実施については、幼児教育と小学校教育をつな

ぐため、学習指導要領に基づいて各校で作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をして充実を図ること。

国旗・国歌

（43）小学校の音楽科においては、国歌「君が代」をいずれの学年においても歌えるように指導すること。また、小・中学校の社会科においては、国旗及び国歌の意義等について適切に指導すること。

環境教育

（44）環境に関する身近な課題や自然とのふれあいを通して、SDGsに掲げられている「誰一人取り残さない」持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進すること。また、枚方市学校版環境マネジメントシステム「S−EMS」との関連を図ること。

安全・保健指導

（45）実験・実習や実技指導などにおいて生じる恐れのある危険を予測し、教具・器具・薬品等の事前確認及び予備実験等の実施、事後の処理について、他の教職員との共有を図りながら、児童・生徒の安全確保及び安全管理に十分に配慮すること。

（46）体育活動においては、活動内容や人数を踏まえ、十分な広さを確保するとともに、技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。また、幼児・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、ルールやきまりを順守すること、及び競技等を通して、相手を尊重する情意面の育成に留意すること。

（47）授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特に、ゴールやテント等については、確実に固定するように指導すること。

（48）運動会・体育祭において組み立て体操を実施する場合は、「組み立て体操における事故防止ガイドライン」に基づき、意義やねらいを明確にし、人権的配慮について全教職員で共通理解を図るとともに、幼児・児童・生徒の実態や習熟状況により確実に安全な状態で実施できないと判断した場合には実施を中止することも含め、幼児・児童・生徒の安全確保や計画的な指導に努めること。

指導方法の工夫改善

（49）小学校においては、市独自の少人数学級編制によるきめ細かな指導や第5・第6学年において、順次、拡充が求められている専科指導をはじめ、交換授業や合同授業等といった学級担

任制の弾力化について実施及び成果等の検証に努めること。なお、成果等の検証にあたっては、学力の定着状況を把握するテストや児童アンケート・学校教育自己診断の質問紙調査等を活用すること。

（50）「指導方法の工夫改善定数」については、事業の趣旨を十分踏まえて配置、活用の上、児童・生徒の学習達成度を把握するため、中・長期的な見通しを持ちながら、短期的に数値で検証できるものを指標として設定することで、定期的な効果検証に努め、その結果を活かした指導方法の工夫改善を図ること。

（51）外国から編入した幼児・児童・生徒については、それぞれの状況に配慮し、個に応じた指導を進めるとともに、学校園生活に十分適応できる体制を整えること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「学校改善のためのガイドライン」	平成 20 年2月大阪府教育委員会
「保護者・地域とともにはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part1～3」	平成 20 年 12 月大阪府教育委員会
「今、求められている力を高める総合的な学習の時間の展開（中学校編）」	平成 22 年 11 月文部科学省
「大阪の授業 STANDARD」	平成 24 年5月大阪府教育委員会
「校内研究の栞」	平成 25 年3月大阪府教育センター
「英語を使うなにわっ子」育成プログラム	平成 25 年8月大阪府教育委員会
「民主主義など社会のしくみについての教育」	平成 27 年7月大阪府教育委員会
「力だめしプリント」	平成 22 年～29 年大阪府教育委員会
「学校園における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」	平成 29 年9月 20 日枚方市教育委員会
リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」	平成 29 年 11 月大阪府教育庁・大阪府教育センター
「国語の授業づくりハンドブック」	平成 29 年 11 月大阪府教育センター
「小学校理科ハンドブック」	平成 29 年大阪府教育センター
「We Can!」「Let’s Try!」	平成 30 年2月文部科学省
「英語によるコミュニケーション能力の土台となる力を育む」	平成 30 年2月大阪府教育庁
「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」	平成 30 年3月大阪府幼児教育センター
「ことばのちから」	平成 30 年6月大阪府教育庁

「ことばのちから活用事例」	平成 30 年9月大阪府教育庁
「新学習指導要領のポイント」	平成 31 年2月大阪府教育庁
「平成 30 年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成 31 年度以降の教育課程の編成・実施について」	平成31年3月文部科学省
「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」	平成 31 年4月・令和元年7月スポーツ庁
「学習評価の在り方ハンドブック（小・中学校編）」	令和元年6月国立教育政策研究所
「体育の授業がかわる!簡単プログラム（体力向上実践事例集活用プログラム）」	令和元年7月大阪府教育庁
「組み立て体操における事故防止ガイドライン」（令和元年〔2019 年〕7月4日改訂版）	令和元年7月枚方市教育委員会
「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」	令和元年9月スポーツ庁
「スピーキング力向上ツール」	令和元年 12 月大阪府教育庁
「小学校プログラミング教育の手引き（第三版）	令和2年2月文部科学省
「中学校外国語補助教材」	令和2年2月～3月文部科学省
「「国語の授業づくりハンドブックⅡ」	令和2年2月大阪府教育センター
「「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」	令和2年3月国立教育政策研究所
「中学校技術・家庭科（技術分野）におけるプログラミング教育実践事例集」	令和2年3月文部科学省
「小学校理科ハンドブック（改訂版）」	令和2年3月大阪府教育センター
「学習指導要領（平成 29 年度告示）のポイント【評価編】」	令和2年8月　大阪府教育庁
「各教科等の指導におけるICTの活用に関する参考資料」	令和2年9月文部科学省
「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」	令和3年2月文部科学省
「カリキュラム・マネジメントの手引き」	令和3年3月大阪府教育庁
「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」	令和3年3月文部科学省
「今、求められている力を高める総合的な学習の時間の展開（小学校編）」	令和3年3月文部科学省
「すくすくウォッチ結果概要」	令和 3 年大阪府教育庁
「すくすくウォッチ　わくわく問題を活用した指導案について」	令和3年6月大阪府教育庁
「すくすくウォッチ　わくわく問題を活用した指導参考資料及び解答類型について」	令和3年6月大阪府教育庁

「すくすくウォッチわくわく問題参考資料」	令和3年10月大阪府教育庁
「小・中学校における環境教育の推進事業」	令和4年3月大阪府教育庁
「枚方版ICT教育モデル」（第2版）	令和4年3月枚方市教育委員会

基本方策1 **確かな学力と自立を育む教育の充実について**

3. 進路指導について

<基本的な方向性>

進路指導にあたっては、9年間を見通して、児童・生徒が「学ぶこと、生きること」について、自ら目標を持ち、自ら考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けるよう指導・支援する。

指導においては、基礎的・基本的な学習指導の徹底を図るとともに、児童・生徒の生き方、考え方が多様化している実情を踏まえ、児童・生徒一人一人の個性、可能性を最大限に伸ばし、適切に自らの進路選択ができるよう、指導の工夫・改善に取り組む。

特に進路選択に際しては、生徒・保護者の希望や主体性を尊重し、必要な資料・情報を事前に十分に提供して、適切な指導が行われるようにする。

<最重要課題>

○進路指導にあたっては、児童・生徒一人一人の考え方、生き方等を大切にし、児童・生徒が主体的に進路を選択できるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行うこと。また、高等学校等とも連携し、中学校区における9年間の教育活動全体を通じて、系統的・継続的な指導を推進すること。

○キャリア教育については、児童・生徒が夢や志を持ち、社会的・職業的に自立し、より良い社会を創っていこうとする態度を養うとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努め、中学校区において作成した全体計画については、その検証・改善に努めること。

○中学校においては、3年生のみならず1年生時から、進路ガイダンス機能の充実に向けて、キャリア教育の中で育まれてきた、一人ひとりの生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進路先や定期テストの平均点等、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供するなど、生徒・保護者への適切なアドバイスや支援を行うこと。

<取組事項>

校内進路指導体制の確立

(1) 校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては教務主任等を、中学校においては進路指導主事を中心とした校内進路指導体制を確立すること。

進路指導の在り方

(2) 生徒が、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、進学や就職に関するガイダンス機能の充実を図ること。特に、高等学校等での中途退学を防止する観点からも、高等学校等との連携を図るとともに進路未定者の減少に向けた取組を進

めること。

(3) 高等学校等の特色や公立高等学校入学者選抜制度の変更等について、生徒・保護者が十分理解し進路選択できるよう、資料・情報の収集と提供に努めること。

キャリア教育の在り方

(4) キャリア教育については、幼児期の教育から中学校卒業後の教育への連続性も視野に入れ、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。その際、小学校から高等学校までの学びのプロセスを振り返って蓄積することができるポートフォリオ的な教材(「キャリア・パスポート」)等の活用を図ること。

(5) 学校の状況や課題に応じ、主体性を育み、働くことの意義や目的を理解できる職場体験の取組の実施や、「いのち輝く未来社会のデザイン」をめざしSDGsについて探求的に学ぶための「2025年日本博覧会協会教育プログラム」を活用する等、指導の充実を図ること。

(6) 小学校においては、希望と安心をもって中学校に進学できるよう、小中学校が連携し、保護者に中学校に関する情報を提供するよう努めること。

支援の必要な児童・生徒への進路指導

(7) 生徒が、経済的理由により、進学を断念することがないよう、奨学金制度や進路選択支援事業等について周知に努め、生徒及び保護者が活用できるよう適切に指導すること。

(8) 障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒及び保護者に対して、「知的障がい生徒自立支援コース」「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」等の選択肢があることを、できるだけ早期に、様々な機会を通じて適切な説明や情報提供を行い進路支援に努めること。

(9) 障害のある生徒の進路指導については、進路指導主事と支援学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応すること。

(10) 日本語指導を必要とする児童・生徒に対する、高等学校等への進路指導にあたっては、管理職、進路指導担当者等を中心に、中学校区において体制を整備し対応すること。また、「北河内多言語進路ガイダンス」への参加を積極的に勧めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「キャリア教育を推進するために」	平成 17 年4月大阪府教育委員会
「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引」	平成 18 年 11 月文部科学省
「大阪府キャリア教育プログラム」	平成 23 年3月大阪府教育委員会
「キャリア教育を創る」	平成 23 年 11 月文部科学省
「キャリア教育の進め方サポートブック」	平成 24 年3月大阪府教育委員会

「学校における進路指導について」	平成 30 年5月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育の充実に向けて」	平成 31 年3月大阪府教育委員会
「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア・パスポートの活用」	令和2年1月大阪府教育委員会
「枚方市版キャリア・パスポート」	令和4年3月枚方市教育委員会
「奨学金等指導資料」	令和4年4月大阪府教育委員会
「中学校 進路指導のための資料」	毎年度大阪府教育委員会
大阪府公立高等学校・支援学校検索ナビ「咲くナビ」 http://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/	毎年度大阪府教育委員会
「多言語による学校生活サポート情報」 http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikoku/	毎年度大阪府教育委員会
「進路選択に向けて」（多言語版）	毎年度大阪府教育委員会

基本方策2 **豊かな心と健やかな体を育む教育の充実**

4. 道徳教育について

<基本的な方向性>

学校における道徳教育は、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童・生徒の発達の段階を考慮して、適切に指導を行う。

また、道徳科は道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

児童・生徒に、主体性を持たず言われるままに行動するように指導するのではなく、多様な価値観の、ときに対立がある場合を含めて、人間としてよりよく生きるために道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢こそ道徳教育に求めるものであり、そのための指導の在り方について理解を深め、充実を図る。

<最重要課題>

○校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び道徳科の年間指導計画を全教員の共通理解のもとに作成すること。

○すべての学級で道徳科を年間 35 時間（小1は 34 時間）以上確保し、それぞれの学年で学習指導要領に示されたすべての内容項目を指導すること。

○道徳科の指導については、質の高い多様な指導方法や評価の在り方について、児童・生徒の発達の段階や特性を考慮し、組織的・計画的に研究すること。

<取組事項>

全体計画

（1）道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものである。道徳教育の全体計画の作成に際しては、児童・生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳の内容と各教科等の指導内容及び指導時期との関連を明確に示すこと。

（2）児童・生徒の道徳性を養えるように、学校行事や総合的な学習の時間など日常的な体験はもちろんのこと、集団宿泊活動、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動等の体験活動については、その行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしながら進めること。

道徳科の指導

（3）道徳科の指導方法については、道徳的諸価値を実現するための資質・能力を養うことができる①読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、②問題解決的な学習、③道徳的行為に関する体験的な学習などの指導方法を工夫して実践すること。また、評価については、個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすることや、数値評価ではなく、児童・生徒の道徳性に係る成長の様子を認め、励ます記述式による個人内評価をすること。

授業公開、家庭・地域との連携

（4）道徳科の授業公開を家庭や地域社会へ積極的に行うこと。

（5）「生命の尊重」など不変の価値観に基づき、一人一人の行動を見つめ直すために、保護者、地域の人々の参画などにより、家庭や地域社会と連携した道徳教育を進めること。

指導資料の活用

（6）学習指導要領の趣旨や内容等を十分に理解した上で実施できるよう、府教育庁の「『特別の教科　道徳』実践事例集」を積極的に活用すること。

「こころの再生」府民運動

（7）日々の生活の中で改めて「こころ」について見つめ直し、できることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、学校教育活動全体で『「大切なこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～』の活用等により、「生命（いのち）を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、子どもたち一人一人の豊かな心を育む取組を実践すること。また、各学校や地域において、あいさつ運動や交流活動等を積極的に進めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「「大切なこころ」を見つめ直して～「こころの再生」府民運動～」	平成 26 年3月・平成 27 年3月大阪府教育委員会
「「特別の教科　道徳」実践事例集」	平成 30 年2月大阪府教育庁
「学習指導要領（平成 29 年告示）のポイント【評価編】」	令和2年8月大阪府教育センター

<関係法令>

「小学校・中学校学習指導要領」	平成 29 年3月文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領解説（総則・各教科等編）」	平成 29 年7月文部科学省

基本方策2 **豊かな心と健やかな体を育む教育の充実**

5. 人権教育について

<基本的な方向性>

人権教育をさらに充実していくために、国の関係法令等に留意し、府や市の「人権教育基本方針」等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基礎として、各教科・「特別の教科　道徳」・特別活動及び総合的な学習の時間や教科外活動等あらゆる教育活動において、一層計画的・総合的に推進する。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意し、その指導にあたって、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面したときに行動できる態度や技術・技能を身に付けるよう指導・支援する。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むことが求められている。

特にいじめやセクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、研修等を通じて教職員自らが人権意識を絶えず高めるよう心掛けるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動の推進に努める。

また、幼児・児童・生徒を権利の主体者として認めていこうとする「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、教育活動全体を通して、幼児・児童・生徒の権利を尊重する精神を徹底する。

<最重要課題>

○本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校及び幼稚園教育の中に正しく位置付け、校園長を中心とした課題別の校内体制を整備して組織的な指導に努め、人権教育を推進すること。

○人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害のある者、同和教育（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を総合的に推進すること。

○ハラスメントに関しては、相談窓口の機能を充実し、市教育委員会の「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図ること。また、「性的志向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたり、不必要な身体接触をしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであり、相手がセクシュアル・ハラスメントを受けたと捉えた時点でセクシュアル・ハラスメントになることを教職員に十分認識させること。さらに、未然防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。

<取組事項>

人権教育の推進

（1）人権尊重の精神に立った学校園づくりを進め、すべての幼児・児童・生徒の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られること。

（2）人権教育についての全体計画及び年間指導計画等の人権教育推進計画の作成・活用、見直しにあたっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組とすること。

（3）すべての教職員が人権に関する知的理解を深め、府教育委員会の「ＯSAKA人権教育ABC」等を活用した人権感覚を身につけるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。

（4）幼児・児童・生徒の発達段階に応じて、「人権教育教材集・資料CD」や「生命（いのち）の安全教育教材」、アニメ「めぐみ」等を適切に活用し、人権教育を推進すること。

（5）人権侵害事象等が生じた際には、教育委員会へ報告するとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図り、速やかに組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に努めること。

「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

（6）関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進すること。

（7）幼児・児童・生徒等の人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象等の未然防止を図ること。特に、障害のある幼児・児童・生徒等の人権を尊重することを基本に、障害者理解を深める教育を系統的に実施すること。

子どもの見守り体制の確立（児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラー*）

＊「ヤングケアラー」・・・一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子ども。

（8）児童虐待の防止にあたっては、幼児・児童・生徒がささいなことでも相談できる、相談しやすい体制を構築するとともに、子どもの貧困やヤングケアラー等を含め、気になる幼児・児童・生徒に対しては家庭訪問を行う等、幼児・児童・生徒や保護者の状況把握と、未然防止、早期発見・早期対応に努める。また、その際には、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や関係機関との連携を図ること。

（9）児童虐待やヤングケアラーへの認識を研修等の機会を通じて深めるとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待やヤングケアラーを発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターや市の子ども相談課へ速やかに通告または相談し、教育委員会

に報告すること。また、虐待防止や虐待通告について、保護者や地域への啓発に努めること。

（10）関係機関への通告後も、学校園として組織的に対応し、児童虐待を受けた、または受けたと思われる幼児・児童・生徒が安心して学校園生活を送れるよう、教職員間での情報共有を行うこと。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関等の関係機関と継続的な連携を図ること。

（11）要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして登録されている幼児・児童・生徒について、関係機関から見守りの記録等を求められた場合、書面にて提供すること。また、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由に関わらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供または通告をすること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、関係機関と日常的な連携を行うこと。

ジェンダー平等教育の推進

（12）小中学校においては、人権政策室と連携した「DV 予防教育プログラム」を活用するなど、すべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることがないようにするとともに、ジェンダー平等の観点から、日常的に学校環境を点検すること。また、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施すること。

（13）学校園においては、性的マイノリティとされる幼児・児童・生徒についての理解を深め、個の状況に応じ、教職員が協力して幼児・児童・生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、幼児・児童・生徒が正しく理解できる教育に努めること。

在日外国人教育の推進と日本語指導の充実

（14）幼児・児童・生徒の自尊意識を育み、文化の違いを互いに尊重し共に生きる力を育む教育を推進するとともに、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

（15）日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した児童・生徒については、当該児童・生徒の状況を踏まえ、必要に応じて個別の指導計画を作成するなど、生活言語はもとより学習言語としての日本語習得が図られるよう努めること。

同和教育の推進

（16）関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、人権尊重の視点に立った取組を進めるとともに、同和問題の早期解決に向けて、人権教育の一環として年間指導計画に位置付け、同和教育の推進に努めること。

平和教育の推進

（17）平和教育の指導にあたっては、生命や平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会の実態を踏まえて基本的事実をとらえる力を育て、平和と安全の確保について児童・生徒に主体的に考えさせるよう努めること。さらに国際社会に貢献できる資質と態度を身につけさせる

よう努めること。また、人権政策室と連携した3月1日の「枚方市平和の日」にちなんだ「平和フォーラム」「平和の燈火（あかり）」等平和を考える事業に積極的に取り組むこと。

家庭・地域における人権教育

（18）PTAの中に人権啓発委員会等を組織するよう働きかけるとともに、家庭や地域との連携を深め、人権意識の高揚・啓発を積極的に推進すること。

不適正な区域外就学の防止

（19）不適正な区域外（指定外）就学の防止・是正に積極的に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「人権教育のための資料1～9」	平成12年3月～平成21年大阪府教育委員会
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するためにQA集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「平和教育に関する事例集」	平成15年3月大阪府教育委員会
「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」	平成15年7月大阪府教育委員会
「人権基礎教育指導事例集」	平成16年3月大阪府教育委員会
「OSAKA人権教育ABC Part1～5」	平成19年3月～平成25年3大阪府教育センター
「精神障がいについての理解を深めるために」	平成20年5月改訂大阪府教育委員会
「在日外国人教育のための資料集（DVD）」	平成22年3月大阪府教育委員会
「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」	平成22年3月大阪府教育委員会
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてき～」	平成23年3月改訂大阪府教育委員会
「日本語支援アイデア集」	平成23年3月大阪府教育委員会
「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために－本名指導の手引き(資料編)－」	平成25年4月一部修正大阪府教育委員会
人権教育リーフレットシリーズ	平成26年3月～大阪府教育委員会
「学校における人権教育の推進のために－『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集－」	平成26年7月大阪府教育委員会
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」	平成27年4月文部科学省
「リバティ大阪を活用する人権学習プラン」	平成27年6月大阪府教育委員会
「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」	平成27年7月文部科学省
「日本語指導実践事例集」	平成28年3月大阪府教育委員会
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生	平成28年4月文部科学省

徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」	
「人権教育教材集・資料CD」	平成 28 年 11 月大阪府教育委員会
「人権教育教材集・資料・教員用手引き」	平成 28 年 11 月大阪府教育委員会
「学校における人権教育推進のための資料集」	平成 29 年4月改訂大阪府教育委員会
「人権教育実践事例集」	平成 29 年6月大阪府教育委員会
「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」	平成 29 年 11 月大阪府教育委員会
『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について	平成 30 年7月文部科学省
「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	平成 31 年2月内閣府、文部科学省、厚生労働省
「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	平成 31 年2月内閣府、文部科学省、厚生労働省
「枚方市児童虐待防止ハンドブック」	平成 31 年3月改訂枚方市児童虐待問題連絡会議
「学校・教育委員会等向け児童虐待対応の手引き」	令和元年5月文部科学省
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」	令和元年 12 月大阪府教育委員会
「アニメ『めぐみ』の短縮版の作成について」	令和2年1月政府・拉致問題対策本部
「性の多様性の理解を進めるために」	令和2年4月大阪府教育委員会
「ヘイトスピーチの問題を考えるために－研修用参考資料」	令和2年4月大阪府教育委員会
「教職員人権研修ハンドブック」	令和3年3月大阪府教育委員会
「生命（いのち）の安全教育」	令和3年4月文部科学省
「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」	令和3年7月大阪府教育委員会
ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み	令和3年9月文部科学省
「ジェンダー平等教育啓発教材『男女共同参画について考えよう』」	令和3年10月大阪府府民文化部男女参画・府民協働課
「大阪府人権白書　ゆまにてなにわ」	令和4年3月大阪府府民文化部人権局

＜関係法令＞

資料名	出典
「同和対策審議会答申」	昭和 40 年8月同和対策審議会
「人権教育の指導方法等の在り方について」[第三次とりまとめ]	平成 20 年3月文部科学省
「障害者基本法」	平成 25 年6月 26 日改正
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」	平成 26 年1月文部科学省

「大阪府人権教育推進計画」	平成 27 年3月
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年4月1日施行
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」	平成 28 年6月3日施行
「部落差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年 12 月 16 日施行
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」	令和元年 10 月一部改正
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」	令和元年 10 月 30 日施行
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」	令和元年 11 月1日施行
「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」	令和4年4月1日施行

基本方策2 **豊かな心と健やかな体を育む教育の充実**

6.健康教育について

<基本的な方向性>

健康教育は、学校園の教育活動全体を通じて行うものであり、調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠といった「健康の3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒が生涯を通じて、自ら心身の健康の保持増進を図る実践力を育成する指導の充実を図る。

体力の向上及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育・保健体育の学習を中心として、心と体を一体としてとらえ、生活科、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進する。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を活用し、体育・健康に関する指導などの改善に努める。

多様化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するために、学校保健計画に基づき、学校園内の関係組織が十分に機能し、食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等の予防や、万一の場合の対応を適切に行うため、すべての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組む。食に関する指導については、学校園・家庭・地域が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に努める。また、学校給食の意義も踏まえ、小・中学校における食育推進体制の確立を図る。

<最重要課題>

○新型コロナウイルス感染症の対応については、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」、大阪府教育委員会作成の「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～子どもの安心・安全を確保し、子どもの学びを止めないために～（市町村学校園版）」、本市作成の「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル 」を参考に、学校園生活における様々な場面において感染症対策に努めること。また、感染するリスクは誰にでもあるということを踏まえ、学校園において感染が確認された際に適切に対応できる体制を引き続き整備しておくこと。併せて、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図ること。

○「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を分析・活用した、体力向上推進計画を作成し、教育計画に掲載すること。その際、学校の教育活動全体で効果的に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、積極的に体力向上の取組を推進すること。

○食物アレルギー疾患の対応については、大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き（令和2年度改訂版）」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」を有効

に活用し、校長等管理職を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、安心して学校生活を送ることができるよう保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じた食物アレルギー対応マニュアルを策定し、すべての教職員が情報を共有し、日頃から事故防止に努めること。特にアナフィラキシーショック等については、万一の場合、適切に対応できるようエピペン®の取扱い手順等の研修を行うとともに、消防・救急機関との連携も踏まえた体制を整えること。

○「性犯罪・性暴力対策強化の方針」を踏まえ、幼児・児童・生徒が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを活用し、指導すること。

＜取組事項＞

体育活動

（1）体力向上推進計画に則り、日々の体育の授業を充実させるとともに、業間や行事等の教育活動全体を児童・生徒の体力向上の機会と捉え、PDCAサイクルに基づく体力づくりをより一層進めること。

（2）全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を参考にし、大阪府教育委員会・教育庁の資料を活用しながら、学校の実態に応じて、新体力テストを実施するなど、すべての児童・生徒の体力状況を把握した上で目標を設定し、その達成に向けた体力づくりの取組を推進すること。また、取組に当たっては、大阪府教育委員会が作成した「体育の授業がかわる！簡単プログラム」等の資料を参考にすること。加えて、その取組の成果と課題を検証し、さらなる充実に活かすこと。

（3）大阪府教育委員会が作成した小学校教員向け動画教材等を活用するなど、児童・生徒の運動習慣の確立に努めること。

健康の保持・増進

（4）幼児・児童・生徒の健康管理等については、保護者・学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師・主治医・地域の保健医療機関と十分な連携を図るとともに、本人自らの健康を保持増進できる資質・能力を育成することができるよう、保健主事等が中心となって、年1回以上、学校保健委員会（委員に保護者を含む）を開催し、その活用を図ること。

（5）健康診断では、幼児・児童・生徒のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと。「四肢の状態」についての検査実施にあたっては、組織的に日常観察を行うこと。また、学校園における歯・口腔の健康づくりを推進すること。さらに、個々の幼児・児童・生徒の心身の健康問題の解決に向けて、健康相談及び保健指導を充実させること。

食育

（6）食に関する指導を教育課程に明確に位置付け、教育計画に掲載された全体計画に基づいて

取組を推進するための校内体制を必要に応じて見直すとともに、年間指導計画の作成に努めること。また、小・中学校ともに、食育を推進するための委員会等を設置し、全教員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結び付く実践的な態度や食物を大切にする心の育成をめざし、教育活動全体を通して、学校給食を活用した指導や、各教科、道徳科、総合的な学習の時間等における食に関する指導の推進に努めること。

(7) 学校教育自己診断等を活用して食育を評価し、食に関する指導の推進体制や指導内容の改善を図ること。

(8) 児童・生徒の食への関心や理解を深めるために、地域の人材を活用するなど、農業や調理などの食に関する体験活動を実施すること。

健康教育

(9) 性教育及びエイズ教育については、研修を深め、発達段階に応じて保護者の理解を十分に踏まえ、「性の多様性」について教職員が理解した上で組織的・計画的に集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ指導すること。

(10) 小・中学校の体育・保健体育の教科等において、学習指導要領に基づき、大阪府がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、がんの予防につながる学習指導の充実、推進を図ること。

(11) ICT等活用による「視力低下」「ドライアイ」「姿勢の悪化」「睡眠不足」等、児童・生徒の心身の健康への影響を予防するため、ICT機器の使用の仕方等について、学校と家庭が連携して取り組むこと。

衛生管理

(12) 衛生管理の徹底を図り、感染症・食中毒の予防に努めること。特に感染症については、学校園において、幼児・児童・生徒に対し、手洗い・うがい・咳エチケット等感染防止対策を励行し、また、正しい知識といじめ等人権に配慮した指導を行うこと。

(13) 「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒等にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管すること。

(14) 学校給食実施においては、学校給食法第9条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒発生の防止に努めること。

(15) 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた「マスクの着用」及び「手洗い等の手指衛生」等、基本的な感染症対策を継続する取組の重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できること。

安全・安心の確保

(16) 学校生活における健康管理に配慮し、特に熱中症予防については、こまめに水分や塩分を補給し、休息を取る等の対策をとること。その際、熱中症指数計等により環境温度の計測を行

い「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考とし、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に適切な処置を行うこと。

（17）食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故が、どこでも起きるものだと考え、すべての教職員が緊急時に備え、事故を想定した校内研修を毎年実施すること。

（18）万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるとともに死戦期呼吸*についても理解を深めること。

＊死戦期呼吸：ゆっくりあえぐような呼吸であり、ただちに胸骨圧迫が必要な状態

（19）国民健康保険法の趣旨を踏まえ、無保険により幼児・児童・生徒が医療を受けることができなくなるようなことのないよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「性教育指導事例集」	平成 15 年3月大阪府教育委員会
「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」	平成 21 年3月文部科学省
「学校給食衛生管理基準の施行について」	平成21年4月文部科学省
「おおさか食育ハンドブック」	平成 22 年3月大阪府スポーツ・教育振興財団
「生きる力」をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり	平成 23 年3月文部科学省
「学校給食衛生管理基準の解説」	平成23年独立行政法人 日本スポーツ振興センター
「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」	平成 23 年8月文部科学省
「チャレンジ おおさか なわとびカード」	平成 23年大阪府教育委員会
「学校における結核対策マニュアル」	平成 24 年3月文部科学省
体力向上支援プログラム「大阪プログラム」	平成 25 年3月大阪府教育委員会
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」	平成 26 年3月文部科学省
「熱中症 環境保健マニュアル 2014」	平成 26 年3月改訂環境相環境保健部環境安全課
「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」	平成 26 年6月文部科学省
「大阪府 性に関する指導普及推進事業報告書」	平成 27 年2月大阪府教育委員会
「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」	平成 27 年3月大阪府教育委員会
「学校給食における食物アレルギー対応指針」	平成 27 年3月文部科学省
「児童生徒等の健康診断マニュアル」	平成 27 年8月日本学校保健会
小学生用食育教材「たのしい食事 つながる食育」	平成 28 年2月文部科学省

「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」	平成 28 年4月文部科学省
「運動会・体育大会における組み立て体操について」	平成 28 年スポーツ庁
「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」	平成 29 年2月大阪府教育委員会
「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」 （体力向上実践事例集）	平成 29 年3月大阪府教育委員会
「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～」	平成 29 年3月文部科学省
「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」	平成 29 年3月文部科学省
「新体力テスト測定マニュアル」「新体力テスト測定掲示ポスター」	平成 29 年4月大阪府教育庁
「がん教育推進のための教材指導参考資料」	平成 29 年5月文部科学省
「がん教育推進のための教材」	平成 29 年6月文部科学省
「学校園における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」	平成 30 年5月 10 日枚方市教育委員会
「学校における麻しん対策ガイドライン」第二版	平成 30 年2月国立感染症研究所感染症疫学センター
「第3次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」	平成 30 年3月大阪府教育庁
「学校において予防すべき感染症の解説」	平成 30 年3月日本学校保健会
「熱中症事故等の防止について」	平成 30 年6月4日枚方市教育委員会
「学校環境衛生管理マニュアル」（平成 30 年度改訂版）	平成 30 年6月文部科学省
「運動部活動等における熱中症事故の防止等について」	平成 30 年7月スポーツ庁
「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」	平成 31 年4月・令和元年7月スポーツ庁
「組み立て体操における事故防止ガイドライン」	平成元年6月枚方市教育委員会
「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」	令和元年6月文部科学省
「体育の授業がかわる！簡単プログラム（体力向上実践事例集活用プログラム）」	令和元年7月大阪府教育委員会
「学校園におけるアレルギー疾患対応の手引き（令和2年度改訂版）」	令和元年 11 月枚方市教育委員会
「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」	令和2年文部科学省
「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」	令和2年2月スポーツ庁
「保健主事のための実務ハンドブック令和2年度改訂」	令和2年 3 月文部科学省
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン≪令和元年度改訂≫	令和2年3月日本学校保健会
「熱中症事故の防止について」	令和2年6月文部科学省
「熱中症対策マニュアル」	令和2年7月枚方市教育委員会

「令和2年度小学校『体育』指導力向上研究協議会（実技的演習）の中止に伴う動画教材の Web 配信について」	令和2年10月大阪府教育庁
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」	令和2年 12 月文部科学省
「枚方市立小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル 」	令和3年1月枚方市教育委員会
「小学生向け新体力テスト用動画教材の Web 配信について」	令和3年3月大阪府教育庁
中学生食育教材「「食」の探究と社会への広がり」	令和3年3月文部科学省
「生命（いのち）の安全教育」	令和3年4月文部科学省
「水泳等の事故防止について」	令和3年4月スポーツ庁
「2021 年度『体力づくり推進計画（アクションプラン）』」	令和3年4月大阪府教育庁
「がん教育パンフレット『やさしいがんの知識 2021』」	令和3年8月公益財団法人がん研究振興財団事務局
「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～子どもの安心・安全を確保し、子どもの学びを止めないために～（市町村学校園版）」	令和4年1月大阪府教育委員会

基本方策2 **豊かな心と健やかな体を育む教育の充実**

7.特別活動・その他の教育活動について

<基本的な方向性>

特別活動は、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成する指導の充実を図る。

<最重要課題>

○学校の実態や児童・生徒の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成すること。

○儀式的行事においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。

○中学校における部活動については、「枚方市中学校部活動方針」に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組み、練習時間や休養日、休養期間の設定を適切に行うこと。

<取組事項>

学級活動

(1) 学級活動等の指導においては、児童・生徒がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導すること。また、入学当初の学校生活への適応や進路選択等の指導にあたっては、適切な情報提供や説明等ガイダンス機能の充実を図ること。

(2) 学習指導要領に基づき、小学校段階からキャリア教育の充実を図ること。

児童会活動・生徒会活動

(3) 児童・生徒が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに、異年齢集団の育成を図ること。

クラブ活動

(4) 小学校におけるクラブ活動については、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し、適切な授業時数を充てること。

学校行事

(5) 入学式や卒業式などにおいては、学習指導要領に基づき、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。

(6) 学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、集団への所属感、連帯感を深め、学校

生活の充実と発展に資するために、文化や芸術に親しんだりするような活動やボランティア活動、自然体験活動等、体験的な活動を行うこと。

その他の教育活動

（7）児童・生徒の自主的・実践的な活動を促し、楽しく規律正しい学校生活を築くよう努めること。

（8）学校園で動物を飼育する場合は、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨を踏まえ、獣医師との連携を図り、適切に管理すること。また、家畜伝染病予防法を受けて、学校等における飼養衛生管理基準の遵守及び飼育衛生管理状況の年1回の定期報告を適切に実施すること。

（9）中学校における部活動については、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域等の協力を得ながら部活動指導協力者の活用を積極的に図ること。

（10）中学校における部活動については、合理的で効率的・効果的な練習方法を工夫することによって、練習時間を長くとも平日2時間程度、週休日・長期休業中は3時間程度とし、週2日（平日1日・休日1日）の休養日を設定すること、また、長期休業中は連続5日以上のまとまった休養期間を設けること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「学校における望ましい動物飼育のあり方」	平成 18 年6月日本初等理科教育研究会
「運動部活動での指導のガイドラインについて」	平成 25 年5月文部科学省
運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）	平成 30 年1月 17 日スポーツ庁
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	平成 30 年3月スポーツ庁
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」	平成 30 年 12 月文化庁
「大阪府部活動の在り方に関する方針」	平成 31 年2月大阪府教育委員会
「枚方市中学校部活動方針」	平成 31 年2月枚方市教育委員会
「「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校　特別活動）」	令和2年3月国立教育政策研究所
「「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（中学校　特別活動）」	令和2年3月国立教育政策研究所

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

8. 教職員の服務について

<基本的な方向性>

教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を傾注して、それぞれの職務の遂行にあたる。このことを教職員に深く自覚させ、法令等に定められている服務規律を遵守することはもとより、勤務時間の内外を問わず、保護者・市民の教育に対する信頼と、教職員に対する信用を高めるよう、指導を徹底する。

<最重要課題>

○「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の公布に伴い、教職員等による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されない。このことについて必ず教職員研修を実施し、未然防止に向けた取組を徹底すること。

○勤務時間の内外に問わず、教職員の不祥事防止の徹底を図るため、関係資料を活用して、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施すること。また、教職員の不適切な言動が疑われる場合に、同僚間において声をかけ合ったり、管理職への報告が適切に行われる組織づくりを進めること。万一、服務上の問題が発生した場合は、事実関係を的確に把握し、速やかに報告すること。

○幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

<取組事項>

服務規律の確立

（1）教職員に、条例・規則で定められた勤務時間を遵守させ、服務規律の確立を図り、保護者・市民の信託に応えるよう指導を徹底すること。また、勤務時間の適正な把握・管理を行うこと。

（2）幼児・児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは、重大な人権侵害であり、断じて許すことはできない。その防止・根絶に向けて組織的に取組むこと。

（3）職務上知り得た情報等に対する守秘義務を遵守させること。また、幼児・児童・生徒等の個人情報を適正に管理すること。また、SNS等の利用については、不特定多数が視聴する可能性があることを踏まえ、その特性や危険性を理解し、教職員としての信頼を損なうことがないよう、責任と自覚を持って行動するよう指導すること。

（4）教職員が児童・生徒と、電話、メール及びSNS等を利用して、指導に関係のない私的なや

り取りを行うことのないよう指導すること。

（5）飲酒運転は、容認・黙認した者も含め、懲戒免職を含めた厳しい処分の対象となることを周知し、教育に携わる公務員としての自覚のもと、絶対に行わないよう指導の徹底を図ること。

（6）教職員の自家用自動車等による通勤は極力自粛させること。また、自動車通勤者の校内駐車禁止を徹底すること。

（7）教職員が交通用具の使用により、事故を起こすことのないよう指導すること。万一、事故を起こした場合は、適切な対応をとるよう指導すること。

（8）「勤務場所を離れて行う研修」は、法令に基づき校長による承認手続きをより厳正に行うとともに適正に処理すること。

（9）教職員が、選挙運動等の政治的行為の制限に違反することのないよう指導すること。

（10）兼職・兼業については、地方公務員法・教育公務員特例法の定めを遵守させること。

（11）教職員として、相応しい言動・服装等に留意するなど、倫理観の確立に努めさせること。

（12）公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関する条例に基づき、保護者、利害関係者からの金品の贈答、接待は絶対に受けないよう指導すること。

（13）教職員の出張命令・時間外勤務命令については、その意義等を十分に認識させ、適正な執行を行うこと。

（14）教員免許更新制について、周知徹底を図り、適切な対応を図ること。

（15）教育公務員として公教育を推進する立場にあることを自覚させ、常に自己研鑽に励むよう指導すること。

（16）校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。

（17）職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員に認識させ、快適で働きやすい職場環境づくりを進めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「枚方市立学校園教職員安全衛生管理規程」	平成24年3月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」	平成25年4月枚方市教育委員会
「職員倫理ハンドブック」	平成25年4月1日枚方市

「不祥事防止に向けたワークシート集」	令和2年2月大阪府教育庁
「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～	令和2年3月大阪府教育委員会
「児童・生徒との SNS 等による私的なやり取りの禁止について」	令和3年1月枚方市教育委員会教育長通達
「児童・生徒に対するわいせつ行為の禁止の徹底について」	令和3年1月枚方市教育委員会教育長通達
「教職員の評価・育成システム 手引き」	令和3年3月大阪府教育委員会
「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」	令和3年3月大阪府教育委員会
「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について」	令和3年6月文部科学事務次官
「学校園におけるセクシュアル・ハラスメント防止指針」	令和4年1月枚方市教育委員会
「パワーハラスメント防止指針」	令和4年1月枚方市教育委員会
「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止及び対応に関する指針」	令和4年1月枚方市教育委員会

＜関係法令＞

資料名	出典
「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」	令和3年6月公布

基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

9. 学校園の業務改善について

<基本的な方向性>

子どもたちにとって、教員の影響は大きく、教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立つことは、学校教育の水準の維持・向上に資することである。そのため各校園の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組や、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人一人の意識改革を推進するなど、学校園の「働き方改革」に取り組むよう、指導を徹底する。

<最重要課題>

○学校園現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保を図る。

○学校園の経営方針等において、時間配分に当たって優先すべき業務を示すとともに、教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校園運営を行う意識を持つこと。

○全ての教職員に勤務時間を意識した働き方を浸透させること。また教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、その話合いも参考にしながら、管理職は校園内の業務の在り方の適正化を図る。

<取組事項>

(1) 出退勤システムを活用し、在校等時間の適正な把握を行うこと。

(2) 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等に基づき、適切に行うこと。

(3) 休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めること。また、校園長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。

(4) 教職員の長時間勤務の縮減に向けた取組を推進し、勤務時間管理及び健康管理を徹底するとともに、労働安全衛生法に則り、時間外勤務時間が月 80 時間を超え、疲労の蓄積が見られる教職員には、産業医による面接指導の受診について指導すること。また、元気な教職員・学校園づくりのために、メンタルヘルス相談等を積極的に活用するよう指導し、教職員の健康の保持と快適な職場環境形成を図るとともに、教職員の労働安全衛生における意識を高めること。

(5) ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」について職員に周知し、ストレスチェックの受検勧奨に努めるとともに、受検者の個人情報については管理及び保護を徹底すること。

（6）教職員が幼児・児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組を推進するなど、学校園の業務改善を図ること。

（7）部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的、効果的に取り組むこと。そして、生徒が休日に家族と過ごしたり、家庭学習をしたり、地域の活動等に参加したりする機会を保障すること。

（8）練習時間、休養日の設定、長期休業中の休養期間の設定等、「枚方市中学校部活動方針」に基づき、適切な部活動運営を行うよう指導すること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」	平成31年3月文部科学省
「電話応対時間のお知らせ」	平成31年4月枚方市教育委員会
「枚方市中学校部活動方針」	平成31年2月枚方市教育委員会
「枚方市特定事業主行動計画」	令和2年4月枚方市
枚方市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	令和2年4月枚方市教育委員会
「学校における働き方改革推進について」	令和2年10月枚方市教育委員会教職員課
「学校における働き方改革推進について～2～」	令和3年3月枚方市教育委員会教職員課
「業務改善推進校取組特集①②」	令和3年12月枚方市教育委員会教職員担当
「業務改善推進校取組特集③」	令和4年1月枚方市教育委員会教職員担当
「業務改善推進校取組特集④⑤」	令和4年2月枚方市教育委員会教職員担当

基本方策3 **教職員の資質と指導力の向上**

10.教職員研修について

<基本的な方向性>

教職員は教育公務員としての使命を自覚するとともに、その職責を遂行するため、専門的知識に裏付けられた実践的な指導力の向上や豊かな人間性を培うことをめざし、絶えず研究と修養に励み、自らの資質・能力の向上に努めなければならない。このことを教職員に深く自覚させ、規範意識を養うとともに教職員が教職経験に応じた、段階的かつ専門的な研修に積極的に参加しようとする意欲を高める必要がある。また、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、すべての教職員のICT活用指導力を向上させる必要がある。

本市においては新規採用教職員が増加し、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力など、キャリアステージに応じた教職員一人一人の資質と指導力の向上が求められている。

学習指導要領を踏まえ、「『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに教職員研修を実施する。学校園においては、子ども理解を基盤とした学校経営や学級経営の充実に向け、新たな教育課題に対応した校内研究・研修のさらなる充実を図り、明日の枚方の教育を担う教職員の育成を図る。

<最重要課題>

○初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたっては、首席や指導教諭、初任期教職員指導コーディネーター等を活用した、日常的なOJTによる実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整えること。併せて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努めること。

○児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」（第2ステージ）に基づいた授業改善を組織的・計画的に進めること。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援やアドバンスト研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実を図ること。

○すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられるよう努めること。また、あらゆる場面で人権意識を

絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

○1人1台タブレット端末等のICTを効果的に活用した授業づくりについて研究・研修を実施し、児童・生徒の資質・能力の向上に向けた授業改善の取組を、管理職の指導のもと、組織的に進めること。その際、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。

<取組事項>

教職員の育成

（1）市教育委員会が示す「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」及び、府教育委員会が示す「OSAKA教職スタンダード」「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」等に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や、人権意識の育成に努めること。また、経験年数や職務、専門的な知識・技能に応じた資質・能力の育成に向け、日常的なOJTを推進すること。

（2）教職員経験1年目～3年目（教諭・講師等）の配置校には、初任期教職員指導コーディネーターを置き、初任者配置校のいずれかに拠点校指導コーディネーターを置くことで、初任者等経験年数の少ない教職員（初任期教職員）の校内OJT推進組織のマネジメントを行うこと。また、校内組織としてメンターチーム*を組織し、定期的な会議を通じて、年間指導計画に基づく進捗状況を把握し、初任期教職員の育成を図ること。

＊「メンター」・・・仕事上（または人生）の指導者、助言者の意味。メンターは、キャリア形成をはじめ生活上の様々な悩み相談を受けながら、育成にあたる。

（3）初任者研修の校内研修は、年間を通し、校長の指示のもと、指導教員を中心に、組織的・計画的に実施すること。また、教職経験年数の少ない教員（教職経験2～5年目の初任期教員）も含め、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、指導主事、教育推進プランナー等による学校訪問での指導・助言を効果的に活用すること。

（4）教職経験6～10年目の教職員には、市教育委員会実施の研修等を踏まえ、後輩となる教職経験年数の少ない教職員の「メンター」や「ロールモデル」*となれるような専門的な知識と指導

技術を身に付けさせること。また、6～9年目小中学校教諭で実施する「校内モデル授業」を効果的に活用し、ミドルリーダーと教職経験年数の少ない教員の相互育成を図ること。

＊「ロールモデル」・・・具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。人は誰でも無意識のうちに「あの人のようになりたい」というロールモデルを選び、その影響を受けながら成長するといわれる。

（5）10 年経験者研修の校内研修は、個々の教諭等の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修を実施し、指導力の向上等、教諭等としての資質の向上を図る目的を踏まえ、校長を中心に、組織的・計画的に実施すること。

（6）指導が不適切と思われる教員に対し、その状況を的確に把握し、指導力向上を図るため指導・助言するとともに、適切な研修を受講させること。

授業改善

（7）学習指導にあたっては、学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びに向かう力・人間性等の涵養をはかる主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実のため、ICTを効果的に活用するなど、個に応じた指導の充実や指導体制の工夫及び、学習規律の確立について、学校全体で研究・研修の充実に努めること。

（8）学習指導要領の趣旨や内容等の十分な理解を図る研究・研修を実施し、その内容を校内での教科会や学年会等で周知・共有するとともに、教材研究や授業づくりに活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を、管理職の指導のもと、各主任が中心となり、組織的に進めること。

校園内研究・校園内研修

（9）小・中学校の校内研究・校内研修は、各学校の課題や実態を踏まえ、学力向上推進担当者研修等の校外研修の内容を積極的に活用し、授業改善のための授業研究を中心に、組織的・計画的且つ、年間を通じて継続的に実施すること。

（10）授業改善のための校内授業研究・研修及び公開授業・公開保育・研究協議会において、指導主事、教育推進プランナー等が講師を務める学校園支援プログラムなどを効果的に活用し、研究を推進すること。

（11）校園内研究・研修を実施する際は、先進校や研究指定校園の研究成果を活かし、指導力の向上を目的の一つとすること。さらに、指導教諭及び授業の達人・授業マイスターを活用し、教

員に対する授業改善等の指導に努めること。

研修の受講

（12）市教育委員会及び府教育庁が実施する研修について周知徹底し、教職員の資質・指導力を高めるため、積極的な受講の指導に努めること。

（13）教職員が市教育委員会及び府教育庁実施の研修を受講する際は、教職員の研修受講状況を把握するとともに、研修の実施要項を確認させ、留意事項や事前課題等に留意し、受講するよう指導すること。

（14）校園内研修等において、研修を受講した教職員に、その内容を実践・伝達させるなど、日常的なOJTを推進して、学校園全体の教育活動に還元するよう努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「次世代の教職員を育てる OJT のすすめ」	平成 20 年3月大阪府教育委員会
「ミドルリーダー育成プログラム」	平成 22 年3月～令和2年3月大阪府教育委員会
「校内研究の栞」	平成 25 年3月大阪府教育センター
「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」	平成 25 年4月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」	平成 25 年4月枚方市教育委員会
「『英語を使うなにわっ子』育成プログラム」	平成 25 年8月大阪府教育委員会
「理科授業づくり2」	平成 27 年3月大阪府教育センター
リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」	平成 29 年 11 月大阪府教育庁
「小学校プログラミング教育の手引き（第二版）」	平成 30 年 11 月文部科学省
「OSAKA小・中学校事務職員スタンダード」	平成 31 年1月大阪府教育センター
「小学校プログラミング教育に関する研修教材」	平成 31 年3月文部科学省
「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」	平成 31 年4月1日枚方市教育委員会
「理科薬品の取り扱い」	平成 31 年4月枚方市教育委員会
「キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力」	平成 31 年4月枚方市教育委員会
「OSAKA教職スタンダード」	令和元年5月大阪府教育委員会
「学校教育の情報化の推進に関する法律」	令和元年6月文部科学省
「小学校における『プログラミング教育』」	令和2年1月大阪府教育庁・大阪府教育センター
「Hirakata 授業スタンダード」	令和2年4月枚方市教育委員会
「情報教育推進に向けた校内研修支援 みんなで高めよう！ ICT20 steps」	令和2年枚方市教育委員会

「新規採用教職員のためのハンドブック『教職員の智』」	令和4年4月枚方市教育委員会
「令和4年度小中学校初任者研修の手引」	令和4年4月枚方市教育委員会
「令和4年度中堅教諭等資質向上研修の手引」	令和4年4月枚方市教育委員会
「キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力」	令和4年4月枚方市教育委員会
「一人一台の端末を効果的に活用した授業改善・業務改善の実践事例のアーカイブ HI-PER（Hirakata ICT Practical Example Record）」	令和4年枚方市教育委員会

基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

11. 支援教育について

<基本的な方向性>

支援教育を進めるにあたっては、障害の有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒の将来の自立、就労をはじめとする社会参加をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、インクルーシブ教育システム *の理念を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。

また、発達障害を含む障害のあるすべての幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図るとともに、自立に向けた効果的な指導・支援を行う。

＊インクルーシブ教育システム・・・障害のある者と障害のない者が、同じ場で、可能な限りともに学ぶ仕組みのこと。

<最重要課題>

○校園内組織体制を整備して、すべての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。

○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒及び保護者の意向を受け止め、合意形成を図ること。また、ICT機器を有効活用するなど、合理的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組むこと。

○支援学級において実施する特別な教育課程には、必ず自立活動を編成すること。また、各保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、当該児童・生徒の障害の状況に応じて適切な教育課程の編成に努めること。

<取組事項>

校内体制の充実

(1) 障害のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、人権教育や生徒指導の観点を踏まえ、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の適切な運営を行い、支援学級担任と通常の学級担任が連携するなど、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進すること。

(2) 通常の学級には発達障害等支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において個々の配慮を要する状況を把握した上で、困難さに対する指導の工夫の意図や方法を明確にした指導・支援の充実を図ること。また、通常の学級において、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組むなど、障害のある幼児・児童・生徒への理解を深め、全校的な支援体制を確立すること。

(3) 教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識を高揚するとともに、障害の有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえた幼児・児童・生徒への理解を、すべての教職員に浸透するよう取組を進めること。また、支援教育に対する専門性を高め、障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できる人材の育成を図るとともに、「手話でつむぐ住みよい街・枚方市手話言語条例」を踏まえ、手話への理解及びろう者への理解の促進に努めること。

(4) 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を積極的に活用して、校内支援体制の充実に努めること。

交流及び共同学習の充実

(5) 支援学級と通常の学級における、交流及び共同学習のより一層の充実に努めること。また、市独自の少人数学級編制によるきめ細かな指導を活かし、相互理解のさらなる推進に努めること。

(6) 支援学校との交流及び共同学習について、より一層の充実を図ること。

支援学級の教育課程の充実

(7) 支援学級における指導の内容及び指導時数に十分留意すること。

(8) 障害の状況に応じた適切な教育課程を計画的・系統的に編成し、計画に基づいて実施すること。

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用・引継ぎ

(10) 支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童・生徒に対する指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させること。

(11) 通常の学級に在籍する発達障害等のある幼児・児童・生徒の指導にあたっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用に努めること。

(12) 個別の教育支援計画を作成・活用する際、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに関係機関等との連携を促進すること。また、効果的な活用のために、定期的に評価・点検・見直しを行い、内容の充実を図ること。

(13) 個別の指導計画を作成・活用する際、個別の教育支援計画との関連を図り、幼児・児童・生徒一人一人の障害の状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細かな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図ること。

(14) 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、個別の教育支援計画の引継ぎが確実に行われるよう努めること。

通級指導教室

（15）通級指導教室での指導・支援については、その趣旨を踏まえて、適切な教育課程の編成に努めるとともに、通級指導教室における学びが通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実を図ること。

保護者や関係機関との連携

（16）適切な支援を引き継いでいくことができるよう、幼稚園・保育所等、就学前施設及び医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を深めるとともに、合理的配慮の観点を踏まえ、一人一人の障害の状況を把握し、就学前からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。

（17）障害のある幼児・児童・生徒の進路について十分に情報提供し、進路の確保に努めること。特に、障害のある生徒の進路については、高等学校や支援学校に加え、「高等学校における通級指導教室」「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、適切な説明や情報提供を行うこと。

（18）障害のある幼児・児童・生徒の理解や適切な指導の推進のため、支援学校や関係機関との連携を図ること。

医療的ケア

（19）医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等について、研修等により理解を深めること。

（20）新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、医療的ケアが必要な幼児・児童・生徒及び基礎疾患がある幼児・児童・生徒等、重症化リスクの高い幼児・児童・生徒に対しては、主治医、学校園医及び家庭との連絡をより一層進め、安全・安心に学校園生活を送れるように適切な対応に努めること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「特別支援教育の推進について」	平成 19 年4月1日文部科学省通知
「体罰防止マニュアル」	平成 19 年 11 月大阪府教育委員会
「指導資料［ぬくもり］」	平成 22 年3月大阪府教育委員会
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」	平成 24 年7月 23 日中央教育審議会初等中等教育分科会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」	平成 25 年3月大阪府教育委員会
「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」	平成 25 年 10 月文部科学省

「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり」（「通常の学級における発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ）	平成 27 年6月大阪府教育委員会
「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」	平成 28 年3月大阪府教育委員会
「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」	平成 28 年6月3日文部科学省他
「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」	平成 29 年3月文部科学省
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」	平成 29 年3月・7月文部科学省
「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」	平成 30 年3月改訂大阪府教育委員会
「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり」	平成 31 年3月文部科学省
「学校における医療的ケアの今後の対応について」	平成 31 年3月文部科学省
「通級による指導実践事例集（中学校・高等学校）」	令和2年3月大阪府教育委員会
「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について」	令和2年3月文部科学省
「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」	令和2年 12 月9日改訂文部科学省
学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）	（最新版を参照すること）

<関係法令>

資料名	出典
「学校教育法等の一部を改正する法律」	平成 19 年4月1日施行
「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令[学校教育法施行令の一部改正]」	平成 19 年4月1日施行
「障害者基本法第 16 条」	平成 25 年6月 26 日改正
「学校教育法施行令の一部改正について」	平成 25 年9月6日大阪府教育委員会
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」	平成 28 年4月1日施行
「発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行について」	平成 28 年8月1日文部科学省通知
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」	平成 28 年 12 月9日文部科学省通知
「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」	平成 30 年2月8日文部科学省通知
「教育と福祉の一層の連携等の推進について」	平成 30 年5月 24 日文部科学省・厚生労働省通知
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」	平成 30 年8月 27 日文部科学省通知

「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」	平成 30 年9月 20 日文部科学省通知

基本方策5 幼児教育の充実

12. 幼稚園教育について

<基本的な方向性>

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼稚園教育においては、幼児期にふさわしい生活の中で、様々な体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、生活に即した教育環境をつくりだし、幼児一人一人の発達や特性に応じた指導を行う。

さらに、幼稚園教育は、義務教育9年間の重要な基礎となることを踏まえ、幼児期から児童期、青年期へと続く発達を見通し、豊かな心や生きる力の基礎を培うため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、家庭、地域の協働による総合的な幼児教育の充実を図る。

<最重要課題>

○幼稚園教育要領の趣旨や内容等を十分理解するとともに、その趣旨を踏まえ、創意工夫を活かした教育課程を編成すること。

○園内研修を計画的に実施し、教職員自らの資質向上を図るとともに指導方法の工夫・改善に努め、子ども・子育て支援新制度の幼稚園として、幼児教育の一層の充実を図ること。

○私立幼稚園・保育所（園）、認定こども園、小中学校との連携や交流を積極的に推進し、特に小学校教育との一層の円滑な接続を図ること。

○支援が必要な子どもや保護者に対して専門機関と連携しながら支援教育の充実を図ること。

<取組事項>

就学前教育の推進

（1）幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮するとともに、小学校以降の教育などを見通しながら、幼児一人一人の望ましい発達や、幼児同士の温かい人間関係が育まれるよう、よりよい教育環境の整備に努めること。

（2）3年保育のカリキュラム及びアプローチカリキュラム、道徳教育・安全教育・食育の全体計画や年間指導計画等について、実践を通して評価を行い、必要に応じて改善を図ること。

（3）支援教育をさらに充実するために、巡回相談等を有効に活用すること。

開かれた幼稚園づくり

（4）幼児に安全で安心な遊び場を確保するとともに、保護者の就労やリフレッシュ等の様々な事情に対応し、保護者を支援するため、幼稚園の施設と機能を活用した預かり保育の充実に努めること。

（5）家庭や地域社会と十分に連携を図りながら、親と子の育ちの場としての園開放や幼児教育教室、また子育て相談等の取組を推進し、取組内容を広く発信していくよう努めること。

幼保こ小等の円滑な接続

（6）幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小合同研修会や保育参観、授業参観等を実施し、教育課程、保育課程の相互理解に努めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「スタートカリキュラムスタートブック」	平成 27 年1月文部科学省
「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」	平成 30 年3月文部科学省・国立教育政策研究所
「スタートカリキュラム学びの接続モデルリーフレット」	平成 30 年3月大阪府幼児教育センター
「幼児教育推進指針」	平成 31 年4月改訂大阪府教育委員会
「わくわく もうすぐ1ねんせい」	令和4年1月枚方市教育委員会

<関係法令>

資料名	出典
「こども・子育て支援法」	平成 24 年8月内閣府・文部科学省・厚生労働省
「幼稚園教育要領」	平成 29 年3月文部科学省

基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

13. 学校園・家庭・地域の連携について

<基本的な方向性>

教育の目的の実現のためには、家庭において生活習慣を身に付けさせ、自立心を育成することが大切である。近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う幼児・児童・生徒に夢を与え、「生きる力」を育むため、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を図るとともに学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む。

保護者や地域住民とともに学校運営を進める「地域とともにある学校づくり」の推進が求められている中、学校園は共有財産であるという視点に立ち、各学校園において特色ある教育活動を展開していくため学校・家庭・地域が協働する体制づくりを一層推進する。また、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクールなど学校運営に保護者や地域住民等が参画する体制の構築に努める。

また、保護者や地域住民等との信頼関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせるようにする。

<最 重 要 課 題>

○子どもたちに必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組むこと。

○小学校においては、保護者や地域住民等の理解や協力を得て、特色のある教育活動を展開するため、学校運営協議会を活用し、コミュニティ・スクールとして、学校運営に地域住民や保護者等が主体的に参画する体制の構築と、「地域とともにある学校づくり」を推進すること。

○学校園の信頼の醸成や課題解決の促進のため、各学校園の教育計画や学校園の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校園ホームページ・ブログ等を有効活用するなど積極的に学校園の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、地域・保護者から信頼される学校園づくりをめざすとともに説明責任を果たすこと。

○ミルメールの効果的な利用やICT等を活用した双方向の連絡手段を活用し、学校園と保護者との連絡体制を充実させること。

<取組事項>

家庭・地域との連携

(1) 保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった幼児・児童・生徒の安全確保の取組を推進すること。

(2) オープンスクールをはじめ自由参観期間を設定するなど、学校園の諸活動において、保護者や地域の人々が参加しやすいように工夫すること。

（3）学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、「地域とともにある学校づくり」または、「地域人材の積極的活用」を観点とした土曜日等を活用した授業や参観を、小学校において年1回以上実施し、土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとすること。

（4）「枚方市外部人材登録者集」の活用を図るとともに、学校園独自の地域人材バンク等の整備に努めること。

（5）地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組み、特色ある教育、特色ある学校園づくりを推進すること。

（6）各家庭をはじめPTAや地域諸団体と連携を深める学校園体制づくりに努めること。また、教職員が、PTAや地域の諸活動に協力し、交流するよう努めること。

（7）児童・生徒が地域行事に主体的に参加する仕組みの構築に努めること。特に中学校においては、部活動休養日等を活用し、計画的に中学生が参加しやすいように工夫すること。

（8）小学校における学校運営協議会委員や幼稚園、中学校における学校評議員等、地域とともにある組織の委員の意見を反映させるにあたっては、委員が学校の状況を十分に把握することが大切であることから、教育活動・授業の参観や、教職員等との対話・意見交換の機会を設けるなど、当該組織を活性化すること。

（9）中学校区単位の教育コミュニティづくりの推進組織である地域教育協議会（すこやかネット）には学校園が連携し、協力に努めること。

（10）各中学校区において、義務教育9年間を見通した「家庭学習の手引き」の作成・配付及び活用の啓発や「家庭への7つのお願い」の推進など、家庭教育の重要性について積極的に発信すること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
大阪「こころの再生」宣言	平成17年12月20日「こころの再生」を考える有識者懇話会
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」	平成27年12月21日文部科学省
「コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き（令和元年改訂版）」	令和2年10月文部科学省

＜関係法令＞

資料名	出典
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」	令和元年6月改正文部科学省
「社会教育法」	令和元年6月改正

基本方策7 **学びのセーフティネットの構築**

14.安全について

<基本的な方向性>

自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対し、安全教育の一層の徹底と学校園施設・設備の点検整備や充実等により、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努める。

また、安全教育にあたっては、幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育み、防災教育にあたっては、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くために、「主体的に行動する態度」を育成するよう指導する。

さらに、地震・津波をはじめとする地域の実態に即した自然災害に対処できるよう防災体制の見直し及び充実を図る。また、幼児・児童・生徒の命を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じる。

<最重要課題>

○安全な学校園環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努めること。

○学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を地域と連携して実施するなど、常にその改善に努めること。

○自然災害等に備えた防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図ること。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

<取組事項>

安全教育の推進

(1) 学校保健安全法に基づき作成した学校安全計画については、必要に応じて見直し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点を踏まえた具体的な実施計画とすること。

(2) 学校安全活動について、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制の整備の充実に努めること。

(3) 幼児・児童・生徒の発達段階に合わせて、自ら危険を回避する力を育成する安全教育の充実を図ること。また、校区安全マップや児童一人一人の安全マップの作製等を実施すること。

(4) 9月の大阪府による「大阪880万人訓練」に合わせて、実践的な避難訓練、地域の有識者による講話等、各学校園の実情に応じた防災教育の充実に向け、取組を実施すること。また、大阪北部地震の体験を教訓に、6月18日を中心にして、集会等で講話やディスカッション等の防

災教育に取り組むこと。

(5)「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」に基づき、幼児・児童・生徒が適切な行動がとれるよう指導すること。

(6)6月の「子どもの安全確保推進月間」、6月8日の「学校の安全確保・安全管理の日」において安全確保に向けた取組等を実施し、安全教育を推進すること。

(7)水防法及び土砂災害防止法の改正に伴う「避難確保計画作成及び避難訓練実施の義務化」対象の学校園においては、避難確保計画を作成し、防災情報の共有等の避難訓練を実施するなど、洪水や土砂災害時における安全確保に努めること。

危機管理体制の確立

(8)学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や枚方市の関係部局等と連携すること。また、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報を収集して、万一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制を確立すること。

(9)事件や事故等発生の場合は、夜間・休日も含め適切な初期対応を行うとともに、速やかに報告すること。

(10)不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用すること。

登下校の安全確保

(11)登下校の安全指導、交通安全教室の活用等、計画的に交通安全指導を行うとともに、特に小学校においては、集団登校時の安全指導に取り組み、また通学路の点検を行い、関係機関と連携し、一層の安全確保に努めること。

(12)保護者や地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体になった安全確保の取組を推進すること。特に、「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、学校園、子どもの安全見まもり隊等の地域学校安全ボランティア、警察、枚方市の関係部局等と連携し、登下校時における幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。

交通安全の推進

(13)改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもなることのないよう、自転車利用者や歩行者としての交通ルールや、自転車の正しい乗り方等のマナー等を学ぶ交通安全教室を、関係機関と連携して毎年継続して実施すること。また中学校においては、第1学年を対象に自転車交通安全教室の実施を通して、一層の交通安全の取組をすすめること。

(14)保護者に対し、家庭における安全意識の向上を積極的に呼びかけるなど、効果的な啓発を行うこと。また、児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に

保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなど、全児童・生徒の保険加入を促進すること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保に関する指針」	平成 14 年 10 月大阪府教育委員会
「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」	平成 14 年 12 月文部科学省
「学校の安全管理に関する取組事例集」	平成 15 年6月文部科学省
「～こどもを暴力から守る～こどもエンパワメント支援指導事例集（改訂版）」	平成 19 年3月大阪府教育委員会
「学校の危機管理マニュアル－子どもを犯罪から守るために－」	平成 19 年 11 月文部科学省
「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」	平成 22 年3月文部科学省
「地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集」	平成 23 年3月文部科学省
「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」	平成 24 年3月文部科学省
「学校安全の推進に関する計画」	平成 24 年4月文部科学省
「自転車安全利用推進のための重点行動指針」	平成 25 年1月大阪府交通対策協議会
「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	平成 25 年3月文部科学省
「学校事故対応に関する指針」	平成 28 年3月文部科学省
Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン	平成 29 年 11 月枚方市教育委員会
「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」	平成 30 年2月文部科学省
「『登下校防犯プラン』」について	平成 30 年6月文部科学省
「落雷事故の防止について」	平成 30 年7月文部科学省
自然災害に対する学校防災体制の強化及び実践的な防災教育の推進について	令和元年 12 月文部科学省
「学校における防災教育の手引き（改訂2版　補訂版）	令和3年3月大阪府教育委員会補訂
「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」	令和3年6月文部科学省
「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について	令和3年6月文部科学省

<関係法令>

資料名	出典
学校保健安全法	平成 27 年6月改正
「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」	平成 28 年4月施行

水防法等の一部を改正する法律	令和3年5月改正
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	令和3年5月改正
災害対策基本法等の一部を改正する法律	令和3年5月施行

基本方策7 学びのセーフティネットの構築

15. 生徒指導について

<基本的な方向性>

生徒指導にあたっては、一人一人の児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う。

これは深い児童・生徒理解と日常の教育実践によって築かれた信頼関係の上に成り立つものであり、平素から教職員の指導力の向上と人権意識の高揚を図ることが重要である。

とりわけ、体罰は、幼児・児童・生徒の心身に深い傷を負わせるばかりでなく、人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、学校園に対する信頼を根底から崩すものであるということを認識する必要がある。また、いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題であることから、「いじめ防止対策推進法」及び「枚方市いじめ防止基本方針」等の趣旨を踏まえ、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で組織的に取り組む必要がある。

近年の問題行動の多様化や低年齢化に対しては、授業の充実を基本として、全教職員が、カウンセリングマインドを身に付け、教育相談を行うなど、児童・生徒に寄り添うとともに、児童・生徒が互いに悩みや喜びを分かち合う集団を育成する等、内面にせまる心のかよった指導を行う。

さらに、義務教育9年間を見通した系統性・継続性のある生徒指導を行い、いじめ・暴力行為等問題行動の未然防止・早期解決・再発防止及び不登校児童・生徒の社会的自立に取り組む。

<最重要課題>

○いじめのシグナル発見時には、直ちにいじめ対策委員会の責任者（コーディネーター等）に連絡するシステムを確立し、担任等の抱え込みを防ぎ、直ちにチーム対応を行うこと。

○体罰を許さない指導体制を確立し、幼児・児童・生徒を真に大切にする教育活動を展開すること。

○子どもが発する心のサインの可視化等を通じ、日ごろから幼児・児童・生徒の状況を把握し、組織として見逃さない体制をつくること。

○児童・生徒を対象にスクリーニングを実施する等、子どもの些細な変化を教職員で共有できるよう取組を進めるとともに、不登校または不登校の兆しのある児童・生徒に対し、機を逃さず家庭訪問を行ったり、ICT機器を活用するなど、児童・生徒とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を図ること。

<取組事項>

校内生徒指導体制の確立

（1）校長の責任とリーダーシップのもとに、小学校においては生徒指導主担者を、中学校において

は生徒指導主事を中心とした、より機能的な生徒指導体制の充実に努めること。

（2）生徒指導主担者（小学校）は、学級の問題を全体の問題ととらえ、全校指導体制を、構築する中心的役割を担うこと。生徒指導主事（中学校）は、学校の生徒指導全般にわたる業務の企画・立案・処理に努め、管理職や関係諸機関との連絡調整を図り、問題への組織的対応の要の役割を果たすこと。

組織的な取組の推進

（3）安全・安心な教育環境の充実を図り、児童・生徒の豊かな人格形成を行うこと。また、児童・生徒の自己指導能力を育成するため、すべての児童・生徒の成長を促す指導を推進すること。

（4）児童・生徒の生活実態を把握し、指導方針を確立すること。

（5）いじめ・暴力行為等の問題行動が発生したときは、学校が一体となった指導体制のもと、適切な初期対応及び記録の上、直ちに情報集約、情報共有に努め、事実関係を正確に把握した上でケース会議を実施するなど方針を決定し、組織的な対応を行うとともに、速やかに教育委員会に報告すること。

（6）「レベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート（枚方市版）」及び「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、問題行動のレベルに応じて責任の所在を明確にしつつ、早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。

（7）暴力行為等問題行動の未然防止及び早期発見・再発防止を図るため、すべての児童・生徒に対する日常的な働きかけの中で、規範意識の醸成に努めるとともに、生徒指導主担者（小学校）または、生徒指導主事（中学校）が中心となりスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等、専門家との協働による家庭・地域への働きかけ、子ども家庭センターや警察等の関係諸機関との適切な連携ネットワークの構築に努めること。

（8）枚方市小・中学校生徒指導連絡会等を活用するなど、9年間を見通して、小学校間・中学校間及び小中学校間において連携を図り、情報の共有と指導の充実に努めること。

（9）教職員の幼児・児童・生徒理解と指導力の向上を図るため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編・いじめ防止編）」等を活用して、校内研修の一層の充実に努めること。

いじめの防止と早期発見

（10）「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢でいじめの未然防止、早期発見・解消に努めること。

（11）「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識した上で、「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、理解を深めること。

（12）いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、スクリーニングの実施やアンケート調査を

学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努めること。その際、発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童・生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認すること。また、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えること。

（13）幼児・児童・生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い幼児・児童・生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴すること。

（14）生起したいじめに対しては、事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家との協働に努め解決を図ること。

（15）児童・生徒の生命身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、枚方警察署または交野警察署に通報し、援助を求めるとともに、直ちに教育委員会に報告すること。

（16）いじめの解消に向けては、いじめ防止対策委員会を中心に、支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行すること。また、被害及び加害児童・生徒、いじめが起きた集団を日常的に注意深く見守り、再発防止に努めること。

（17）新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった幼児・児童・生徒や障害のある幼児・児童・生徒や外国にルーツのある幼児・児童・生徒、性的マイノリティ等に係る幼児・児童・生徒等に対して、いじめが行われることがないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児・児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

（18）児童・生徒会活動等の自主的な活動を支援し、すべての児童・生徒が自他共に認め合える人権感覚を日頃より醸成することで、いじめに向かわない集団づくりを推進すること。

（19）インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発も努めること。

体罰根絶の取組

（20）体罰の根絶については、各学校園において、日々の実践を再点検し、正しい幼児・児童・生徒理解と信頼関係に基づく指導を行うため、「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」等を活用して教職員全体の共通認識を深めること。

（21）教職員による体罰が疑われるような指導については、速やかに教育委員会に報告すること。

不登校児童・生徒への支援

（22）不登校の対応にあたっては、校内ケース会議等において児童・生徒の状況を充分に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる支援体制を整えること。

（23）不登校が長期化している児童・生徒の状況把握に努め、児童・生徒及び保護者の心情や家庭環境の実情に寄り添い、ICTを活用した活動等、個に応じた支援に努めること。また、必要に応じて「適応指導教室（ルポ）」等と連携し、教育の機会の確保を図るよう努めること。また、早期発見の観点から、欠席が継続している児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。

（24）小学校低学年の段階から、不登校やその兆しがある児童への支援体制を構築すること。また、中学校１年生時に不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、中学校入学段階での連携を進めるとともに、小学校の取組を適切に中学校につなぐとともに、新たな不登校を生まない取組を推進すること。

（25）不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、ICT等を活用した学習活動等、個に応じた取組を進めるとともに、民間の団体等との連携を含め、実情に応じた適切な支援を行うこと。また、不登校児童・生徒及び保護者の心情に寄り添うとともに、『不登校児童・生徒の「指導要録上出席扱い」に係るガイドライン』、『5つのレベルに応じた不登校対応例』に基づいた対応を行い、児童・生徒が主体的に社会的な自立をめざせるよう支援すること。

携帯電話等への対応

（26）学校での携帯電話等の取り扱いについては、「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」に基づき、教育活動に支障が出ないよう指導すること。また、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成すること。

（27）携帯電話等でのSNSや無料通話アプリ等を介したネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど、保護者への啓発を行うとともに、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立し、必要に応じて関係諸機関等と連携し対応すること。

教育相談体制の充実

（28）心の教室相談員、スクールカウンセラー、地域の人材等を活用し、児童・生徒への教育相談体制を充実するとともに、幼児・児童・生徒及び保護者の不安や悩みを受け止められるよう、「子どもの笑顔守るコール」等の相談窓口を周知すること。

家庭・関係機関との連携

（29）各家庭をはじめ、PTAや地域諸団体との双方向の情報交流を行い、少年サポートセンター等が実施する「非行防止教室」を開催するなど、少年非行等の防止と解決を図ること。

（30）校区の状況把握、学校と家庭との関係を築くため、小学校及び中学校において、家庭訪問を、１学期に、原則、全学年で実施すること。 ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により家庭訪問が難しい場合は、タブレット端末等のICTを活用するなど、各学校の実態・実情に即して、家庭とつながる取組を実施すること。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

（31）大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

（32）学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させ、決して使用することのないよう指導すること。

校則について

（33）校則の内容は児童・生徒の人権に配慮した内容となっているか等を確認するとともに、児童・生徒の実情や社会の状況などを踏まえ適切に見直すこと。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「不登校の未然防止に向けて～複数の目で見守るシステム～」	平成17年大阪府教育委員会
「いじめ防止指針」	平成18年3月大阪府教育委員会
「こどもエンパワメント支援指導事例集」	平成19年3月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅠ」	平成19年6月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラムⅡ」	平成19年8月大阪府教育委員会
「体罰防止マニュアル」	平成19年11月大阪府教育委員会
「いじめ対応プログラム実践事例集」	平成20年7月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」	平成21年3月大阪府教育委員会
「スクールソーシャルワーカー配置・派遣校での活動と市町村での活用ガイド」	平成21年12月大阪府教育委員会
「生徒指導提要」	平成22年3月文部科学省
「いじめ対応プログラム指導案集」	平成23年5月大阪府教育委員会
「生徒指導リーフ」シリーズ	平成24年2月～文部科学省国立教育政策研究所
「暴力によらない問題解決力育成プログラム」	平成24年3月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」	平成24年12月大阪府教育委員会
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」	平成24年12月大阪府教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル（いじめ防止編）」	平成25年4月枚方市教育委員会
「枚方市生徒指導マニュアル（体罰防止編）」	平成25年4月枚方市教育委員会
「第四次薬物乱用防止五か年戦略」	平成25年8月文部科学省
「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」	平成25年8月大阪府教育委員会

「スクールカウンセラーと教員がともに取り組む問題解決力育成のためのブックレット」	平成 25 年8月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット1「いじめ対応のポイント」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット7「ネット・スマホの問題と子どもの人権」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
人権教育リーフレット8「いじめの対応②」	平成 26 年3月大阪府教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 26 年4月大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 26 年7月枚方市教育委員会
平成 26 年度大阪の子どもを守るネット対策事業（文部科学省委託事業）事業報告書＆ネットトラブル回避プログラム	平成 27 年3月大阪府教育委員会
「薬害を学ぼう」	平成 27 年3月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」	平成 27 年8月大阪府教育委員会
「レベルに応じた問題行動（非行）への対応チャート」	（中学校版）平成 27 年枚方市教育委員会
「薬物乱用防止教育の推進について」	平成 28 年2月大阪府教育委員会
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」	平成 29 年3月文部科学省
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」	平成 29 年3月文部科学省
「いじめ防止等のための基本的な方針」	平成 29 年3月改訂文部科学省
「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために」	平成 29 年8月大阪府教育委員会
「小学校におけるチーム支援SSW活用事例～小学校指導体制支援事業の取組みより～」	平成 30 年2月枚方市教育委員会
大阪府いじめ防止基本方針	平成 30 年3月改定大阪府教育委員会
枚方市いじめ防止基本方針	平成 30 年9月改定枚方市教育委員会
「枚方市いじめ対応マニュアル」	平成 30 年9月枚方市教育委員会
「大麻等薬物乱用防止教育の充実強化について」	平成 30 年 10 月大阪府教育委員会
「小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」	平成 31 年3月大阪府教育委員会
「いじめ対応セルフチェックシート（府内小中学校等におけるいじめ対応について）」	令和元年6月大阪府教育委員会
「不登校児童生徒への支援の在り方について」	令和元年 10 月文部科学省
「子どもを守る被害者救済システム」	令和元年 12 月改訂大阪府教育委員会
「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」	令和2年4月大阪府教育委員会
「枚方市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」	令和2年6月枚方市教育委員会

「大麻等薬物乱用防止教室の充実及び啓発資料の活用について」	令和2年9月大阪府教育委員会
ストップいじめ	令和3年4月予定枚方市教育委員会
「5つのレベルの応じた不登校対応例」	令和3年6月枚方市教育委員会
「大麻乱用防止に向けた啓発資料（チラシ）の配付について」	令和3年8月大阪府教育委員会
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」	毎年度大阪府教育委員会

＜関係法令＞

資料名	出典
「大阪府薬物の乱用の防止に関する条例」	平成 24 年 12 月大阪府教育委員会
「いじめ防止対策推進法」	平成 25 年9月文部科学省
「こどもを守る条例」	令和3年3月枚方市

基本方策8 **学びを支える教育環境の充実**

16.教育環境の活用について

<基本的な方向性>

少子化の進行による幼児・児童・生徒の減少や学校園施設の老朽化が進む中で、学校園施設の維持改善や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境の整備を進める。令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、計画的に整備が進む学校園施設を日常保全により健全に維持する。さらに、ICTを効果的に活用し、個に応じた家庭学習の充実を実現するため、教職員・児童・生徒に対し配備された1人1台のタブレット端末や周辺機器等を活用するなど、教育の情報化を推進する。また、教育委員会と学校が、今まで以上に一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざす。

そして、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するためにICTを活用し、校務の軽減と効果的・効率的な学校運営に取り組む。

<最重要課題>

○学校園施設の日常的な管理を行うとともに、幼児・児童・生徒の「自分たちの学校園を大切に使おう」という気持ちを育てること。

○ICTを学校園運営等に効果的に活用できるよう取組を進めること。

○ICT機器を取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用に努めること。

<取組事項>

学校園施設、設備の維持管理

(1) 令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、学校園施設の維持保全及び、トイレのドライ化、ユニバーサル化などの計画的な整備が進められるが、日常の維持管理についても、施設の機能や性能を良好な状態に維持すべく適切に行い、幼児・児童・生徒の「大切に使おう」という気持ちを育てること。また、施設の状況を日常的に点検し、異常個所や危険個所等の早期発見に努め、工事や修繕を要する状況であれば、必要に応じて工事の要望等を行うこと。

(2) 空調設備については、令和3年度以降も引き続き、適切な維持管理・更新が行われるが、学校園は、空調の日常使用において必要以上に長時間使用しないこと、切り忘れを防止することを

心掛け、また、適切な設定温度の確認などを常に行うことで、幼児・児童・生徒の環境意識を育てること。

校内体制の確立

（3）ICT機器を活用することで、通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的な学校運営等に向けての見直しや、教職員の健康保持等、勤務環境改善への取組を推進する。

ICT機器の管理運用

（4）タブレット端末の管理、運用については、年度更新等も含めて、ICT環境整備担当者やICT支援員などと協力して進めること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「枚方市学校整備計画」	令和2年3月枚方市教育委員会
「枚方版 ICT 教育モデル」（第2版）	令和4年3月枚方市教育委員会

基本方策9 **生涯学習の推進と図書館の充実**

17.学校図書館機能の充実について

<基本的な方向性>

社会が激しく変化し、複雑になる中で、生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付けることが必要である。そうしたことを支える学びの1つとして読書があり、児童・生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成に向けて読書活動を推進することが重要である。

また、読書が果たす重要な役割を踏まえ、学校図書館の授業等における活用を充実させて、児童・生徒の情報活用能力を向上させ、読書習慣を確立することをめざし、学校図書館の「読書センター機能」及び「学習・情報センター機能」の向上及び充実を図る。

市立図書館では、第4次枚方市子ども読書活動推進計画および枚方市立図書館第4次グランドビジョンにおいて、児童・生徒の読書習慣の定着に向けた学校図書館へのさらなる支援を施策の方向性に掲げている。小学校への学校司書配置拡充を進めている中、小中学校においては、学校図書館機能の充実に向けて、学校司書による環境整備や授業支援、読書活動推進などに取り組むことで児童・生徒の読書活動を推進する。

<最重要課題>

○児童・生徒が読書の楽しさや喜びを味わうことで、豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、情報活用能力等を育成する。そのために児童・生徒の実態等を踏まえて各学校において、学校図書館運営方針及び年間計画を策定すること。

○策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で授業等における学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組むこと。

○学校図書館の効果的な活用については、研究指定校や研究推進校の成果を参考にしながら、取組を進めるとともに、授業における学校図書館の活用状況について、客観的に指標を定め、検証すること。学校司書の配置の在り方について検討を進めるため、研究推進校等においては、小中学校兼務、小学校兼務などの配置の効果を検証すること。

<取組事項>

(1) 読書センター機能の充実のため、発達段階に応じた読書環境づくりを進め、並行読書やビブリオバトルなどの読書活動に取り組み、読むことの習慣や読む力、考える力を育成するとともに読書習慣の確立を図ること。

(2) 学習・情報センター機能の充実のため、各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけて、児童・生徒の情報活用能力の育成や主体的な学習活動の支援を図ること。

(3) 市内全19中学校区及び研究推進校に配置した学校司書の専門性を活かし、児童・生徒の実

態に応じて、読書活動を推進し、学校図書館の効果的な活用に努めること。そのために、図鑑や事典、新聞、電子書籍等多様な資料を整備するなど、学習において活用しやすい環境整備を推進すること。

（4）枚方市立図書館と連携しながら「第4次枚方市子ども読書活動推進計画」を踏まえた取組を推進すること。

（5）学校図書館の蔵書については、学校図書館システムの蔵書データベースを使い、適切な蔵書管理に努めること。

＜活用を図る資料＞

資料名	出典
「枚方市の学校図書館のあり方について（第1版）」	平成 28 年4月枚方市教育委員会
「学校図書館を活用した授業実践例」	令和2年3月、令和元年 11 月大阪府教育庁
「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」	令和3年3月大阪府教育委員会
「第 4 次枚方市子ども読書活動推進計画」	令和4年3月枚方市教育委員会

＜関係法令＞

資料名	出典
「学校図書館司書教諭の発令について」	平成 15 年1月文部科学省
「学校図書館法」	平成 26 年6月改正

基本方策 10　文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

18.社会教育と学校教育の連携について

<基本的な方向性>

社会教育と学校教育の連携を強化し、地域等と連携しながら、子どもたちが社会と関わる機会を積極的に設けることにより文化・芸術・スポーツ等、様々な体験活動を充実させる。

<最重要課題>

○地域等との連携により社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動を充実させること。

<取組事項>

多様な学習機会の活用

（1）自然体験や社会体験などの直接体験を重視するとともに、発達段階における指導の重点を明確にし、より効果的な指導の工夫を図ること。その際、枚方市野外活動センターや旧田中家鋳物民俗資料館等の施設を有効活用するよう努めること。

（2）地域や事業者等の協力を得ながら、ボランティア活動や職業体験等の社会体験を積極的に取り入れ、その実践的態度を育成すること。

（3）特別史跡百済寺跡等の市内の貴重な歴史文化遺産等を生かして、児童・生徒の郷土への歴史の理解を深めること。

（4）土曜日等に児童の文化・スポーツなどの体験活動に取り組まれる「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体への協力を図ること。

（5）学校園施設の開放については、積極的に推進すること。

基本方策 10 **文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実**

19.児童の放課後対策について

<基本的な方向性>

すべての児童にとって望ましい「放課後」を実現していくために令和2年3月に策定した「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づき、本市の実情に即した児童の総合的な放課後対策の計画的な整備に取り組む。

「時間」「空間」「仲間」の3間を充実させ、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、自由に遊べる環境整備を図る。

<最重要課題>

○留守家庭児童会をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所の確保に努めること。

○総合型放課後事業の全小学校での実施の準備段階として、校庭開放を実施し、主体的で自由な発想による遊びと、遊びを通じたふれあいの機会を提供できるように、校庭開放を実施すること。

<取組事項>

留守家庭児童会室との連携・協力

（1）児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図ること。

総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）との連携・協力

（2）児童の安全確保、健全育成、自主性や社会性の育成などを図る観点から、留守家庭児童会室と放課後子ども教室を核とし、枚方子どもいきいき広場と放課後自習教室と連携・協働する総合型放課後事業実施にあたり、必要に応じて運営主体との連携・協力を図ること。

<活用を図る資料>

資料名	出典
「放課後子ども総合プラン」	平成 26 年7月 31 日文部科学省・厚生労働省
「新・放課後子ども総合プラン」	平成 30 年9月 14 日文部科学省・厚生労働省
「児童の放課後を豊かにする基本計画」 ～すべての児童の放課後を豊かにするための取組みについて～	令和2年3月枚方市教育委員会
「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」	令和2年3月枚方市
「総合型放課後事業実施プラン」	令和4年3月枚方市教育委員会

キャリアステージに応じて教員に求められる資質・能力（枚方市教員等育成指標）

	Ⅰ 初任期（1 ～5 年） 教員としての基礎力、学校組織の一員としての自覚を高める時期	Ⅱ ミドルリーダー期（6～10 年） 実践的指導力を向上させ、視野の拡大を図る時期	Ⅲ リーダー期（11 ～20 年） 助言者としての力量やマネジメント力の向上を図る時期	Ⅳ キャリアの成熟期（21 年 ～） 学校内外の連携を推進し、学校経営に参画する時期
教育への情熱と 教職員としての基礎的素養 ①〔人権尊重の精神〕 ②〔危機管理能力〕 ③〔学び続ける力〕	①人権尊重に基づいた子ども理解ができ、指導することができる ②学級等の安全管理ができる ③優れた取組に学ぶ姿勢を持つ	①学校の人権教育推進のために行動できる ②学校安全のために組織的な行動ができる ③幅広い専門性を高め、キャリアプランを立てる	①学校の人権教育及び地域啓発を企画・推進し、教職員に助言できる ②学校における危機管理体制を点検し、改善できる ③様々な分野において最新の情報を収集するとともに、実践を発信する	①人権尊重を基盤とした学校づくりに参画できる ②学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した危機管理体制を確立できる ③学校教育目標達成の視点から様々な情報を収集し、発信する
社会人としての基礎的素養 ④〔課題解決能力〕 ⑤〔法令遵守の態度〕 ⑥〔事務能力〕	④子どもの課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤教育公務員として法令を遵守する ⑥計画的かつ正確に事務処理できる	④学年の課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤法令への深い理解を持つ ⑥効率的に事務処理できる	④学校の課題を把握し、解決に向けて行動できる ⑤法令遵守の精神を教職員に助言する ⑥他の教職員と協力し、効率的に事務処理できる	④大局的に物事をとらえ、学校内外の教育課題を把握し対応案を示すことができる ⑤法令遵守の精神を全ての職員が持ち続けることができるよう、組織的な取組を推進することができる ⑥作成した書類等について点検できる
組織の一員としての 行動力・企画力・調整力 ⑦〔協働して取り組むことができる力〕 ⑧〔ネットワークを構築する力〕 ⑨〔マネジメントする力〕	⑦組織の一員としての自覚を持って行動する ⑧課題を解決するために様々な人に報告・連絡・相談することができる ⑨学級経営等を行うことができる	⑦学年、分掌等の要となり、教職員のチーム力を高めることができる ⑧様々な人と関わり、課題を解決するためのネットワークを構築できる ⑨学校教育目標に基づき、学年経営や手本となる学級経営等を行うことができる	⑦一人ひとりの教職員の特性を活かし、協働的な組織力を高めることができる ⑧必要に応じて関係機関と連携し、組織力的なネットワークを構築できる ⑨学校教育目標に基づき、学校全体の計画を作成、実行できる	⑦学校・家庭・地域・関係諸機関と協働し、学校力を高めることができる ⑧学校内外のネットワーク構築のコーディネートができる ⑨中･長期的な学校経営の方向性を提案し、学校経営に参画することができる
子どもの力を伸ばす 授業力・教科の指導力 ⑩〔授業を構想する力〕 ⑪〔授業を展開する力〕 ⑫〔授業を評価する力〕	⑩子ども主体の授業設計ができ、学習指導案に示すことができる ⑪基本的な授業スキルを実践に活かすことができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた視点で自分の授業を客観的に振り返る	⑩教材を深く理解し、子どもの実態に応じて創意工夫した授業設計ができる ⑪子どもの実態に応じた柔軟な授業展開ができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業評価を授業改善に活かしている	⑩授業の構想について他の教員に助言することができる ⑪授業展開について他の教員に助言することができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業評価力を身につけている	⑩研究体制を整え、授業設計について組織的な取組を進めることができる ⑪個々の教員の特性を把握し、授業改善に向けた適切な助言ができる ⑫Hirakata 授業スタンダードに基づいた授業改善を推進する体制を構築する
子どもの自尊意識を高め、 集団づくりなどを指導する力 ⑬〔子どもを理解し一人ひとりを指導する力〕 ⑭〔支援教育に対する理解と実践力〕 ⑮〔集団づくりを指導できる力〕 ⑯〔子どもをエンパワーできる指導力〕	⑬個に応じた指導・支援ができる ⑭合理的配慮等、支援教育に関する基礎的な知識を身につけ、子どもへの指導・支援に活かすことができる ⑮学校の生徒指導方針を理解し、迅速な報告・連絡・相談を行うことができる ⑯子ども一人ひとりに居場所があるような相互に違いを認め合う集団づくりができる	⑬子どもどうしのコミュニケーションを促進できる ⑭子どもの発達の段階や特性に応じた指導・支援の方法について、他の教職員に助言できる ⑮生徒指導等で組織的な対応の中心となる ⑯子どもの一人ひとりの自立を促し、相互に違いを認め、高めあう集団づくりができる	⑬子ども対応のロールモデルとなり、他の教職員に適切な助言できる ⑭支援教育の観点や配慮を要する子どもに対する指導内容や支援方法について精通し、他の教職員に助言できる ⑮組織的な生徒指導体制を機能させる ⑯子どもの自立のために、家庭や地域、関係機関と協働することができる	⑬多様な場面、多角的な視野からの子ども理解について他の教職員に助言できる ⑭支援教育の理解や配慮を要する子どもに対する指導・支援について、組織的な取組を推進することができる ⑮学校・家庭・地域・関係諸機関と連携した生徒指導体制を確立できる ⑯学校教育目標やめざす子ども像を発信しその実現に向けた組織的な取組ができる

※各キャリアステージにおける経験年数はあくまでも目安です。個々の特性や学校園の状況に応じて、柔軟に捉えることが大切です。

《キャリアステージに応じて学校事務職員に求められる資質・能力》

	Ⅰ　基礎養成期（1 ～3年） 基本的な業務遂行力と学校事務職員としての自覚を高める時期	Ⅱ　専門性養成期（4 ～10年） 専門性を高め、組織の一員としての自覚を高める時期	Ⅲ　専門性・指導力養成期（11 ～20年） 助言者としての力量やマネジメント力の向上を図る時期	Ⅳ　指導力・統率力向上期（21年 ～） 学校内外の連携を推進し、学校経営に深く参画する時期
学校事務職員としての 基礎的資質 ①〔実務能力〕 ②〔人権意識向上と人権教育理解〕 ③〔子ども理解〕 ④〔法令・条例〕 ⑤〔主体的に学び続ける力〕	①業務を滞りなく正確・丁寧に遂行するとともに、助言を受け、適切に改善できる ②人権教育を理解し、人権意識、人権感覚を身につける ③学校の生徒指導方針を理解し、多様な子どもへの理解を深める ④学校の規定を理解し、公務員として法令を遵守する ⑤研修や研究の機会を捉えて、自己成長を図る努力をする	①創意工夫を加えながら、業務を正確・丁寧に遂行し、経験の浅い学校事務職員に助言できる ②人権教育に対する理解を深め、人権尊重に基づいた取組ができる ③保護者の思いや家庭背景を踏まえ、子どもへの理解を深める ④学校の規定の整備を行い、法令の遵守について経験の浅い学校事務職員に助言ができる ⑤研修や研究を生かして資質・能力の向上を図り、成長意欲を持ち続ける	①研鑽を積み、経験を活かしつつ効果的な業務運営を行い、他の学校事務職員に助言ができる ②人権尊重に基づいた取組を推進するとともに、その内容を他の学校事務職員に助言ができる ③連携した協働体制の中で子どもへの理解を深め、他の学校事務職員に助言ができる ④学校の規定に精通し、整備について助言するとともに、法令遵守の大切さを教職員に啓発することができる ⑤研修・研究について企画立案するとともに、業務に関わる様々な情報を収集し、実践に活かすことができる	①業務運営に精通し、学校経営の視点から改善を行うとともに、人材育成に努め、教職員に助言ができる ②人権尊重を基盤とした学校づくりを推進するとともに、その内容を教職員に助言ができる ③子ども理解を深め、学校教育目標や児童生徒指導方針に従って教職員に助言するとともに、関係機関と連携を深め、協働できる ④学校の規定に習熟し、整備・改善について助言するとともに、法令遵守の大切さを教職員に助言することができる ⑤研修・研究の支援をするとともに、様々な情報を収集し、学校教育目標達成のためのビジョンを示すことができる
社会人としての資質 ⑥〔課題解決力〕 ⑦〔危機管理能力〕	⑥自他の課題を認識し、解決に努めるとともに、セルフマネジメントについて理解する ⑦情報管理に携わり、危機管理に関わる基礎的な知識を身につける	⑥自他の課題を把握し、課題解決のために協働して行動するとともに、セルフマネジメント力を高める ⑦情報管理に携わり、危機管理について、適切な対応ができる	⑥学校全体の課題を把握し、解決に向けて行動するとともに、セルフマネジメントについて他の学校事務職員に助言ができる ⑦情報管理に精通し、学校における危機管理体制について、他の学校事務職員に助言ができる	⑥課題解決に向けて適切な指針を示すとともに、セルフマネジメントについて教職員に助言ができる ⑦情報管理に精通し、学校における危機管理体制を点検・改善するとともに、教職員に助言ができる
協働による学校組織づくり ⑧〔協働的組織力〕 ⑨〔学校マネジメント力〕 ⑩〔ネットワークを構築する力〕	⑧組織の一員としての自覚を持って行動するとともに、情報伝達や接遇に必要なコミュニケーション力を高める ⑨学校教育目標を理解して、学校事務業務を行う ⑩学校事務を効率的に執行する観点から、事務の連携組織について理解し、組織の一員として与えられた役割を果たすことができる	⑧交渉力や調整力をもとに、チーム学校の一員として積極的に連携・協働できる ⑨学校教育目標に基づき、学校事務業務を効率よく実行するとともに、学校運営参画に必要な知識や企画・提案力を身につける ⑩学校事務を効率的に執行する観点から、事務の連携組織について理解を深め、一員として責任を自覚し、積極的に役割を果たすことができる	⑧学校運営に参画し、財務予算面から組織運営改革を行う ⑨学校教育目標に基づき、学校事務業務を通して学校運営方針の具体化方策への助言を行うことができる ⑩事務の連携組織において中心的な役割を果たすとともに、広く学校内外において、課題解決に向けたネットワークを構築し、活用することができる	⑧学校力を高め、チーム学校を財務予算面から管理統括する ⑨学校教育目標に基づいた中・長期的な学校経営方針策定に積極的に参画する ⑩事務の連携組織において統括的な役割を果たすとともに、学校力を高めるためのネットワークを構築し、情報を発信することができる

※各キャリアステージにおける経験年数はあくまでも目安です。個々の特性や学校園の状況に応じて、柔軟に捉えることが大切です。

教員用

枚方市
ひこぼしくん

Hirakata 授業スタンダード

～子どもたちが「わかる・できる」授業をデザインする～

キーワードは「課題」の質の向上

・安心して学べる仲間づくり
・家庭学習とのつながり

学習者のレディネス

めざす子どもの姿、つけたい力を明確にした逆向き設計の単元指導計画

・学習指導要領の理解
・教材研究・指導スキルの向上

授業者のレディネス

第1ステージ〔型の定着〕　第2ステージ〔質の向上〕

ひとまとまりの授業の中で

めあての提示	本時のめあてを提示している	☆驚きや不思議さ、必要感や不都合感のある、*思考を促す課題*を効果的に示します ☆子どもに授業の流れをつかませ、課題解決に向けた見通しをもたせます
じっくり考える活動	一人で考える時間がある	☆じっくり考える時間を確保し、ひとりひとりに自分なりの考えをもたせます ☆自分で考えたことを*根拠とともに*ノート等に書かせ、整理や自己検証をさせます
交流し、深める活動	交流する時間がある	☆（目的に応じてペア・グループ・全員等で）納得解や最適解を検討する場をつくります ☆捉え方や考えの違いから再確認や新たな発見を促し、*自分の考えを再構築*させます
振り返り	授業を振り返る場面がある	☆学習したことのまとめや振り返りを板書、発表、確認問題等で共有します ☆*個別の気づきや新たな課題*を引き出し、ノート等に根拠とともに書かせます

学習内容を定着させるための家庭学習の課題を設定します

子どもたちの形成的評価や授業を評価し改善を図ります

児童生徒用

枚方市
ひこぼしくん

Hirakata 授業スタンダード

～みんなが「わかる・できる」を実感する授業にするために～

キーワードは「学んだことを使ってみる」

・安心して学べる仲間づくり
・教科書・ノート・筆記用具など

授業が始まるまでに

その日の授業や単元を通して、何ができるようになるのか、ゴールを知ります

・次に学習するところを予習します
・復習した内容を活かします

家庭学習とのつながり

授業の中で

つかむ・つなげる

☆めあて（学習課題）を知り、これまでに学んだことをもとに「どうすれば解決できるか」自分なりの見通しをもちます。

じっくり考える

☆課題に向き合い、解決する方法をひとりでじっくり考えます。
☆自分なりに考えたことをノート等に書き出し、「なぜそう考えたのか」を整理します。

学び合う

☆仲間とおたがいに考えを発表したり、話し合ったり(ペア・グループ・全員)して、自分の考えを確かめたり、新しい考え方を見つけたりします。

ふり返る

☆学んだことを使って、確認問題や練習問題に取り組みます。
☆学んだことをふり返り、「わかった」「できた」「ふしぎ」などを自分の言葉でまとめます。

家庭学習の充実

教科書やノート、学習コンテンツなどを参考に、学校で学んだことを、家でもう一度復習します

第３回　枚方市教育委員会定例会　会議録

開会	令和４年３月 28 日午前 10 時 00 分	閉会	令和４年３月 28 日午前 11 時 12 分

日程番号	議案番号	案　　件	結果
1	報告第12号	臨時代理事項の報告について （１）職員の退職について （２）令和３年度優秀教職員表彰について	承認
2	議案第23号	枚方版ＩＣＴ教育モデルの改訂について	可決
3	議案第24号	令和４年度学校園の管理運営に関する指針について	可決
4	報告第13号	臨時代理事項の報告について （１）府費負担教職員の懲戒処分に関する内申について	承認

構成員	教育長	奈良　涉	構成員	教育委員	近藤　孝
	教育委員	谷元　紀之		教育委員	中西　悠子
	教育委員	橋野　陽子			
説明員	教育監（教育行政担当）	奥　誠二	説明員	教育支援室課長（児童生徒支援担当）	齋藤　博
	教育監（学校教育担当）	岩谷　誠		学校教育室主幹（教職員担当）	髙山　和子
	学校教育部長	位田　真由子		学校教育室課長（教育研修担当）	鈴木　秀和
	総合教育部次長	大西　佳則		学校教育室課長（教育指導担当）	嶋田　崇
	総合教育部次長（新しい学校づくり担当）兼　学校教育部次長	髙橋　孝之		職員課長	木邨　智博
	学校教育部次長兼　学校教育室長	桟敷　勝		教育政策課課長代理	高松　健大
	教育支援室長	杉浦　雅彦	記録	傍聴の人数	１人
	教育政策課長	山下　恵一			

○奈良教育長　開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。
○新内総合教育部長　本日の会議のただいまの出席委員は５名全員出席です。
以上で報告を終わります。
○奈良教育長　報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和４年第３回枚方市教育委員会定例会を開会いたします。
次に、本定例会の会議録署名委員の指名を行ないます。
会議録署名委員は、会議規則第 15 条第２項の規定により、教育長において谷元委員を指名いたします。
本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、職員のマスク着用や空調と換気の併用、１時間ごとに５分程度の換気休憩などの対策を講じながら、進行させていただきます。
それでは、日程１、報告第 12 号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。説明を求めます。
○新内総合教育部長　ただいま上程いただきました報告第 12 号、臨時代理事項の報告について、ご説明申し上げます。
議案書１ページをご覧ください。
ご報告いたしますのは、教育委員会の権限に属する事務といたしまして、特に緊急を要すると認められましたため、教育長が臨時に代理したもので、教育長に委任する事務等に関する規則第３条第３項の規定により、教育委員会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。
次に、議案書２ページをご覧ください。
報告は、ページ中ほどの「２．臨時代理事項」にございますとおり、臨時代理第 21 号及び第 22 号の２件でございます。
これら２件につきまして、順次、ご説明申し上げます。
議案書３ページをご覧ください。
まず、臨時代理第 21 号、「職員の退職について」、ご説明申し上げます。
本件につきましては、「教育長に委任する事務等に関する規則」第３条第２項の規定により、令和４年２月 15 日付けで教育長が臨時代理したものでございます。
議案書４ページをご覧ください。
「１．臨時代理の内容」でございますが、令和４年２月 28 日付け普通退職の表のとおり、枚方市立招提中学校の再任用職員、稲垣信邦から退職願が提出されましたので、これを承認したものでございます。
以上、誠に簡単ではございますが、臨時代理第 21 号の説明とさせていただきます。
○位田学校教育部長　続きまして、臨時代理第 22 号「令和３年度優秀教職員表彰について」、ご説明いたします。
議案書５ページをご覧ください。
本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第３条第２項の規定により、令和４年３月 16 日付けで、教育長が臨時代理いたしましたものでございます。
「１．臨時代理の内容」についてご説明します。
議案書６ページをご覧ください。
内容といたしまして、教職員の一層の職務意欲を高め、組織の活性化を図るとともに、元気

で独創的な学校と教育を創造するため、枚方市内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員やチームのうち、特に顕著な業績をあげたものについて表彰するものでございます。

次のページをお開きください。

令和３年度の優秀教職員を紹介させていただきます。

個人表彰といたしまして、枚方市立蹉跎小学校教頭吉川茂樹他 25 名、チーム表彰といたしまして、８ページの 27 番、枚方市立五常小学校「チーム６年パンサーズ」他３チーム、学校表彰といたしまして、31 番の枚方市立蹉跎小学校他６校、以上でございます。

それぞれの詳細につきましては、議案書９ページ以降に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、臨時代理第 22 号の説明とさせていただきます。

以上、報告第 12 号「臨時代理事項の報告について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

○奈良教育長　これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

○谷元委員　「令和３年度優秀教職員表彰について」、質問させていただきます。

今年度は、昨年度に比べ表彰件数が増えているようですが、目的や選考基準等に追加や変更があったのでしょうか、お伺いします。

○髙山学校教育室主幹　選考基準について、変更はございません。

枚方市内の公立学校において模範となる顕著な実績をあげていることが条件となっています。

目的としては、教職員の一層の職務意欲の向上、組織の活性化を図ることですが、学校現場での活躍を詳細に把握している学校長の推薦内容や、人材育成の観点を選考基準として一層重要視したことから、授賞件数が増える結果となりました。

○橋野委員　「令和３年度優秀教職員表彰について」、意見を述べさせていただきたいと思います。

枚方の子どもたちのために、日々、頑張っていただいている教職員の方を表彰することは、素晴らしいことだと思います。

優秀な教職員の方は、ずっと優秀である方が多いと感じています。

そのような方をどんどん表彰していただき、レジェンドとして表彰されても良いのではないかと思います。

そして、誇りを持っていただき、憧れの教職員となり、良い取り組みを広げていただき、また、優秀な教職員を増やしてほしいと願っています。

まだまだ、表彰していただきたい優秀な方もおられます。

来年度も頑張っておられる優秀な教職員を表彰していただければと思います。

○近藤委員　組織においての人事育成、あるいは活性化は非常に重要であるとともに、表彰におけるポイントが、目指すべき枚方市の教育を示すものと考えます。

来年度におきましても、教育委員会が教育の現場に立つ教職員を、幅広く、様々な観点からサポートしていることを示し続けること、あるいは示し続けるよう努めていただくことを、強くお願いいたします。

○谷元委員　コロナ禍の中、これほど多くの学校や教職員、チームの皆さんが、子どもたちのために熱意をもって取り組まれたことは、大変ありがたいことであり、うれしく思います。

あらためて、敬意と感謝を申し上げます。

優秀教職員表彰は、教職員の熱意や努力が評価され、報われるとともに、教職員の意欲をさらに高め、資質・能力の育成にもつながる素晴らしい取り組みであると思います。

選考については、「児童・生徒の教科指導や生徒指導において、指導方法の工夫や意欲的な取組みにより、優れた成果をあげていること」を始め、４点の選考基準が設けられています。

推薦書には、主な功績及び推薦理由が書かれており、具体的な取り組みや実践における功績、他の教員や他の学校への貢献・成果について示され、その内容を見て、感心いたしました。

枚方には優秀な教職員がまだまだいらっしゃると思っています。

来年度も枚方市の教職員が、意欲と情熱を持ち続けられるよう、優秀な教職員の育成とともに、学校組織の活性化をはかっていただくようお願いいたします。

○奈良教育長　ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから報告第 12 号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奈良教育長　ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

続きまして、日程２、議案第 23 号、「枚方版ＩＣＴ教育モデルの改訂について」を議題とします。

説明を求めます。

○位田学校教育部長　ただいま上程いただきました、議案第 23 号「枚方版ＩＣＴ教育モデルの改訂について」、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 46 ページをご覧ください。

本件は、教育長に委任する事務等に関する規則第２条第１項第１号の規定により教育委員会の議決をお願いするものでございます。

内容に入ります前に、まず、本教育モデル作成、及び改定の目的についてご説明いたします。

枚方市立小中学校児童・生徒への一人一台のタブレット端末配付が令和３年２月上旬に完了しており、学習指導要領に基づく、これからの時代を生きる子どもたちに求められる資質・能力をバランスよく育成するためには、ＩＣＴ機器を効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められているところです。

そのため、令和２年６月策定の「枚方市学校教育におけるＩＣＴ活用の方針」に基づき、本市がこれから目指していくＩＣＴを活用した教育の全体像やカリキュラム等を反映した「枚方版ＩＣＴ教育モデル」を令和３年３月に策定しました。

このたび、デジタル・シティズンシップの考え方や健康についての記載、今年度、各学校から収集した活用例を追記する必要があるため、枚方版ＩＣＴ教育モデルを改訂することといたします。

それでは、次ページの「『枚方版ＩＣＴ教育モデル』（案）」にて、主な改訂個所について、ご説明いたします。

本モデル案の８ページをご覧ください。

ここでは、学習指導要領が示すこれからの子どもたちに必要な資質・能力を育成していくために、ＩＣＴを効果的に活用しながら、「Ｃ」からはじまる５つの視点を大切にし、本市の教育を進めていくことについて示しております。

今回の改訂では、今年度市立小中学校で行われた５つの「Ｃ」を育む授業の具体例を追記しております。

13 ページをご覧ください。

ここでは、デジタル・シティズンシップの考え方及び具体的な取り組み例を追記しています。

家庭でも学校でもデジタル機器が不可欠になった現在、子どもたちに求められる考え方、及び今年度枚方中学校にて取り組まれた具体例について記載しております。

18 ページをご覧ください。

ここでは、全国学力・学習状況調査との関係について追記しております。

20 ページをご覧ください。

ここでは、「子ども支援・家庭連携」として、配慮を要するさまざまな児童・生徒への個別最適な支援の実現について、具体例を加筆しております。

22 ページをご覧ください。

ここでは、「働き方改革・業務改善」として、具体例を追記しております。

23 ページをご覧ください。

ここでは、タブレット端末と健康について追記しております。

24 ページをご覧ください。

ＩＣＴ機器を活用した新型コロナウイルス感染症への対応を追記しております。

また、今年度実施したハイブリッド型授業についても、記載しております。

26 ページをご覧ください。

年間指導計画の例について、教科横断的な視点を加え、修正を行っております。

28 ページをご覧ください。

昨年度は実践事例集「ＨＩ－ＰＥＲ」の例を記載しておりましたが、ＱＲコードの記載のみとし、より簡単に「ＨＩ－ＰＥＲ」にアクセスできるように変更しております。

以上が主な変更点となります。

なお、本モデルは、来年度早々に小中学校全教職員に電子媒体で配付するとともに、市ホームページや教育委員会ブログ等を通じて、広く市民にも周知を図る予定でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 23 号「枚方版ＩＣＴ教育モデルの改訂について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○奈良教育長　これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

○谷元委員　今回の改訂では、13 ページの「（６）デジタル・シティズンシップ教育」が新たに追加されています。

今までの情報モラル教育からの転換が必要であると考えますが、14 ページの枚方中学校の実践事例にあるような学校は、他に何校ぐらいありますか。

また、デジタル・シティズンシップ教育を進めるために、市として研究指定校を設けるなど

の計画はあるのでしょうか、教えてください。

○鈴木学校教育室課長　令和３年度に、児童・生徒がｉＰａｄやインターネットの正しい使い方について主体的に議論し、考える授業を行ったのは、全体の 68%になる 44 校です。

残りの学校につきましても、来年度中にそういった授業をできるように準備を整えています。

令和３年度にはデジタル・シティズンシップに特化したわけではありませんが、大阪府の指定校として、枚方中学校を「スマートスクール実現モデル校」に指定し、先進的な取組を行い、その成果を枚方市内だけではなく、府内外に発信してきました。

中学校への取り組みは一定の成果をあげましたので、同様の取り組みを小学校にも広げるため、次年度は、「スマートスクール実現モデル校」には小倉小学校を指定します。

○中西委員　今年度、コロナ禍ということもあり、多くはありませんが、いくつかの学校でタブレット端末を使用した授業の見学を行いました。

いつもでもどこでもつながることができ、個別で学習進度や課題に取り組むことができるＩＣＴ教育の素晴らしさに感動しました。

この素晴らしい取り組みを今後も継続していき、近隣都市、もしくは全国のお手本になれるような取り組みであってもらいたいです。

これからも子どもたちのために、この枚方版ＩＣＴ教育モデルをお手本に、今後、各学校統一で取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

○谷元委員　今回の改訂では、デジタル・シティズンシップ教育を始め、新規に追加された項目がいくつかあります。

また、「Ｃ」から始める５つの視点についても、より具体的に分かるように改訂され、市教員や子どもたち、保護者や市民の皆さまにもご理解いただけるよう、工夫されていると思います。

14 ページの実践事例にある枚方中学校では、昨年の 11 月に教育委員で視察に行き、デジタル・シティズンシップ教育の考えを取り入れ、ＩＣＴ教育が組織的に推進されているのを見てきました。

デジタル・シティズンシップとは、定まった行動規範やルールを教えて徹底するのではなく、行動の善悪を自分で判断できる能力を身に着けさせることを目的としています。

つまり、デジタル・シティズンシップ教育は、児童・生徒が適切にＩＣＴ教育を活用することで、創造性を高め、主体的に学び、倫理観や社会的問題を理解し、責任をもって利用することができるよう、情報活用能力を育成することを目指していると言えます。

枚方市が配備したｉＰａｄは、デジタルネイティヴの子どもたちにとって、便利で使いやすく、楽しい道具であってほしいと願っています。

未来社会を担う枚方の子どもたちが、ＩＣＴの良き使い手として育つよう、デジタル・シティズンシップ教育の推進をよろしくお願いいたします。

○奈良教育長　ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論にはいります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 23 号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奈良教育長　ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

続きまして、日程３、議案第 24 号、「令和４年度学校園の管理運営に関する指針について」を議題とします。

○位田学校教育部長　ただいま上程いただきました、議案第 24 号「令和４年度学校園の管理運営に関する指針について」、ご説明いたします。

議案書の 47 ページをご覧ください。

本件につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第２条第１項第１号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

「『令和４年度　学校園の管理運営に関する指針』（案）」をご覧ください。

この「指針」は、文部科学省の学習指導要領等、国の動向や大阪府教育委員会が作成しました、市町村教育委員会に対する指導・助言事項等の内容を踏まえ、市立学校園に対する指導・助言の基本方針として示しているものです。

以上のことに鑑み、１つ目、学習指導要領を踏まえ、授業改善や学習評価の取組を進めていくという観点、２つ目、国が打ち出した「ＧＩＧＡスクール構想の実現」のもと、一人一台配備されたタブレット端末の効果的な活用を進めていくという観点、３つ目、教職員の人権感覚や人権意識の育成等、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を進めていくという観点、４つ目、幼児・児童・生徒の人権尊重、生徒指導、という枚方市が抱える課題解決に向けた取組を充実していくという観点、これらの観点を中心に、令和３年度の取組をふまえ、変更・追加をしております。

それでは、本指針案１ページの「はじめに」から順次、説明をさせていただきます。

「はじめに」の第１・第２段落は、引き続き新型コロナウイルス感染症による様々な対応が必要であった令和３年度を踏まえ、学校教育ならではの学びの大切さと、急激に変化する時代の中で、学校教育が子どもたちに育むべき資質・能力について記載しております。

第３段落では、特に学習指導要領で示されている学校教育における家庭・地域との連携や、学校の教育活動の質の向上をはかるカリキュラム・マネジメントの確立について記載しております。

また、令和３年１月に文部科学省より示されました、2020 年代を通じて実現すべきすべての子どもたちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」の内容を踏まえ、記載しております。

第４段落では、大阪府において取り組んできた大阪府教育振興計画が令和４年度に最終年度を迎えることを受け、学校と教育委員会が、より連携を深めて取り組む必要性について記載しております。

第５段落以降は、国、府の動向を踏まえた本市の教育について記載しております。

具体的には、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、学習指導要領の「理念」や「内容」等について十分に理解を深め、「学校教育の質の向上」や「子どもの育ちの支援」といった取り組みを推進することを、各学校園において最優先の課題とするととしました。

引き続き、各学校の校内研修・小学校の学年会・中学校の教科会の内容の更なる充実と連携

を図るとともに、これまでの実践とＩＣＴとの最適な組み合わせを実現し、教職員の指導力を向上させ、子どもたちの確かな学力と自立の力を育むことを記載しております。

また、すべての教職員にとって働きやすい職場環境づくりを進めるためにハラスメントに対する感覚を養うことや、服務規律の徹底をはかること、不祥事の防止・根絶に取り組むこと等を記載しております。

第６段落では、多様化する人権課題に対し、自分ごととして感じ、考えることができるよう人権教育に取り組むこと、いじめの未然防止と体罰の根絶について、引き続き取り組んでいくこと、教職員の倫理観や規範意識を高め、保護者・地域から信頼される学校園を築くことを記載しております。

最後に、各学校園は、校園長のマネジメントのもとに、家庭や地域と連携しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、常に「子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校園づくり」ということを考え、本指針に基づき、積極的かつ特色ある取組を展開するものとと結んでおります。

次ページでは、枚方市の教育理念が示された枚方市教育大綱を掲載しています。

６、７ページでは、教育委員会で策定された「教育振興基本計画」の抜粋を掲載しております。

そして８ページでは、「枚方市教育振興基本計画」より「５つの重点的に進める取り組み」を抜粋し、掲載しております。

次に、「具体事項」における主な変更箇所についてご説明いたします。

９ページからの「１．学校園運営体制について」をご覧ください。

「１．学校運営体制について」、学校園運営組織の確立の（９）について、後半部に学校評価の実効性を高めることを目的に、評価項目の見直しとＩＣＴの活用について追記しております。

（11）については、小中一貫教育の視点からも学力向上に向けた取組を一層組織的に進めていく必要性があることから、リーダーシップを発揮すべき役職を記載しております。

次に、12 ページ「２．学習指導について」をご覧ください。

「２．学習指導について」、基本的な方向性として、学習指導の充実にあたっては、個別最適な学びと協働的な学びを充実させること、また、オンラインなどを活用し、すべての子どもの学びを保障することを記載しております。

最重要課題では、１つ目に、ＩＣＴ機器や学習者用デジタル教科書の効果的な活用の推進と、新設される中学校の教科別情報教育推進ワーキングチームについて、13 ページですが、４つ目に、デジタル・シティズンシップ教育の取り組みの推進について記載しております。

次に、教育課程の（３）については、カリキュラム・マネジメントの視点から、より効果的な教育活動を行うために、年間を見通した上で教育活動を行うよう追記しております。

14 ページでは、これまでの「授業づくり」の項の中で示していた内容のうち、「学力向上」に係る内容について、「学力向上の取組の充実」として、新たに項目を立てております。

（４）につきましては、各学校が作成する「学力向上プラン」について、改めて作成の意義とＰＤＣＡサイクルを回していくことの重要性を示す必要があることから、記載しております。

（５）につきましては、「全国学力・学習状況調査」における自校採点の「目的と意義」の共有、組織的な取り組みを行うことについて、整理しております。

（６）、（７）については、令和３年度から実施された「すくすくウオッチ」の活用について記載し、児童・生徒の資質・能力の育成に向け、「すくすくウオッチ」を参考に指導することを追記しております。

15 ページ、「授業づくり」の（12）については、言語能力の育成のために、学校図書館を有効に活用することを追記しております。

「学習評価」の（16）については、児童・生徒にどのような力がついたのかを的確にとらえることを追記しております。

16 ページ、「自学自習力の育成」の（22）については、枚方版ＩＣＴ教育モデルより「シームレスな学びの実現に向けた取り組みの充実」を記載しております。

「情報活用能力の育成」の（24）については、情報教育の年間指導計画を随時更新することを記載しております。

17 ページをご覧ください。

「外国語教育」の（30）、（31）については、小学校と中学校を分けて記し、小学校では授業で「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」を設定するよう指導することを記載いたしました。

また、タブレット端末の学習アプリを活用した授業改善や個に応じた指導について追記しております。

「教科・領域等の指導」の 18 ページ、（40）については、２年間水泳の授業を実施していなかったことから、児童・生徒の安全を最優先にすること、民間プールを活用する学校は、授業の実施にあたって、民間施設との協力関係を構築することを記載しております。

19 ページ、（48）については、運動会等での組み立て体操実施時の人権的配慮について追記しております。

続きまして、23 ページの「３．進路指導について」をご覧ください。

最重要課題の３つ目として、１年生時から一人ひとりの生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、生徒・保護者への適切なアドバイスや支援を行うことを記載いたしました。

24 ページ、「キャリア教育の在り方」の（５）については、キャリア教育の充実に関して、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現実的に直接体験による職場体験が困難なことを踏まえて記載いたしました。

（８）については、障害のある児童・生徒や日本語指導を必要とする児童・生徒に対する、具体的な進路先の選択肢について追記しております。

28 ページの「５．人権教育について」をご覧ください。

基本的な方向性及び最重要課題の３つ目に、セクシュアル・ハラスメントについて、未然防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握することを記載しております。

29 ページをご覧ください。

「人権教育の推進」の（４）については、人権教育を推進するための教材名を具体的に明記しております。

「子どもの見守り体制の確立」の（８）、（９）については、ヤングケアラーに関する実態把握調査を実施するとともに、啓発資料や研修等を通じて、まずは教職員の認識を高める必要性

から追記しております。

30ページの（12）については、ジェンダー平等の観点から、固定的な性別役割分担意識にとらわれることがないようにするため、環境面においても配慮等が必要であることから、学校環境を点検することを追記しております。

34ページの「６．健康教育について」をご覧ください。

最重要課題では、35ページにあります４つ目として、幼児・児童・生徒が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう教材及び手引きを活用し、指導することを記載いたしました。

続きまして、42ページ「８．教職員の服務について」をご覧ください。

最重要課題では、１つ目として、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布されたことを受け、各校において、教職員による児童生徒に対する性暴力等の未然防止の取組を徹底することを記載いたしました。

また、２つ目として、教職員の不祥事防止の徹底をはかるための組織づくりについての具体的な方策を記載いたしました。

続きまして、47ページの「10．教職員研修について」をご覧ください。

基本的な方向性として、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、児童・生徒の情報活用能力の育成やすべての教職員のＩＣＴ活用指導力を向上させる必要があることを記載いたしました。

最重要課題では、１つ目として、メンター教職員が初任期教職員に対して、適切な指導・助言を行い、組織的に初任期教職員の育成を図ることができるよう、初任期教職員指導コーディネーターの位置づけを明記しております。

最重要課題の３つ目に、教職員が人権意識を見つめ直し、人権教育の成果を経験年数の浅い教員に継承していくことを記載いたしました。

48ページの４つ目として、児童・生徒の資質・能力の育成に向けて全ての教職員がＩＣＴ活用指導力の向上を図ることを追記しております。

「教職員の育成」の（２）において、これまでの初任者指導教員の名称を初任期教職員指導コーディネーターに改め、その目的を記載しております。

続きまして、52ページ「11．支援教育について」をご覧ください。

最重要課題では、３つ目として、保護者とも連携の上、支援学級在籍児童・生徒の障害の状況を踏まえ、適切に特別な教育課程の編成をすることの必要性を記載いたしました。

57ページの「12．幼稚園教育について」をご覧ください。

就学前教育の推進の（１）、（２）については、幼稚園と小学校の一層円滑な接続を図るため「小学校以降の教育などの見通し」と「アプローチカリキュラム」について追記しております。

59ページの「13．学校園・家庭・地域の連携について」をご覧ください。

最重要課題の２つ目として、令和２年度に全小学校がコミュニティ・スクールとなったことから、「地域とともにある学校づくり」の一層の推進について記載いたしました。

最重要課題の４つ目に、ＩＣＴ等を活用しての学校と家庭との連絡体制の充実について追記しております。

61ページの「14．安全について」をご覧ください。

「安全教育の推進」の62ページ、（７）については、法律が改正され、避難訓練の実施が義

務付けられたことを受け、「避難訓練の実施」を追記しております。

続きまして、65ページの「15．生徒指導について」をご覧ください。

基本的な方向性として、体罰は、幼児・児童・生徒の心身に深い傷を負わせるばかりでなく、人権を著しく侵害し、その後の成長に大きく影響を与えることであり、体罰の根絶の観点を追記しております。

最重要課題では、１つ目として、いじめ防止対策推進法に則り、いじめの早期発見・早期対応の観点から、いじめ認知後、速やかにいじめ対策委員会において対応を検討し、組織対応する必要性について記載いたしました。

３つ目として、幼児・児童・生徒の状況を把握し、子どもが発するサインを組織として見逃さない体制づくりについて記載しております。

４つ目として、不登校またはその兆しのある児童・生徒に対し、きめ細やかで適切な対応を図ることを記載いたしました。

67ページ、「いじめの防止と早期発見」の（16）については、いじめの解消については、「いじめ行為がやんでいる状態が３ケ月継続」、「被害者が心身の苦痛を受けていない」とされており、指導体制や見守り体制をいじめ防止対策委員会として対処プランを策定し、遂行する必要があることを追記しております。

「不登校児童・生徒への支援」の（22）、68ページの（25）については、不登校児童・生徒の増加傾向により、教職員のみならず、専門家も含めたチーム体制により対応する必要性を記載しております。

「家庭・関係機関との連携」の（30）について、家庭訪問については、校区の状況把握や、学校と家庭との関係を築くためだけでなく、家庭の様子や生活実態についても把握できる機会であることから、原則として、従来の形式で実施することを掲載しております。

続きまして、74ページ、「17．学校図書館機能の充実について」をご覧ください。

基本的な方向性として、第４次枚方市子ども読書活動推進計画が令和４年３月に策定されたことを踏まえ、小学校への学校司書配置に係る授業支援や読書活動の推進について記載しております。

それに伴い、最重要課題の３つ目に、研究推進校での司書配置の効果検証を行うことを追記しております。

77ページの「19．児童の放課後対策について」をご覧ください。

最重要課題では、２つ目として、総合型放課後事業実施の準備期間中である令和４年度は、より多くの児童に「自由な遊び場」を提供するため、全小学校で校庭開放を実施することを記載しております。

以上、議案第24号「令和４年度学校園の管理運営に関する指針について」の説明といたします。

よろしくご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○奈良教育長　これから質疑にはいります。

質疑はありませんか。

○谷元委員　基本方策１の「２．学習指導について」、４点伺います。

１点目ですが、基本的な方向性に、「研究指定校の研究・実践及びその成果を積極的に取り入

れ、自校の授業改善に活かす」とあります。

今年度、「外部の知見を活用した学力向上研究モデル校」の実践では、どのような成果が見られたのでしょうか。

また、その成果を市内の学校に発信されたそうですが、授業改善に生かされるような取り組みの報告はありましたか、お伺いします。

○嶋田学校教育室課長　令和３年度の「外部の知見を活用した学力向上研究モデル校」では、各校で主に単元を通した質の高い言語活動と、言語活動を通した授業デザインについて、外部知見より指導・助言をいただき、実践、改善を組織的に行うことにつなぐことができました

その結果として、児童・生徒が「主体的に学習に取り組む姿」や「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む姿」、「学級の友達と話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりする姿」が見られるようになりました。

加えて、このような姿は、各学校で行われたアンケート結果にも表れています。

これらの校内研究は、動画による校内研究主担者・教科担当者等の悉皆研修にもなっており、参加者のふりかえりシートでは、「本研修を受け、授業を組み立てていく中で、学校全体で各教科の系統性を確認していく」などの感想もあり、各校での授業改善に資していると考えます。

また、本研究の資料や学習指導案等につきましては、研究授業実施の度にポータルサイト「まなＶｉｖａ」に掲載し、その成果を市内に広く発信しています。

○谷元委員　２つ目の質問ですけれども、最重要課題の１つ目には、「学習者用デジタル教科書などの効果的な活用」とありますが、「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」の研究指定校から、どのような教育効果の報告があがっていますか。

また、課題に対する解決策、来年度実施予定の教科や学校数について教えてください。

○嶋田学校教育室課長　令和３年度文部科学省の学習者用デジタル教科書実証事業研究指定校である菅原東小学校の外国語の実践から、次の効果があげられます。

１つ目、個に応じた学習を進めることができ、正しい発音や語彙、表現などの確認や習得ができるとともに、学びに向かう力を育むことができます。

２つ目、書き込みを通じて自分の考えを深めたり、児童同士で考えを確認し合ったりすることで、より適切な内容で表現することが可能となります。

３つ目、より適切に表現しようとするため、他者に配慮しながら主体的に英語で話されていることを聞いたり、意味を分かろうとする姿が見られます。

今年度はデジタル教科書の試験的な導入であったために、デジタル教科書の効果的な使い方がまだ浸透していませんでした。

来年度は、文部科学省の実証事業で、外国語・英語については、全児童・生徒に、また算数・数学、理科については、小学校 31 校、中学校 14 校に学習者用デジタル教科書が無償で導入されることを踏まえ、令和３年度検証校の実践を普及する研修を行う予定です。

○谷元委員　菅原東小学校の実践が、市内のすべての小中学校に浸透し、効果的なデジタル教科書の活用が進むよう、よろしくお願いします。

３点目の質問でございますけれども、17 ページの「外国語（英語）教育について」の（31）で、「中学校では、授業は英語で行うことを基本とする」とありますが、どの程度進んでいますか。

また、今年度から学習指導要領が４技能から５領域に変更になり、「話す（やり取り）」の指導の充実は、進んでいるのでしょうか。

参考になる実践事例があれば教えてください。

○嶋田学校教育室課長　令和３年度の英語教育実施状況調査において、「発話の半分以上を英語で行っている」中学校英語担当教員は100％となっております。

「話す（やり取り）」の指導につきましては、令和４年１月 25 日に、府の英語コーディネーターの指定を受けた楠葉西中学校において研究授業を行い、その結果について東京家政大学の太田教授の指導・助言もあわせて、オンデマンドの動画研修を行いました。

単元を通して、「話す（やり取り）活動」を何度も取り入れております。

「話す（やり取り）活動」の指導としましては、生徒同士のやり取りの後、生徒の会話の内容を取り上げたり、言いたかったけれど言えなかった表現を聞き取って中間指導を行うことで、生徒の表現したい気持ちを高めるとともに、表現力を高めております。

○谷元委員　英語の授業では、発話の半分以上を英語で行っていると伺い、感心いたしました。

以前、太田教授の講演会で、先生だけが英語の発話をしている授業は、オールイングリッシュの授業ではない、生徒も先生と同じように英語で発話する授業ができてはじめて、オールイングリッシュの授業であると、と言われました。

「話す（やり取り）活動」を多く取り入れ、生徒に英語の表現力が身につくよう、授業改善の推進をお願いいたします。

○近藤委員　意見でございますが、学校運営指針の外国語教育の（30）、（31）でお示しいただいた点でございます。

教育委員研修で、文教大学の金森教授の講演を聞かせいただき、小中学校における外国語教育の重要性について、勉強させていただきました。

大きくは２つのポイントがございます。

１つ目ですが、日本の英語教育を変えていくという中で、大学入学テストの配点が大きく変わった、それはリーディングが 200 点、リスニングが 50 点という配点であったものが、リーディングが 100 点、リスニングが 100 点という配点に変わっています。

そこで受験した受験生が新聞に掲載されており、感想を書いております。

「英語文が大量で読み切れなかった」、「リスニングが難しすぎて、４人の会話においては何を話しているか分からない」、これが現状であると思います。

２つ目ですが、音声英語としての指導が非常に重要であると、教授がおっしゃっていただいております。

どのように重要であるかといいますと、情報処理能力であり、特に小学校においては「聞きとく力」、いわゆる人の話を聞ける力を育てていくということが、ひいては英語教育にとって必須であるということをおっしゃっておられました。

今回、デジタル教科書の効果的な活用というものに、大きく期待しております。

○谷元委員　４点目の質問になりますけれども、同じく（31）で「タブレット端末の学習アプリ等を使用し、授業改善や個に応じた指導等に活かすこと」とあります。

来年度、学習アプリの活用を推進するため、どのような研修を予定されているのか教えてください。

○嶋田学校教育室課長　来年度は、中学校教科別情報推進ワーキングチームとして、各校の英語の担当者が日常的につながれる場を作り、その中で効果的なアプリの活用を研究してまいります。

また、アプリを開発した業者による研修や事例交流会も開催し、アプリのより良い使い方について、研修を進めてまいります。交流した内容は、毎週各校で行われている教科会等で共有を図ります。

今年度検証を行っている学校では、授業での活用により、生徒は英語４技能に対する課題をゲーム感覚で楽しく取り組んでいます。また、自主学習においても家庭で取り組む生徒が増えているとの報告も聞いています。

○谷元委員　生徒がゲーム感覚でアプリを活用し、自主学習での活用が増えるよう、効果的なアプリの活用について、実践研究を深めていただきますようお願いいたします。

最期に、28 ページの「５．人権教育について」伺います。

（９）で「ヤングケアラーへの認識を研修等の機会を通じて深める」とありますが、本市では、どのような研修を実施されたのか、来年度も研修を予定されているのか教えてください。

○齋藤教育支援室課長　今年度につきましては、教育委員会では、教職員の「ヤングケアラー」に対する理解を深めるため、昨年９月末に、「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取り組みについて」を周知するとともに、具体的な対応方法が示されたリーフレットや関連の参考資料等を送付し、啓発に努めたところです。

また、指導主事を講師とした校内研修や、子どもの育ち見守りセンターが実施している虐待防止研修等を通じて、ヤングケアラーについての理解促進に努めております。

来年度については、２学期に行う各学校園の人権教育担当者を対象とする人権研修の１つに、ヤングケアラーをテーマに取り上げるとともに、子どもの育ち見守りセンターが実施予定の実態調査の際に、教職員に啓発リーフレットを配付する等、取り組みを通じて理解を深める予定です。

○近藤委員　今お示しいただいたとおり、昨年９月にテーマとして周知いただいているということでしたけれども、この問題は非常に難しく、本質は自分が当事者であると認識できないことというように思います。

教職員の皆さまからあがる些細な情報を吸い上げ、人権教育担当者と教育委員会で、個々の情報を把握・共有し、最適な対応を素早く考えていくことが非常に重要であると考えます。

このコロナ禍の２年間で疲弊し、様々な影響を受けたご家庭等あるかと思いますので、その中での早期発見・対策、早期なケアをしてあげることが非常に重要かと思いますので、情報組織の再構築の検討をぜひよろしくお願いいたします。

○谷元委員　最後に意見を述べさせていただきたいと思います。

令和４年度の指針は、学習指導要領や、大阪府教育委員会の指導・助言事項を踏まえ、枚方市教育振興基本計画が示した、確かな学力と自立を育む教育の充実を始め、10 の基本方策を具現化するため、枚方市教育委員会が、市立の学校園に対する指導・助言の基本方針として示しています。

先ほどの説明でもありましたように、今年度、課題として明らかになった人権教育を始め、教職員の服務、支援教育、生徒指導等の事項が、最重要課題に追記されました。

各学校園は、学校長のリーダーシップのもと、本指針を全教職員で共有し、保護者や地域の方の協力を得ながら、社会に開かれた教育課程の実現を目指し、教育の質の向上や子どもの育ちの支援といった取り組みを推進する必要があります。

そして、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、確かな学力と自立の力、生きる力を育む、特色ある学校運営が展開できるよう、教育委員会が積極的に学校園を指導・支援していただくようお願いいたします。

○奈良教育長　ほかに質疑はありませんか。

これをもって質疑を終結します。

これから討論にはいります。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第 24 号を採決します。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奈良教育長　ご異議なしと認めます。

よって本件は承認することに決しました。

続きまして、日程４、報告第 13 号「臨時代理事項の報告について」を議題とします。

なお、本件につきましては、枚方市情報公開条例第５条第６号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第７項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○奈良教育長　ご異議なしと認めます。

それでは、本件につきましては、非公開といたします。

ここで、定例会は休憩といたします。

休憩中の時間を使って教育委員会協議会を行います。

＜　非　公　開　＞

○奈良教育長　ただいまから、定例会を公開いたします。

以上、本定例会に付議された案件はすべて議了しました。

これをもって、令和４年第３回枚方市教育委員会定例会を閉会いたします。

署名欄

（教育長）　　奈　良　　渉

（教育委員）　　谷　元　　紀　之